

全県域汚水適正処理構想

2023年3月

愛 知 県

目 次

総 論

1	全県域污水適正処理構想とは	1
2	全県域污水適正処理構想（2023年3月改定版）の趣旨	1
3	污水处理施設の役割と種類	2
4	本構想の構成	3

第 I 編 污水处理の未普及対策

第 1 章	污水处理の概要	1-1
1.1	污水处理施設の整備状況	1-1
1.2	公共用水域の水質状況	1-3
第 2 章	污水处理の早期概成に向けた課題	1-4
2.1	市街化調整区域の下水道整備	1-4
2.2	早期概成に向けた各污水处理施設の整備の加速化	1-5
第 3 章	対策の基本的事項	1-6
第 4 章	未普及対策	1-7
4.1	取組内容	1-7
4.1.1	適正な整備手法の選定	1-7
4.1.2	アクションプランに基づく整備推進	1-11
4.2	まとめ	1-15
第 5 章	進捗管理	1-17

第Ⅱ編 汚水処理の広域化・共同化計画

第1章	広域化・共同化計画とは	2-1
1.1	背景と目的	2-1
1.2	計画の位置づけ	2-1
第2章	県内汚水処理施設の概要	2-2
2.1	汚水処理施設	2-2
2.2	その他類似施設	2-6
第3章	汚水処理が抱える課題	2-7
3.1	施設面	2-7
3.2	人材面	2-12
3.3	財政面	2-14
第4章	これまでの広域化・共同化の取組	2-16
第5章	計画の基本的事項	2-18
第6章	広域化・共同化計画	2-20
6.1	取組内容	2-21
6.1.1	施設の統廃合（ハード面の連携）	2-21
6.1.2	汚泥処理の共同化（ハード面の連携）	2-33
6.1.3	し尿処理施設の下水道への接続（ハード面の連携）	2-36
6.1.4	他処理区への編入（ハード面の連携）	2-37
6.1.5	維持管理業務の共同化（ソフト面の連携）	2-38
6.1.6	下水道事務等の共同化（ソフト面の連携）	2-40
6.1.7	災害訓練等の共同化（ソフト面の連携）	2-42
6.1.8	人材育成の共同化（ソフト面の連携）	2-45
6.2	スケジュール	2-46
6.3	まとめ	2-50
第7章	進捗管理	2-53

総論

1 全県域汚水適正処理構想とは

汚水処理には、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備手法があり、汚水処理施設を効率的に整備、運営管理するには、どの地域をどの整備手法で行うか、適正に分担する必要がある。

そこで、各市町村では、それぞれの汚水処理施設が有する特性、水環境の保全効果、地域特性、経済性、時間軸等を総合的に勘案し、地域毎に適正な整備手法を選定し、これに基づき汚水処理の早期概成を目指した整備計画等を含む、汚水処理構想を策定している。

愛知県では、この各市町村が作成した汚水処理構想を全県でとりまとめ、これを愛知県の汚水処理施設の整備及び運営管理に関する総合的な構想とする「全県域汚水適正処理構想」として1996年度に策定し、2003年度、2011年度、2016年度と社会情勢の変化等に対応するため、累次の見直しを行い、これに基づき、汚水処理の未普及解消に向けた、汚水処理施設整備を効率的に進めてきた。

2 全県域汚水適正処理構想（2023年3月改定版）の趣旨

本県では、効率的に汚水処理施設の整備を進めてきた結果、2021年度末の汚水処理人口普及率は92.3%となり、1996年度当時と比べ、約30%上昇している。

その一方で、未だ県民の約58万人が適正な汚水処理施設を利用できない状況にあり、加えて、これまで順調に推移してきた汚水処理人口普及率の伸びも、近年では、鈍化してきていることから、これまで掲げてきた汚水処理の早期概成（2026年度末までに汚水処理人口普及率95%以上）の達成には、一層効率的な整備が必要となっている。

また、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化による大量更新期の到来等、汚水処理事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、広域化・共同化の推進などによる、一層効率的な事業運営を求められている。

このような状況を受け、本構想では、未普及対策について、効率的な整備を進めるため、既存の構想の未普及地域の整備手法等を見直し、汚水処理の早期概成が実現可能なものとした。また、広域化・共同化計画については、持続可能な汚水処理事業の運営を目的に、より一層の効率化を図るため、県と市町村等が連携して進めていくべき取組をとりまとめた。

【本構想の要点】

- ・ 汚水処理の未普及地域の解消に向けた早期概成
- ・ 持続可能な汚水処理事業の運営のための広域化・共同化の積極的な推進

3 汚水処理施設の役割と種類

(1) 主な役割

汚水処理施設には、市街地等に滞留する汚水を排除し、蚊やハエの発生及び伝染病の予防、悪臭の発生を防ぎ「公衆衛生の向上」に寄与することや、家庭や工場などから河川や海域等に排出される汚水を浄化し、「公共用水域の水質の保全」を図る等の役割がある。

(2) 主な種類

汚水処理施設は、集合処理施設と個別処理施設に大別され、集合処理施設には主に下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント等があり、個別処理施設には主に合併処理浄化槽がある。

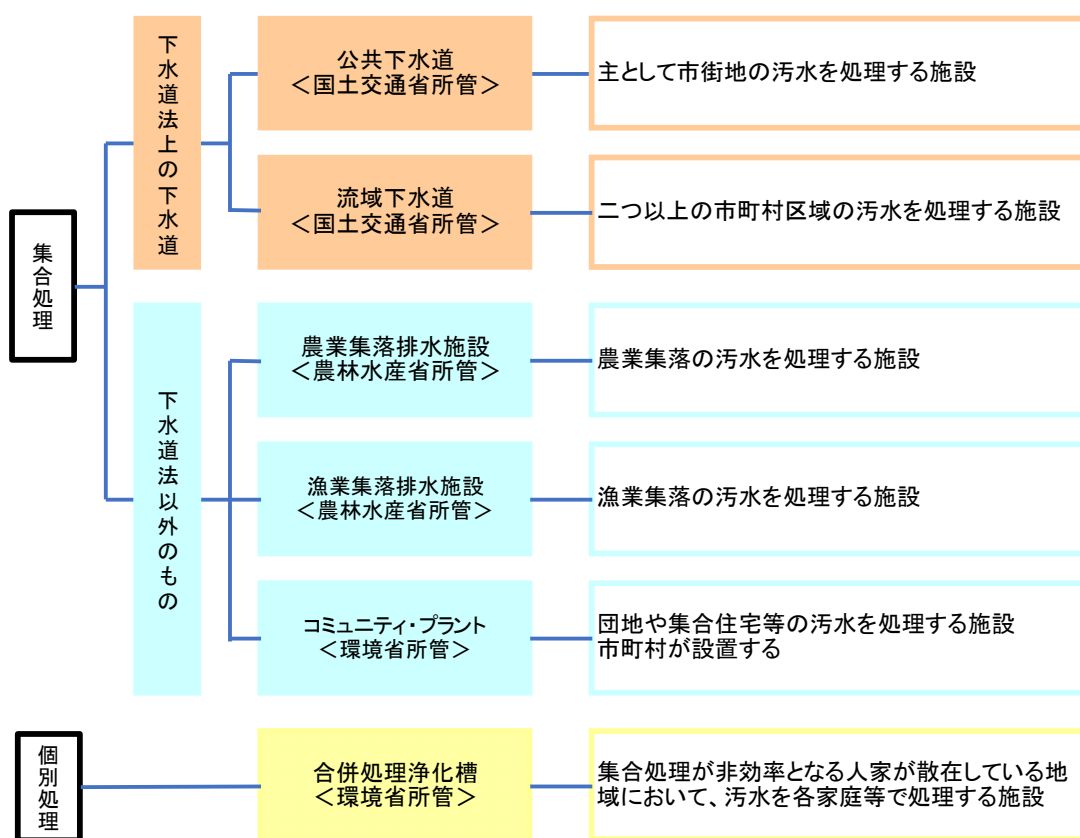


図1 主な汚水処理施設の種類

汚水処理施設の整備手法は、経済性での選定を基本としつつ、整備時期や地域特性、住民の意向等を総合的に考慮し、設定する。都市部など人口密度が大きい地域では集合処理が経済的となり、山村など人口密度が小さい地域では個別処理が経済的となる。

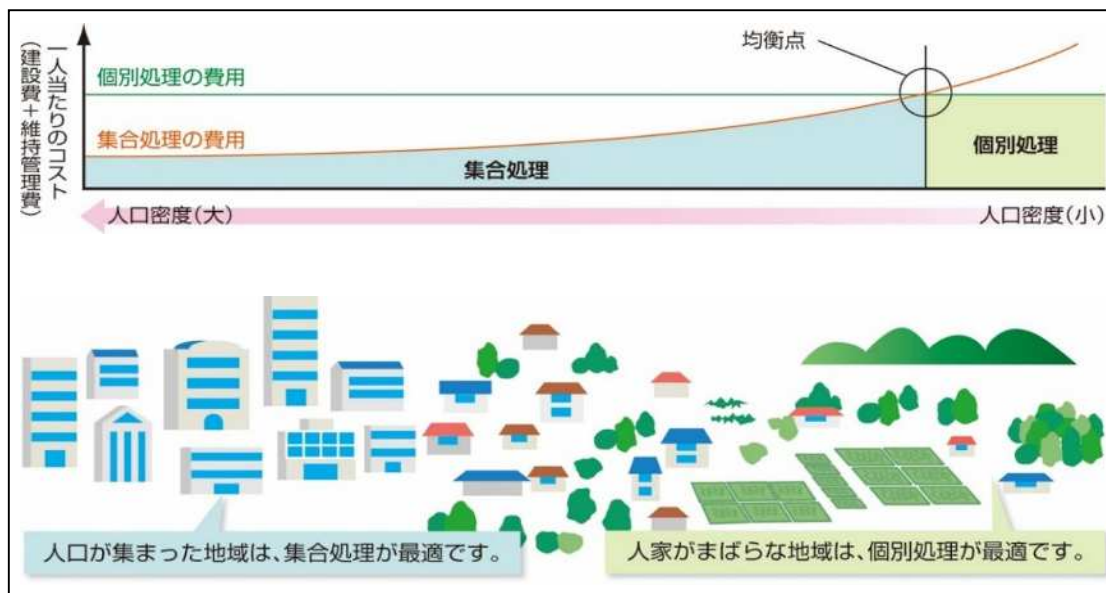


図2 集合処理と個別処理の選定イメージ

4 本構想の構成

本構想は、従来からの汚水処理の未普及地域の解消に向けた取組を「第I編 汚水処理の未普及対策」に、「広域化・共同化計画策定マニュアル（2020年4月 総務省・農林水産省・国土交通省・環境省）」に基づく広域化・共同化の取組を「第II編 汚水処理の広域化・共同化計画」としてとりまとめた。

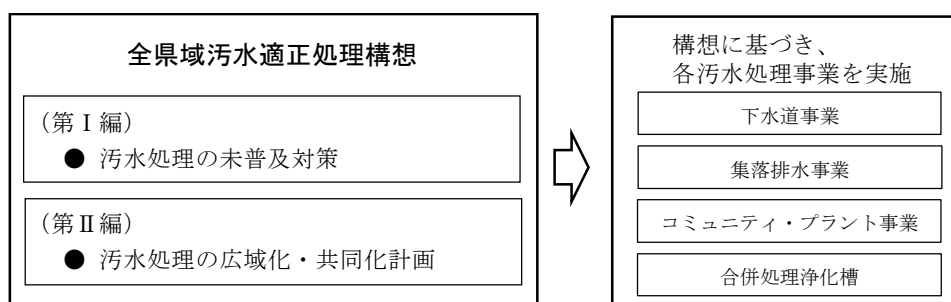


図3 本構想の構成

第 I 編 汚水処理の未普及対策

第1章 汚水処理の概要

1.1 汚水処理施設の整備状況

本県の2021年度末の汚水処理人口普及率は92.3%であり、その内訳は、下水道が80.6%、合併処理浄化槽が9.8%、農業・漁業集落排水施設が1.8%、コミュニティ・プラントが0.1%となっている（図1-1）。

1996年度以来、汚水処理の適正な役割分担の下、効率的に汚水処理施設の整備を進めてきた結果、本県の汚水処理人口普及率は、全県域汚水適正処理構想を初めて策定した1996年度当時と比べ、約30%上昇していることから、これまで順調に推移してきたと言える（図1-2）。

しかしながら、県全体での汚水処理人口普及率は、未だ概成の目安である95%に達していない状況であり、市町村別に見れば、全54市町村の内、95%に達しているのは、約1/4の13市町村となっている（図1-3、表1-1）。

汚水処理の早期概成（2026年度末までに汚水処理人口普及率95%以上）を達成するには、より一層の効率的な汚水処理施設の整備が必要となっている。

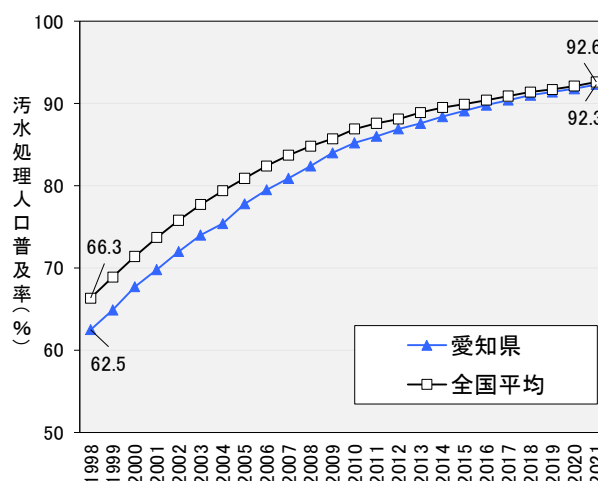
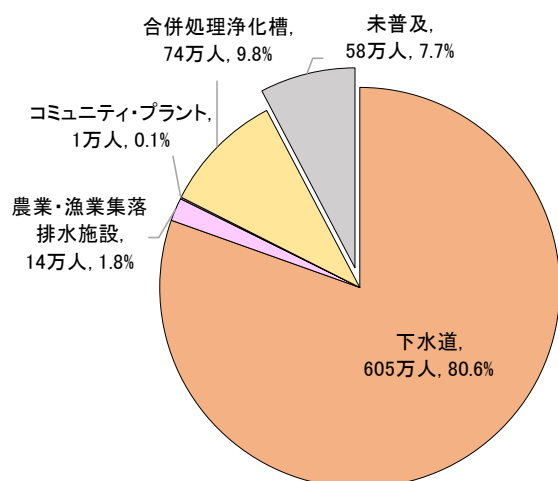


図1-1 汚水処理人口普及率（2021年度末）

図1-2 汚水処理人口普及率の推移

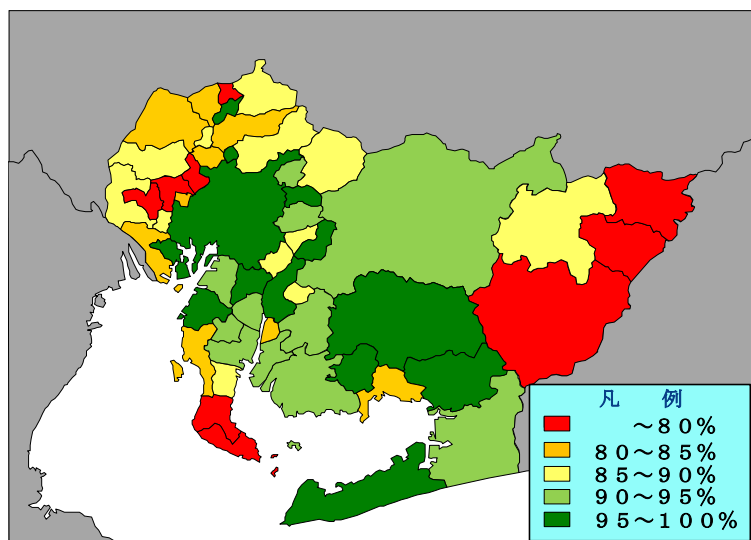


図1-3 市町村別汚水処理人口普及率の分布（2021年度末）

表 1-1 市町村別汚水処理人口普及率（2021 年度末）

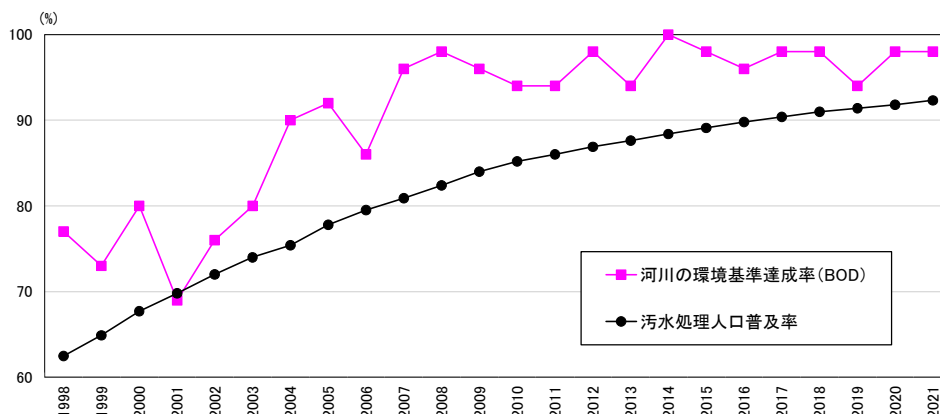
市町村	行政人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率(%)				合計
			下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽	
愛知県全体	7,515,007	6,937,694	80.6	1.8	0.1	9.8	92.3
名古屋市	2,292,609	2,284,689	99.4	-	-	0.3	99.7
豊橋市	370,829	337,051	75.4	2.3	0.2	13.0	90.9
岡崎市	384,996	370,576	89.2	2.0	-	5.1	96.3
一宮市	381,366	322,153	68.7	-	-	15.8	84.5
瀬戸市	128,470	109,802	67.7	-	-	17.8	85.5
半田市	118,166	108,149	89.1	-	-	2.4	91.5
春日井市	309,011	273,624	69.2	-	-	19.3	88.5
豊川市	186,277	185,332	86.9	1.4	-	11.1	99.5
津島市	60,759	48,076	42.8	-	2.3	34.1	79.1
碧南市	72,756	67,185	86.0	-	-	6.3	92.3
刈谷市	152,751	149,145	93.3	-	-	4.3	97.6
豊田市	418,284	379,789	76.0	1.6	0.2	13.0	90.8
安城市	189,061	173,794	82.2	1.0	-	8.7	91.9
西尾市	170,493	157,194	76.6	9.6	-	6.0	92.2
蒲郡市	79,085	66,952	69.5	-	-	15.1	84.7
犬山市	72,693	65,235	71.2	0.4	-	18.1	89.7
常滑市	58,477	48,532	53.6	9.5	-	19.9	83.0
江南市	99,362	81,434	42.8	-	-	39.2	82.0
小牧市	150,684	126,429	77.8	0.8	-	5.3	83.9
稲沢市	134,748	114,550	46.5	5.5	0.4	32.6	85.0
新城市	44,142	30,794	38.0	9.7	-	22.0	69.8
東海市	113,931	108,013	86.6	-	-	8.2	94.8
大府市	92,694	90,897	84.5	-	-	13.6	98.1
知多市	84,227	81,985	96.7	-	-	0.6	97.3
知立市	72,011	63,340	69.6	-	-	18.4	88.0
尾張旭市	83,904	79,655	84.6	-	-	10.3	94.9
高浜市	49,292	41,406	67.4	-	-	16.6	84.0
岩倉市	47,574	40,682	74.4	-	-	11.1	85.5
豊明市	68,337	60,034	82.9	-	-	4.9	87.8
日進市	93,042	85,368	78.2	0.3	-	13.3	91.8
田原市	59,734	58,132	55.2	39.3	0.5	2.4	97.3
愛西市	61,804	53,648	35.5	23.0	5.4	22.9	86.8
清須市	69,133	46,712	31.0	-	-	36.6	67.6
北名古屋市	85,953	68,769	51.6	-	-	28.4	80.0
弥富市	43,820	35,201	47.6	15.7	1.2	15.9	80.3
みよし市	61,218	61,095	83.5	12.1	3.0	1.1	99.8
あま市	88,659	55,607	33.8	-	-	29.0	62.7
長久手市	60,352	58,996	90.3	5.8	-	1.7	97.8
東郷町	43,741	38,802	82.6	-	-	6.1	88.7
豊山町	15,819	15,093	76.2	-	-	19.2	95.4
大口町	24,225	23,718	96.2	-	-	1.7	97.9
扶桑町	34,955	24,552	48.5	-	-	21.7	70.2
大治町	33,151	27,227	21.7	-	-	60.4	82.1
蟹江町	37,086	32,828	64.8	-	0.9	22.9	88.5
飛島村	4,672	4,520	-	86.3	-	10.5	96.7
阿久比町	28,564	26,942	86.0	-	-	8.3	94.3
東浦町	50,372	46,483	86.6	-	-	5.7	92.3
南知多町	16,459	7,048	-	10.7	-	32.1	42.8
美浜町	21,296	12,584	-	0.9	-	58.2	59.1
武豊町	43,233	38,550	81.6	-	-	7.6	89.2
幸田町	42,371	42,341	72.9	23.9	-	3.2	99.9
設楽町	4,454	3,983	7.3	42.3	-	39.8	89.4
東栄町	2,903	2,250	51.3	8.5	-	17.6	77.5
豊根村	1,002	748	-	-	-	74.7	74.7
全国※	12554万人	11621万人	80.6	2.5	0.1	9.4	92.6

汚水処理人口普及率については、小数点第2位を四捨五入したため合計が合わない場合がある。

※全国のデータは、東日本大震災の影響により調査不能な福島県の2町を除いた値となっている。

1.2 公共用水域の水質状況

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準として、環境基準が定められている。県内主要河川における BOD の環境基準達成率は、污水处理施設整備の進捗により、徐々に上昇し近年では 90%以上で推移している（図 1-4）。



参考：環境白書（愛知県）

図 1-4 污水处理人口普及率と河川環境基準達成率の推移

参考

BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略で、有機物による水の汚濁の程度を示す指標。水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素量のこと、単位は mg/L（水 1L 当たり消費される酸素の mg 数）で表す。BOD が高い（数値が大きい）ほど汚濁の度合いが著しいことを示す。

環境基準の達成状況の評価：環境基準類型指定水域の環境基準達成状況の評価は、環境省が示している基準に則って判断する。BOD（河川）については 75%水質値（年間 n 個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値）により行い、水域内の全ての環境基準点においてその値が適合しているとき達成としている。

第2章 汚水処理の早期概成に向けた課題

本県では、これまで全県域汚水適正処理構想に基づき、汚水処理施設の整備を進めることにより、概ね順調な進捗を重ねてきた。しかしながら、汚水処理人口普及率の推移について、近年の伸びは鈍化してきており、過去5年間の実績に基づく推移で進捗すると仮定すると、2026年度末での汚水処理人口普及率95%以上の達成が難しく、加速化が必要であることが判明した（図1-5）。汚水処理の早期概成（2026年度末までに汚水処理人口普及率95%以上）を達成するには、より一層の効率的な汚水処理施設の整備が必要となっている。

今後、整備を進める未普及地域が人口密集地域から人口密度の低い地域での普及促進が中心となっていく中、市町村の財政負担と住民負担のバランスや整備に要する時間など、方針を検討する上で考慮すべき点は多い。

これらを鑑み、ここでは汚水処理の早期概成の実現に向けた課題を整理した。

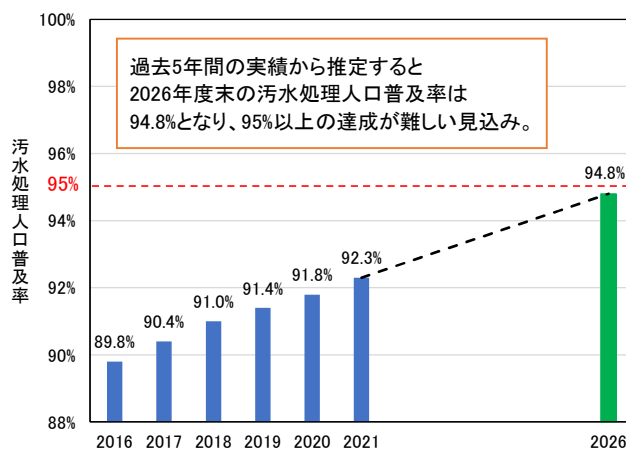


図1-5 汚水処理人口普及率の推移と見込み

2.1 市街化調整区域の下水道整備

本県の2021年度末の下水道整備全体の進捗率は88.5%となっており（表1-2）、特に市街化区域の整備の進捗率は93.1%と、整備の概成まであと一步のところまできている。しかしながら、市街化調整区域では、整備の進捗率は48.4%と、多くの未普及地域が残っており、過去の整備実績から推定すると、整備完了までには相当な期間を要することが見込まれることから、早期概成に向け、これらの地域の整備をいかに進めていくかが、喫緊の課題となっている。

表1-2 下水道整備進捗率（2021年度末）

	全体計画人口	整備人口	進捗率
下水道全体計画	6,844千人	6,054千人	88.5%
市街化区域	6,200千人	5,771千人	93.1%
市街化調整区域	577千人	279千人	48.4%

2.2 早期概成に向けた各污水处理施設の整備の加速化

本県では、污水处理の未普及地域の解消に向けた早期概成を達成するため、計画的かつ効率的に污水处理施設の整備を進めてきた。しかしながら、今後の整備が過去5年間の実績に基づく推移で進捗すると仮定すると、2026年度末での污水处理人口普及率95%以上の達成が難しい状況である。

このため、各污水处理施設の整備の加速化が必須となっているが、限られた予算の中、これを実現するには、特に集合処理においては、より計画的に効率的な整備を進める必要がある。また、個別処理においても、浄化槽整備区域内の未普及人口が約22万人（2021年度末）という状況を踏まえ、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への更なる転換促進が必要である。

このような状況を踏まえ、今まで以上に、各污水处理事業間の連携を強化し、適切な役割分担の下、より一層の効率的な整備を進めることが重要である。

第3章 対策の基本的事項

第2章で整理した課題に対し、汚水処理の未普及地域の解消に向け、早期概成を達成するため、整備に関する基本的事項を以下のとおり定め、社会情勢の変化等に応じた適正な整備手法を選定し、より一層の整備の効率化を図る。

基本的事項 未普及地域における整備手法の徹底的な見直しと整備の推進

未普及地域の解消に向け、経済比較を基本としつつ、地域特性や整備の状況・運営を含めた時間軸等の観点から考慮した整備手法の見直しにより、2026年度末での汚水処理の概成（汚水処理人口普及率95%以上）を目指す（図1-6）。

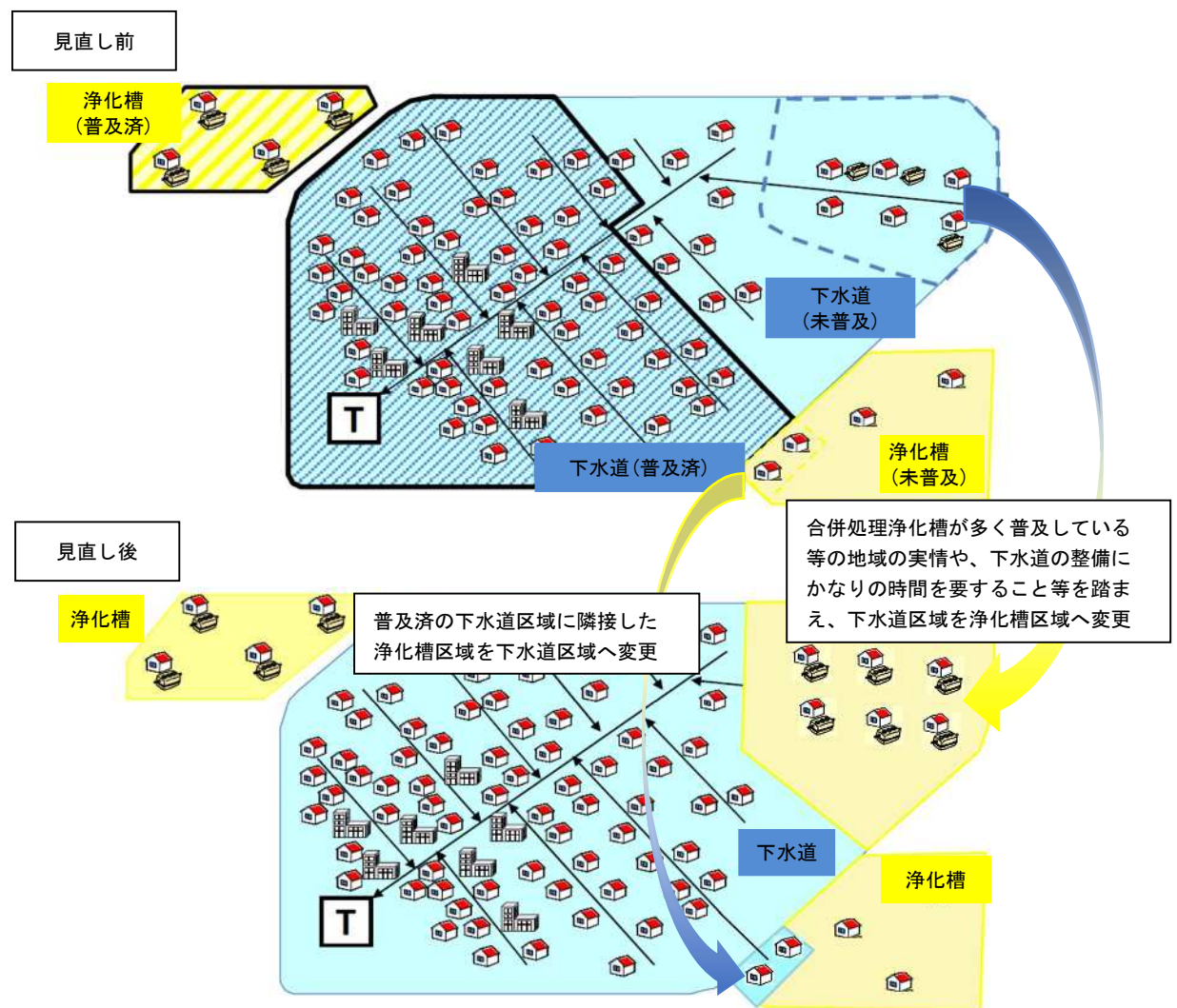


図1-6 整備手法の見直しイメージ

第4章 未普及対策

汚水処理の早期概成に向けた課題である「市街化調整区域の下水道整備」「早期概成に向けた各汚水処理施設の整備の加速化」に対し、「適正な整備手法の選定」「アクションプランに基づく整備推進」を進めることで、より効果的な未普及対策を実行する。

4.1 取組内容

4.1.1 適正な整備手法の選定

各汚水処理施設の整備を、適正な役割分担の下、計画的に実施していくため、効率的かつ適正な整備手法を選定する。

特に、汚水処理の早期概成に向けて、整備に長期間を要することが見込まれる地域については、地域の実情や地域住民の意向を考慮した上で、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入する等の弾力的な対応を検討、見直しを実施することとする。

(1) 本構想における整備手法の見直し内容

今回、未普及地域において、早期に効率的な整備を進めるため、整備手法を44市町で見直した(表1-3)。

この内、未普及の新たな開発区域や既整備地区周辺の地域では、効率的に整備を進めるため、34市町で個別処理(合併処理浄化槽)から集合処理(下水道、農業集落排水施設)による整備へ見直した。

また、未普及の集合処理区域において、現手法における整備予定時期や地域の実情を踏まえ、早期に整備を進めるため、32市町で集合処理(下水道、農業・漁業集落排水施設)から個別処理(合併処理浄化槽)による整備へ見直した。

表1-3 整備手法の見直し結果

整備手法の見直し内容		市町村数	面積
個別処理 ↓ 集合処理	合併処理浄化槽から下水道への見直し	34 市町	約 792 ha
	合併処理浄化槽から農業集落排水施設への見直し	1 町	約 1 ha
	計	34 市町	約 793 ha
集合処理 ↓ 個別処理	下水道から合併処理浄化槽への見直し	29 市町	約 9,330 ha
	農業集落排水施設から合併処理浄化槽への見直し	3 市町	約 122 ha
	漁業集落排水施設から合併処理浄化槽への見直し	1 町	約 33 ha
	計	32 市町	約 9,485 ha
	合計	44 市町	

重複している市町あり

(2) 本構想で目指す未普及地域の解消のための汚水処理施設の役割分担

見直しの結果、整備完了時における汚水処理人口の割合は、下水道が2.1%減少、合併処理浄化槽が2.9%増加し（表1-4）、各市町村の整備完了時の汚水処理の構成比率は表1-5に示すとおりとなった。

表 1-4 整備完了時の汚水処理の構成比率

	見直し前			見直し後	
	汚水処理人口 (人)	割合 (%)		汚水処理人口 (人)	割合 (%)
下水道	6,814,440	92.6%	-2.1%	6,704,441	90.5%
集落排水施設	148,479	2.0%	-0.5%	107,957	1.5%
コミュニティ・プラント	7,874	0.1%	-0.1%	2,232	0.0%
合併処理浄化槽	384,748	5.2%	+2.9%	597,514	8.1%
合計	7,355,541	100.0%		7,412,144	100.0%

このように、多くの地域において、整備手法を集合処理から個別処理に見直したことから、これに対する早期概成への方策として、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を更に進めていく。

表 1-5 市町村別の汚水処理の構成比率（整備完了時）

市町村	行政人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率(%)				
			下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽	合計
愛知県全体	7,412,144	7,412,144	90.5	1.5	0.0	8.1	100.0
名古屋市	2,280,000	2,280,000	100.0	-	-	0.0	100.0
豊橋市	359,181	359,181	81.0	2.4	0.2	16.4	100.0
岡崎市	394,412	394,412	92.8	1.8	-	5.4	100.0
一宮市	357,500	357,500	73.4	-	-	26.6	100.0
瀬戸市	120,227	120,227	97.9	-	-	2.1	100.0
半田市	116,500	116,500	93.1	-	-	6.9	100.0
春日井市	299,019	299,019	91.7	-	-	8.3	100.0
豊川市	181,948	181,948	95.2	1.2	-	3.7	100.0
津島市	58,200	58,200	70.3	-	-	29.7	100.0
碧南市	68,900	68,900	99.2	-	-	0.8	100.0
刈谷市	156,817	156,817	100.0	-	-	0.0	100.0
豊田市	430,000	430,000	84.0	0.3	-	15.7	100.0
安城市	191,000	191,000	87.4	-	-	12.6	100.0
西尾市	157,376	157,376	79.7	9.7	-	10.6	100.0
蒲郡市	74,104	74,104	89.6	-	-	10.4	100.0
犬山市	70,470	70,470	90.3	0.5	-	9.3	100.0
常滑市	60,700	60,700	84.6	11.3	-	4.0	100.0
江南市	93,400	93,400	57.3	-	-	42.7	100.0
小牧市	146,577	146,577	90.8	0.8	-	8.4	100.0
稲沢市	122,500	122,500	58.4	2.3	-	39.3	100.0
新城市	41,240	41,240	53.5	9.7	-	36.8	100.0
東海市	117,286	117,286	93.7	-	-	6.3	100.0
大府市	94,520	94,520	91.4	-	-	8.6	100.0
知多市	88,000	88,000	97.2	-	-	2.8	100.0
知立市	71,468	71,468	99.7	-	-	0.3	100.0
尾張旭市	82,900	82,900	100.0	-	-	0.0	100.0
高浜市	47,700	47,700	99.7	-	-	0.3	100.0
岩倉市	44,046	44,046	95.0	-	-	5.0	100.0
豊明市	67,994	67,994	98.5	-	-	1.5	100.0
日進市	99,950	99,950	99.0	0.2	-	0.8	100.0
田原市	64,000	64,000	55.4	42.4	0.4	1.7	100.0
愛西市	56,102	56,102	54.7	23.2	1.0	21.1	100.0
清須市	67,200	67,200	100.0	-	-	0.0	100.0
北名古屋市	83,200	83,200	99.9	-	-	0.1	100.0
弥富市	41,200	41,200	69.1	15.8	1.2	13.9	100.0
みよし市	63,950	63,950	98.8	-	-	1.2	100.0
あま市	81,558	81,558	91.6	-	-	8.4	100.0
長久手市	68,000	68,000	93.3	5.6	-	1.1	100.0
東郷町	45,690	45,690	85.2	-	-	14.8	100.0
豊山町	14,800	14,800	99.8	-	-	0.2	100.0
大口町	23,229	23,229	99.9	-	-	0.1	100.0
扶桑町	33,174	33,174	62.9	-	-	37.1	100.0
大治町	31,500	31,500	100.0	-	-	-	100.0
蟹江町	35,506	35,506	98.8	-	0.9	0.3	100.0
飛島村	3,648	3,648	-	93.7	-	6.3	100.0
阿久比町	29,090	29,090	90.0	-	-	10.0	100.0
東浦町	49,725	49,725	85.8	-	-	14.2	100.0
南知多町	13,365	13,365	-	11.3	-	88.7	100.0
美浜町	20,700	20,700	-	1.0	-	99.0	100.0
武豊町	42,339	42,339	83.1	-	-	16.9	100.0
幸田町	43,470	43,470	97.1	1.7	-	1.2	100.0
設楽町	3,600	3,600	26.7	41.9	-	31.4	100.0
東栄町	2,203	2,203	51.7	8.2	-	40.1	100.0
豊根村	960	960	-	-	-	100.0	100.0

汚水処理人口普及率については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある

汚水処理人口普及率については、小数点第2位を四捨五入したため、表示が0.0%、100.0%となる場合がある。

本構想をまとめるにあたり実施した整備手法の見直し事例を次に示す。

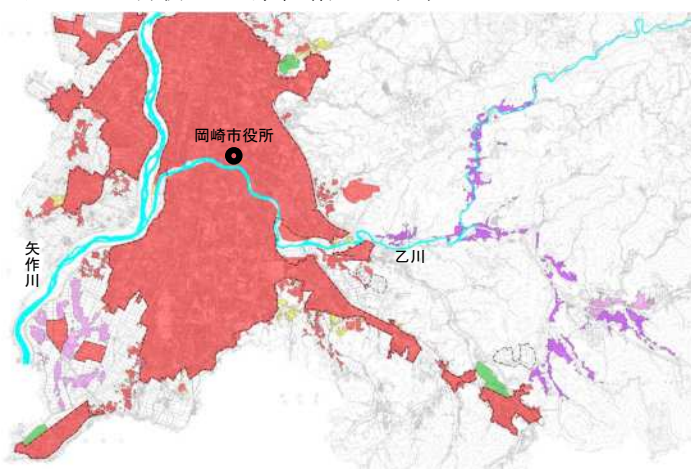
【具体的な事例① 岡崎市】

都市計画マスタープランの見直しによる市街化区域の編入に伴い、当該区域の整備手法を合併処理浄化槽から下水道へ見直した。

市街化調整区域では、下水道の既整備区域に隣接し、家屋等が新設される地域については、経済性を踏まえ、合併処理浄化槽から下水道による整備へ見直した。また、下水道の整備が進んでいない区域では、住民へのアンケート等により下水道の整備に対する意向を確認した上で、その区域の一部を下水道から合併処理浄化槽による整備へ見直した。

見直し内容

合併処理浄化槽から下水道への見直し 85ha
 下水道から合併処理浄化槽への見直し 76ha



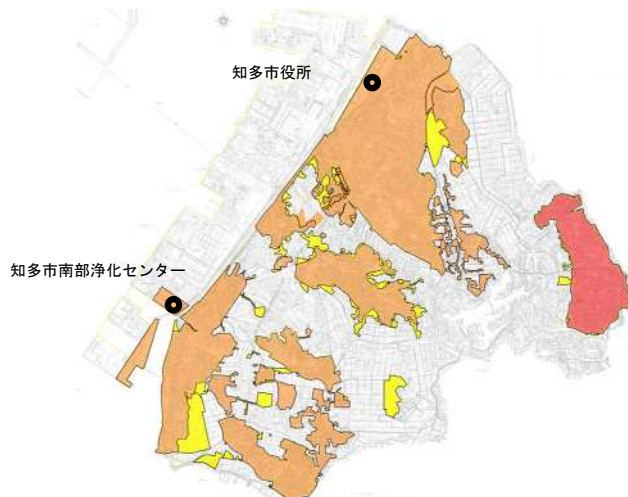
凡 例		
事 業 名	色	記号
流域圏連公共下水道	赤	
流域圏連特定埋蔵保全公共下水道	橙	
産業業排水施設	紫	
合併処理浄化槽	白	
市街化区域	黒太破線	
調査区域（下水道→合併処理浄化槽）	黄色	
変更区域（合併処理浄化槽→下水道）	緑	

【具体的な事例② 知多市】

これまでの下水道の整備状況や市の財政状況等から、市の下水道整備の完了までに 50 年以上を要する見込みであることが判明した。特に市街化調整区域については、長期間を要することが想定される。地域の実情を踏まえ、早期に整備を完了するため、この地域では、下水道から合併処理浄化槽による整備へ見直した。なお、この見直しに合わせ、浄化槽設置費補助事業を新設し、合併処理浄化槽整備を促進する。

見直し内容

下水道から合併処理浄化槽への見直し 139ha



名 称	色	記号
流域圏連公共下水道	赤	
単独公共下水道	橙	
市街化区域	黒太破線	
合併処理浄化槽	白	
変更区域（下水道→合併処理浄化槽）	黄色	

4.1.2 アクションプランに基づく整備推進

構想に基づく汚水処理の役割分担の下、各市町村は、これまでの整備実績等を踏まえ、汚水処理施設を早期に概成するための整備計画を作成している。

これを県が集約・整理し、2026年度末の県全体での汚水処理人口普及率95%以上を達成するためのアクションプランとしてとりまとめた。

本構想に定めるアクションプランは、表1-6のとおりとなる。

表 1-6 早期概成のためのアクションプラン（2026 年度末）

市町村	行政人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率(%)				
			下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽	合計
愛知県全体	7,454,908	7,095,843	84.4	1.7	0.1	9.0	95.2
名古屋市	2,267,661	2,260,052	99.5	-	-	0.2	99.7
豊橋市	367,400	342,064	78.7	2.3	0.2	11.9	93.1
岡崎市	392,572	383,133	91.2	1.9	-	4.5	97.6
一宮市	365,300	315,699	71.1	-	-	15.3	86.4
瀬戸市	124,129	116,294	76.1	-	-	17.6	93.7
半田市	117,700	111,804	93.1	-	-	1.9	95.0
春日井市	305,902	290,616	70.6	-	-	24.4	95.0
豊川市	184,258	183,766	93.2	1.4	-	5.1	99.7
津島市	59,486	49,923	47.6	-	1.4	35.0	83.9
碧南市	70,000	68,574	97.5	-	-	0.5	98.0
刈谷市	155,958	153,788	94.2	-	-	4.4	98.6
豊田市	434,561	412,666	82.7	1.5	0.2	10.6	95.0
安城市	191,000	188,051	87.4	-	-	11.1	98.5
西尾市	160,096	152,100	79.6	9.7	-	5.6	95.0
蒲郡市	76,290	73,173	86.8	-	-	9.1	95.9
犬山市	72,010	65,180	72.7	0.5	-	17.4	90.5
常滑市	60,000	52,690	58.8	11.5	-	17.6	87.8
江南市	96,000	83,087	46.3	-	-	40.2	86.5
小牧市	149,038	144,288	88.9	0.8	-	7.2	96.8
稲沢市	126,710	114,772	53.7	5.2	0.4	31.3	90.6
新城市	42,762	32,358	42.2	10.3	-	23.2	75.7
東海市	116,557	112,798	91.9	-	-	4.8	96.8
大府市	93,811	93,076	84.1	-	-	15.1	99.2
知多市	86,820	86,092	97.1	-	-	2.0	99.2
知立市	71,382	67,276	77.0	-	-	17.3	94.2
尾張旭市	83,780	80,280	88.4	-	-	7.4	95.8
高浜市	48,320	42,788	80.6	-	-	7.9	88.6
岩倉市	45,232	41,633	80.0	-	-	12.1	92.0
豊明市	68,332	63,871	90.8	-	-	2.7	93.5
日進市	96,330	91,792	87.6	0.2	-	7.5	95.3
田原市	64,000	63,710	55.4	42.4	0.4	1.3	99.5
愛西市	58,996	50,779	42.2	23.2	5.1	15.5	86.1
清須市	68,000	54,948	44.5	-	-	36.3	80.8
北名古屋市	83,800	71,936	69.3	-	-	16.5	85.8
弥富市	42,000	36,291	57.8	15.8	1.2	11.6	86.4
みよし市	62,775	62,652	85.5	11.6	1.6	1.1	99.8
あま市	83,592	57,010	40.8	-	-	27.4	68.2
長久手市	65,500	64,942	93.0	5.6	-	0.6	99.1
東郷町	45,474	43,463	83.5	-	-	12.0	95.6
豊山町	14,880	14,870	91.1	-	-	8.8	99.9
大口町	23,253	23,244	99.9	-	-	0.0	100.0
扶桑町	33,874	25,369	52.0	-	-	22.9	74.9
大治町	31,400	26,399	39.8	-	-	44.3	84.1
蟹江町	36,125	33,450	75.0	-	0.9	16.8	92.6
飛島村	3,885	3,885	-	93.7	-	6.3	100.0
阿久比町	29,030	27,784	85.8	-	-	10.0	95.7
東浦町	50,285	47,468	85.7	-	-	8.7	94.4
南知多町	14,717	7,524	-	11.1	-	40.1	51.1
美浜町	21,660	17,916	-	1.0	-	81.7	82.7
武豊町	42,822	39,461	82.3	-	-	9.8	92.2
幸田町	41,990	41,960	94.9	1.8	-	3.3	99.9
設楽町	4,000	3,942	26.7	42.0	-	29.9	98.6
東栄町	2,465	2,168	51.8	8.2	-	28.0	88.0
豊根村	988	988	-	-	-	100.0	100.0

汚水処理人口普及率については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある

汚水処理人口普及率については、小数点第2位を四捨五入したため、表示が0.0%、100.0%となる場合がある

未普及地域の解消に向けた早期概成を達成するため、アクションプランに基づき、計画的かつ効率的に整備を進める（図 1-7）。

また、整備を進めるにあたっての配慮すべき事項を実行メニューとして、以下に示す。

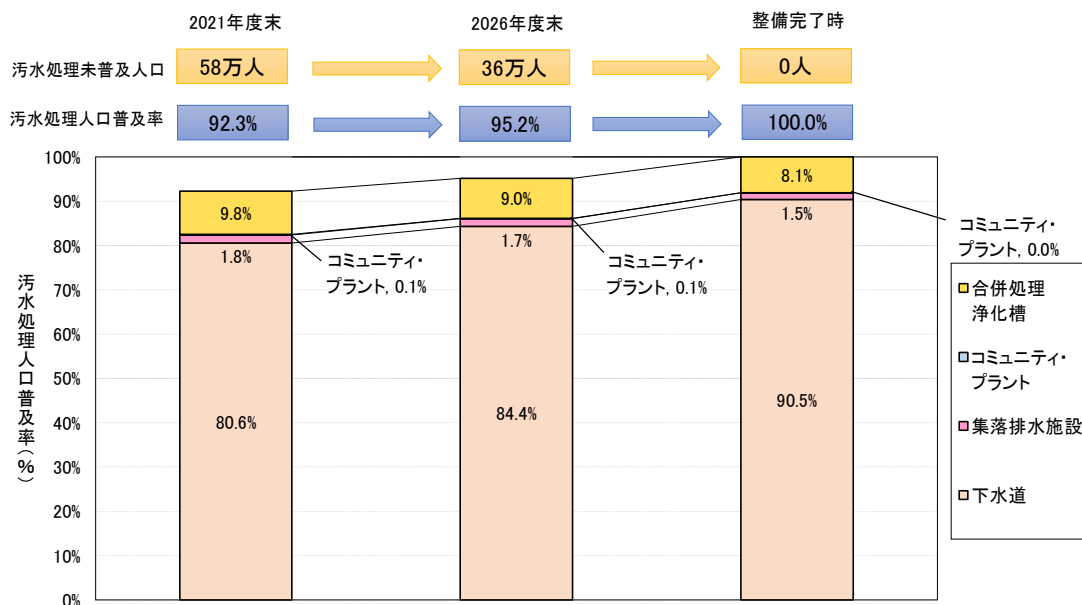


図 1-7 汚水処理人口普及率の推移

主な実行メニュー（配慮事項）

- ▶ 下水道整備の年間事業量の増加
- ▶ 下水道整備における道路線形に合わせた施工や小型マンホールの設置等の工期短縮手法や低コスト手法による整備
- ▶ 下水道整備の事業費の拡大・確保
- ▶ 下水道整備における設計・施工一括発注方式の採用
- ▶ 合併処理浄化槽の普及啓発活動の実施
- ▶ 浄化槽設置費補助事業の新設・拡充
- ▶ 浄化槽処理促進区域の指定や公共浄化槽の導入の検討・実施による合併処理浄化槽整備の推進

2026 年度末での汚水処理人口普及率は、過去 5 年間の実績からの推定値 94.8%と比較して、0.4%上昇し 95.2%となり、アクションプランに基づく整備推進により、早期概成が達成できる見込みである（図 1-8）。

なお、市町村別では、県内 54 市町村の内、約半数の 26 市町が汚水処理人口普及率 95%に満たない見込み（図 1-9）となっており、2026 年度以降についても、継続して整備を推進する。

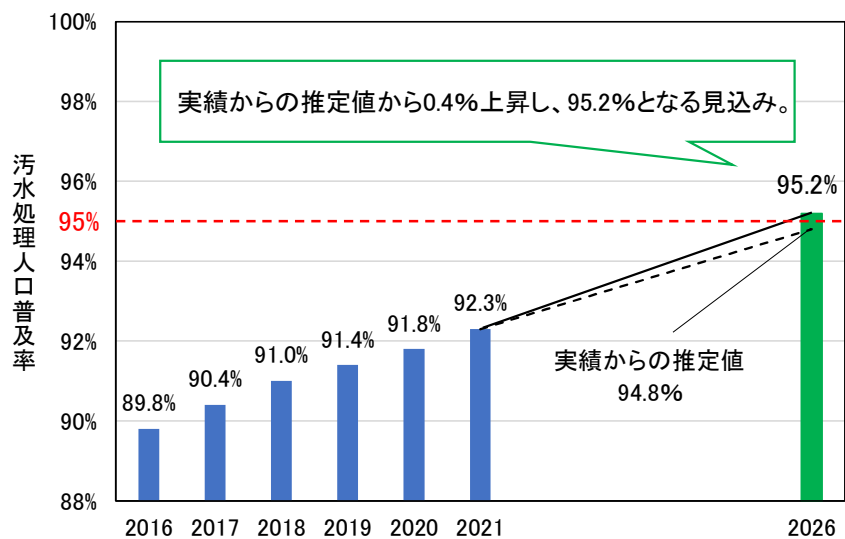


図 1-8 汚水処理人口普及率の推移と見込み

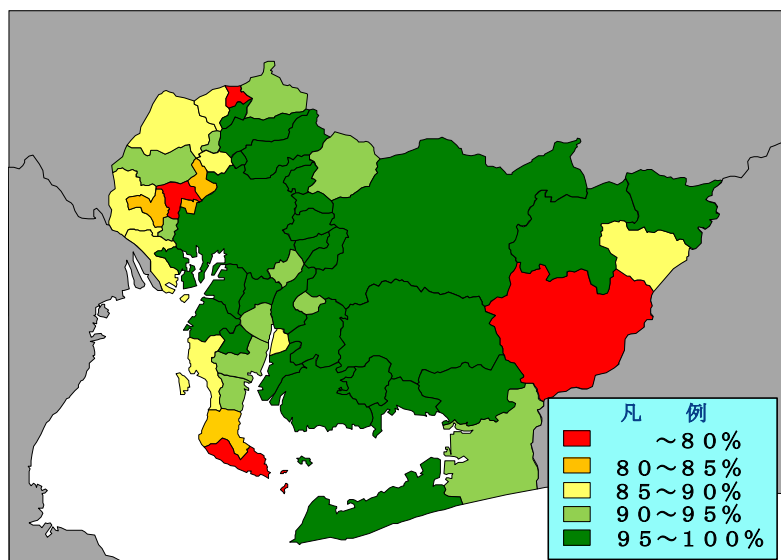


図 1-9 市町村別汚水処理人口普及率の分布（2026 年度末）

4.2 まとめ

未普及地域の解消に向け、適正な整備手法を選定することにより、効率的に汚水処理施設を整備し、進捗を図る。また、2026年度末の汚水処理の概成のためのアクションプランに基づき、計画的に整備を進める。

これにより、本県のアクションプランと汚水処理の構成比率は表 1-7 の示すとおりとなる。

未普及対策まとめ

○ 適正な整備手法の選定

未普及地域の処理区域界を適宜見直し、汚水処理施設の早期整備を推進

○ アクションプランに基づく整備推進

アクションプランに基づき、汚水処理施設の早期整備を推進

主な実行メニュー（配慮事項）

- ・ 下水道整備の年間事業量の増加
- ・ 下水道整備における道路線形に合わせた施工や小型マンホールの設置等の工期短縮手法や低コスト手法による整備
- ・ 下水道整備の事業費の拡大・確保
- ・ 下水道整備における設計・施工一括発注方式の採用
- ・ 合併処理浄化槽の普及啓発活動の実施
- ・ 浄化槽設置費補助事業の新設・拡充
- ・ 浄化槽処理促進区域の指定や公共浄化槽の導入の検討・実施による合併処理浄化槽整備の推進

表 1-7 アクションプランと汚水処理の構成比率

	2021年度末		見直し後					見直し前	
			2026年度末		整備完了時			整備完了時	
	汚水処理人口 (人)	割合 (%)	汚水処理人口 (人)	割合 (%)	汚水処理人口 (人)	割合 (%) A	見直し前 との差 A-B(%)	汚水処理人口 (人)	割合 (%) B
下水道	6,054,352	80.6%	6,288,967	84.4%	6,704,441	90.5%	-2.1%	6,814,440	92.6%
集落排水施設	136,501	1.8%	126,809	1.7%	107,957	1.5%	-0.5%	148,479	2.0%
コミュニティ・プラント	9,690	0.1%	7,819	0.1%	2,232	0.0%	-0.1%	7,874	0.1%
合併処理浄化槽	737,151	9.8%	672,248	9.0%	597,514	8.1%	2.9%	384,748	5.2%
合計	6,937,694	92.3%	7,095,843	95.2%	7,412,144	100.0%		7,355,541	100.0%
未普及	577,313	7.7%	359,065	4.8%	0	0.0%		0	0.0%
行政人口	7,515,007	100.0%	7,454,908	100.0%	7,412,144	100.0%		7,355,541	100.0%

汚水処理人口普及率については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%にならない場合がある

本構想に基づく汚水処理施設の整備を進めることで、2021年度末では92.3%であった汚水処理人口普及率は、2026年度末には95.2%となる見込みとなる。

また、2021年度末時点で約58万人であった汚水処理未普及人口も、2026年度末までに約22万人減少し、未普及人口は約36万人となる見込みである（図1-10）。

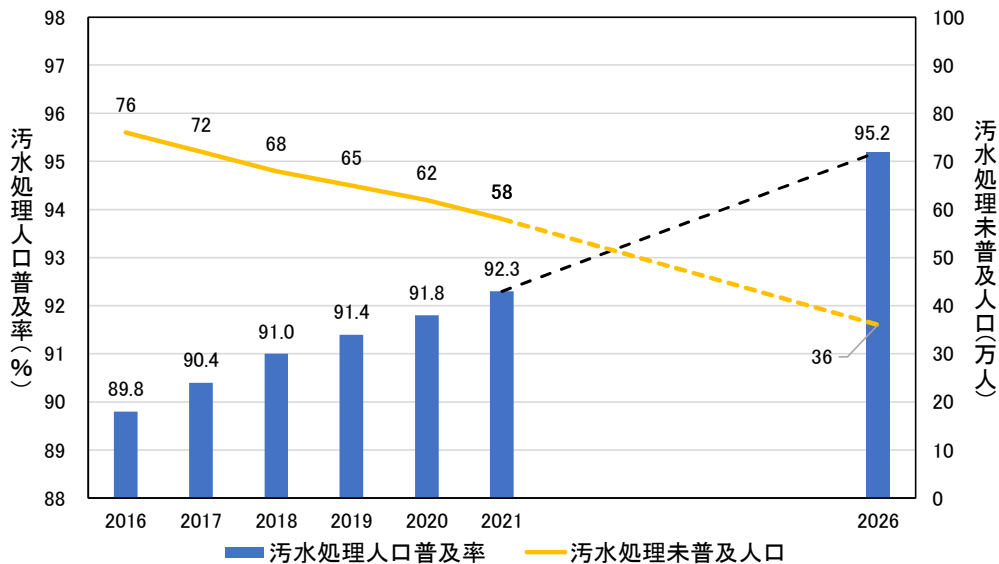


図 1-10 汚水処理人口普及率と汚水処理未普及人口の推移

今後、本構想に基づく整備を推進するとともに、本構想を基にした汚水処理事業の基本計画の策定、汚水処理事業間の連携等による事業の進捗を図り、適切な汚水処理を推進する。

第5章 進捗管理

本構想では、汚水処理人口普及率と汚水処理未普及人口をベンチマーク（指標）として定め、汚水処理施設整備の進捗状況を管理する。

「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（2014年1月 国土交通省・農林水産省・環境省）」に基づき、概ね5年に1回を基本とする定期的な点検により、汚水処理施設整備の進捗状況、構想策定時の将来人口の想定値及び実績等を確認し、差異が生じた場合には、構想の見直しを行う。また、社会情勢等の変化、都市計画等上位計画の大幅な見直し等があった場合は、必要に応じて構想の見直しを行う。

なお、構想見直しから次回の見直しまでの間については、各市町村の個別の計画変更等に柔軟に対応するため、構想を変更するための手続きを定めている。毎年度、構想を速やかに変更する必要が生じたものに限り、変更手続きにより構想を変更する。

第Ⅱ編 汚水処理の広域化・共同化計画

第1章 広域化・共同化計画とは

1.1 背景と目的

污水处理施設の事業運営は、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の老朽化に伴う大量改築更新期の到来等により、その経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。

これまで、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、污水处理の適正な役割分担のもと、効率的な事業運営に努めてきたところであるが、施設の統廃合や汚泥の共同処理等の広域化・共同化の取組は、持続可能な污水处理のための有効な手法のひとつであり、今後、こうした取組を強化していくことが重要となっている。

また、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（2017 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において、全ての都道府県で 2022 年度までの「広域化・共同化計画」策定を目標として設定され、これを受けて、国（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）は各都道府県に対して、速やかに管内の市町村等とともに検討体制を構築し、2022 年度までに「広域化・共同化計画」を策定するよう要請している。

こうしたことから、本県では、2018 年度から県と市町村等が協力して広域化・共同化の検討を進め、県内の污水处理の現状や課題などを踏まえ、今後、本県が進めていくべき広域化・共同化の取組をとりまとめた。

1.2 計画の位置づけ

污水处理施設には、下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽等がある。污水处理手法の選定にあたっては、各市町村が、それぞれの污水处理施設の有する特性・経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定しており、これを県が「全県域污水適正処理構想」（以下、構想という）として取りまとめている。

本計画は、「全県域污水適正処理構想」の一部として位置づけ、中長期的な視点に立った污水处理の広域化・共同化に係る計画を構想の見直しに合わせて追加し、広域化・共同化の取組を戦略的に進めていく（図 2-1）。

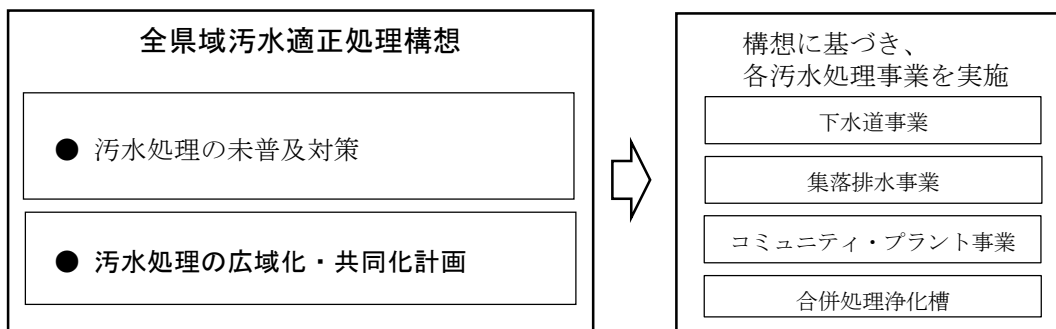


図 2-1 計画の位置づけ

第2章 県内汚水処理施設の概要

2.1 汚水処理施設

本県では、下水道、集落排水施設、コミュニティ・プラント及び合併処理浄化槽等により汚水処理が行われている。

現在、汚水処理を行っている自治体数は、下水道が50市町、集落排水施設が23市町村、コミュニティ・プラントが9市町、合併処理浄化槽が54市町村となっている（表2-1）。

2021年度末の汚水処理人口普及率は92.3%となっており、全国平均の92.6%を若干下回るものの、概ね全国平均と同等の水準となっている。ただし、これを市町村別に見てみると、汚水処理人口普及率の最大値は99.9%、最小値は42.8%と市町村ごとにばらつきがあり、全54市町村の内、41市町村が汚水処理人口普及率95%に達していない状況にある（図2-2）。

このため、多くの市町村では現在も、汚水処理の未普及地域の解消に向けた、各汚水処理施設の整備が進められている。

表2-1 汚水処理人口普及率（2021年度末）

種別		自治体数 (数)	処理場 (数)	処理人口 (万人)	汚水処理人口普及率 (%)
汚水処理	下水道	50	57	605.4	80.6%
	集落排水施設	23	155	13.7	1.8%
	コミュニティ・プラント	9	18	1.0	0.1%
	合併処理浄化槽	54	-	73.7	9.8%
	計	-	230	693.8	92.3%
未普及		-		57.7	7.7%
合計		-		751.5	100.0%

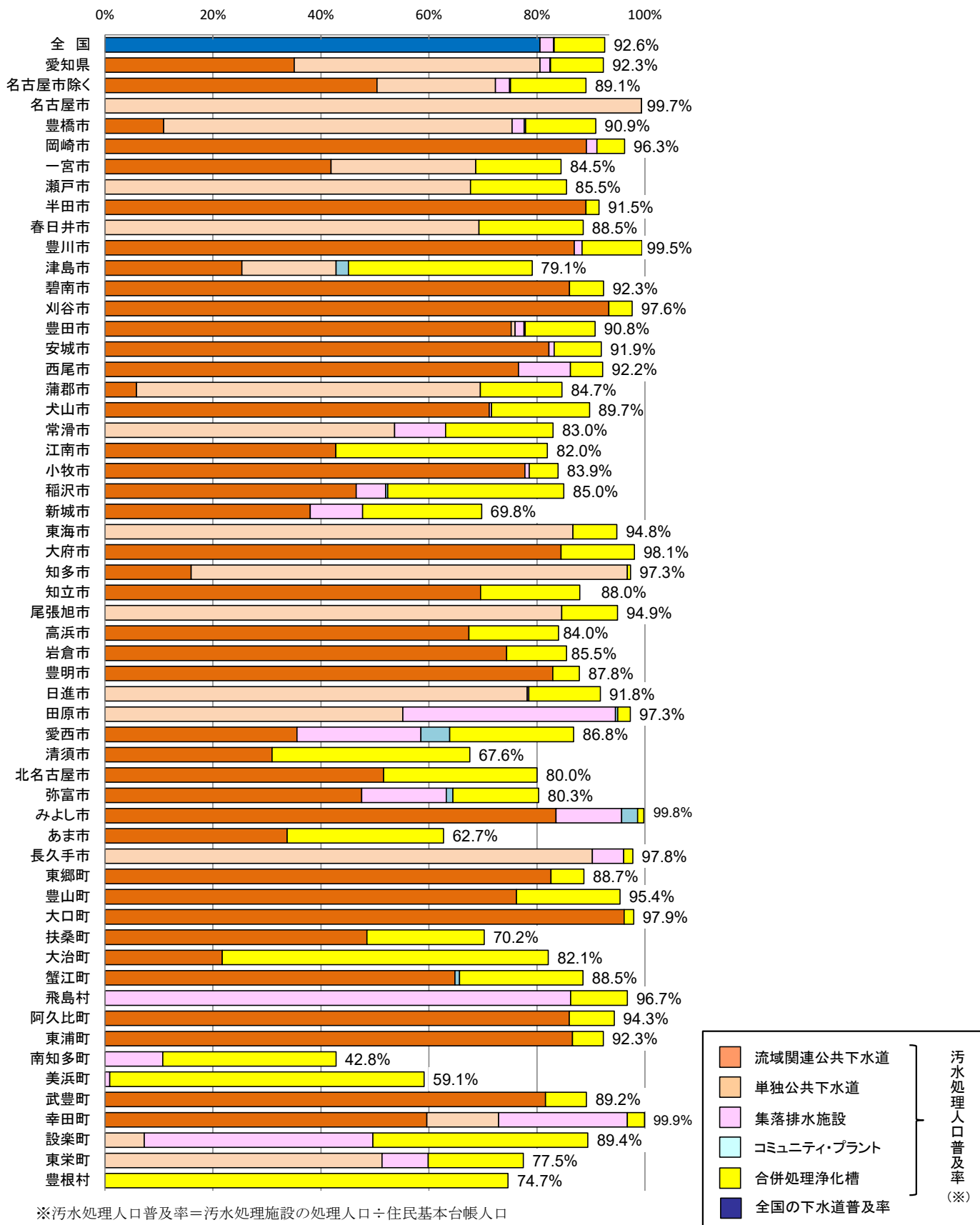


図 2-2 各市町村の汚水処理人口普及率(2021 年度末)

(1) 下水道

本県では、2つ以上の市町村に跨り広域的に汚水処理を行う流域下水道による整備が11箇所で行われており、県内の広い範囲で流域下水道を管理・運営している。これに対し、市町村が単独で汚水処理を行う単独公共下水道による整備は17市町46処理区で行われており、県全体の流域下水道と単独公共下水道の計画区域内人口の比は、概ね1：1の割合となっている。

2021年度末の県全体の下水道普及率は80.6%となり、1980年代より全国平均を下回っていた本県の下水道普及率も、ようやく全国水準に追いついたところであるが、名古屋市を除いた場合の下水道普及率は72.3%と全国平均を大きく下回っている状況にある(図2-3)。

本県の下水道には、2009年度や2012年度に供用開始した比較的新しい流域下水道や2021年度に供用した単独公共下水道なども含まれており、未だ多くの市町において、未整備区域の解消に向けた面整備を重点的に進めている状況にある(図2-4)。

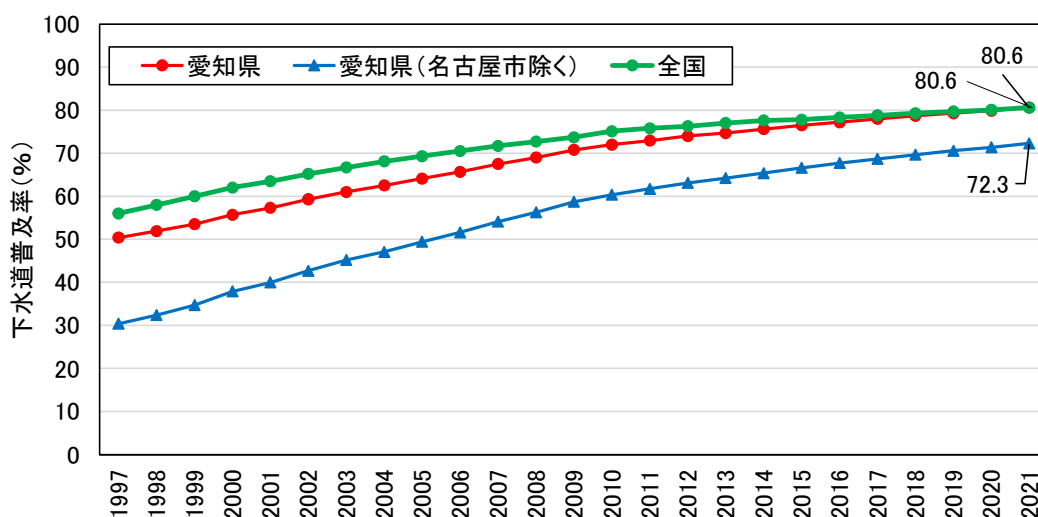


図 2-3 下水道普及率の推移

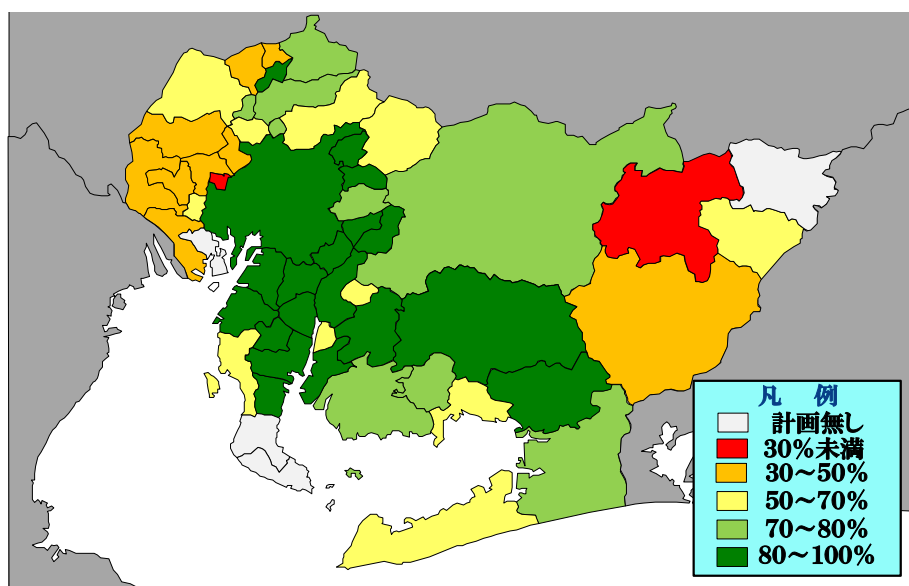


図 2-4 市町村別下水道普及率の分布(2021年度末)

(2) 集落排水施設

本県では、農村地域の集落や漁港の背後集落におけるし尿・生活雑排水等を処理するため、県内 22 市町村 154 処理区で農業集落排水施設、県内 1 町 1 処理区で漁業集落排水施設が整備されており、2021 年度末の処理人口普及率は 1.8%となっている。

集落排水の処理区は、下水道のような人口密度が高い市街地が対象ではないため、本県においても、山間部なども含め、県全域に区域（集落）が点在している。また、本県では、1996 年から 2006 年にかけて供用開始された集落排水施設が多く、近年では、多くの処理場で機械・電気設備の改築更新時期を迎えている。

今後、施設の機能強化や下水道施設等への統合など、施設の老朽化対策を積極的に進めていく必要がある。

(3) コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは、住宅団地や集合住宅などのし尿・生活雑排水等を処理するための小規模な下水処理施設で、県内 9 市町村 18 処理区で供用し、2021 年度末の処理人口普及率は 0.1%となっている。近年では、農業集落排水施設等と同様、多くの処理場で機械・電気設備の改築更新時期を迎えているため、今後、施設の機能強化や下水道施設等への統合など、施設の老朽化対策を積極的に進めていく必要がある。

(4) 合併処理浄化槽

下水道等集合処理の予定のない地域において合併処理浄化槽の整備を進めており、2021 年度末の処理人口普及率は 9.8%となっている。

合併処理浄化槽の普及率向上には、各戸において単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があるとあり、2021 年度時点で県内 46 市町村が合併処理浄化槽の設置に対する補助事業を実施している。

なお、近年では、人口減少等の社会情勢の変化に対応するため、下水道等の集合処理の整備が遅れている区域に対して、集合処理から合併処理浄化槽による個別処理への見直しが行われる地域が増える傾向にあり、設置に対する支援が必要となっている。

2.2 その他類似施設

前項の施設以外にも、汚泥運搬車で収集し持ち込まれた、汲み取り便槽のし尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設等、汚水処理施設に類似する施設がある。これを「その他類似施設」として整理した。

し尿処理施設

し尿処理施設は、浄化槽汚泥や家庭などで発生するし尿等を処理する施設であり、本県では、2021年度末時点で29のし尿処理施設が稼働している。本県のし尿処理施設の多くは1985年までに建設され、機械・電気設備の改築更新時期を迎えているため、農業集落排水施設等と同様、施設の機能強化や施設の統合、下水道への接続など、施設の老朽化対策を積極的に進めていく必要がある。

第3章 汚水処理が抱える課題

人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う施設の改築更新コストの増大、職員減少による執行体制の脆弱化など汚水処理の経営環境が厳しさを増す中、本県が抱える汚水処理全体の課題について、モノ（施設面）・ヒト（人材面）・カネ（財政面）の視点から抽出し、整理した。

3.1 施設面

（1）施設の老朽化

本県の流域下水道は、1990年代に入ってから供用開始した比較的新しいものが多い。一方で、単独公共下水道は、1960年代から1980年代に集中的に整備され供用開始したものが多く、これらの管きょ施設や処理場施設では、施設の老朽化の進行により、今後、一斉に改築更新時期を迎えることになる。

県内の下水道の管きょ施設の延長を建設年度が古い施設を多く有する名古屋市とそれ以外の市町に分けて整理する（図2-5、図2-6、図2-7）と、2021年度末時点でコンクリート構造物の改築更新の目安となる標準耐用年数の50年を経過しているものが、名古屋市では23.4%、名古屋市以外の市町では全体の3.4%を占めている。これが今後20年間で、名古屋市では約3倍、名古屋市以外の市町では約7倍となる。

また、流域下水道の管きょ施設の延長では、2021年度末時点では50年を経過しているものはないものの、今後20年間で50年を経過するものが全体の27.0%となる。

今後、老朽化した管きょ施設が急激に増加することになり、増大する改築更新費が課題となってくる。

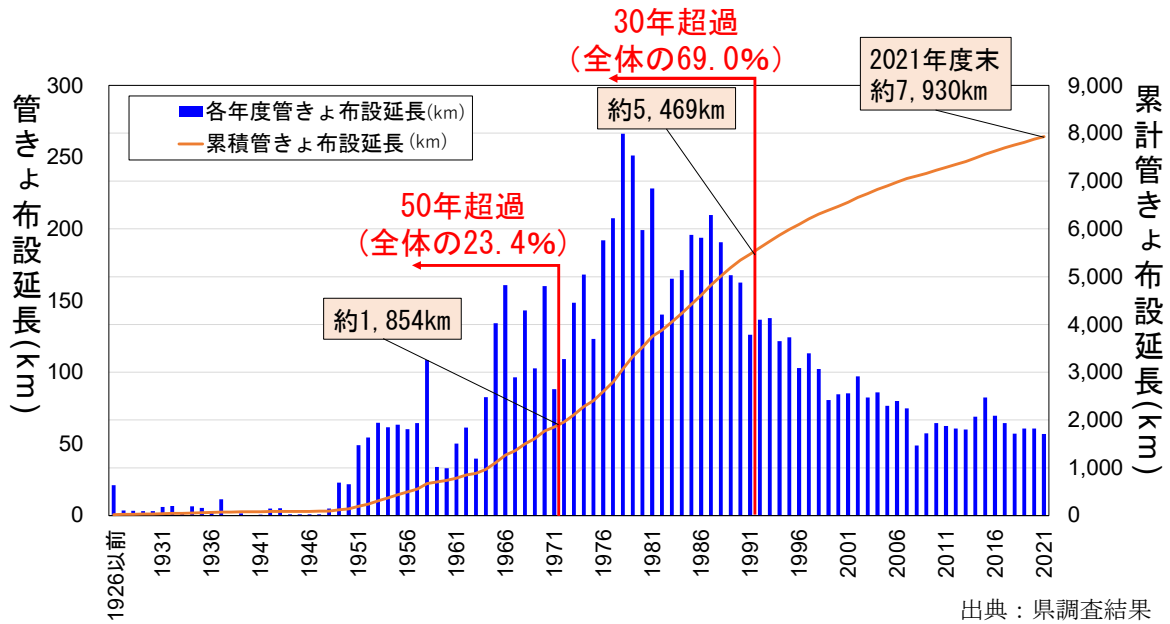


図 2-5 名古屋市の建設年度別管きよ延長

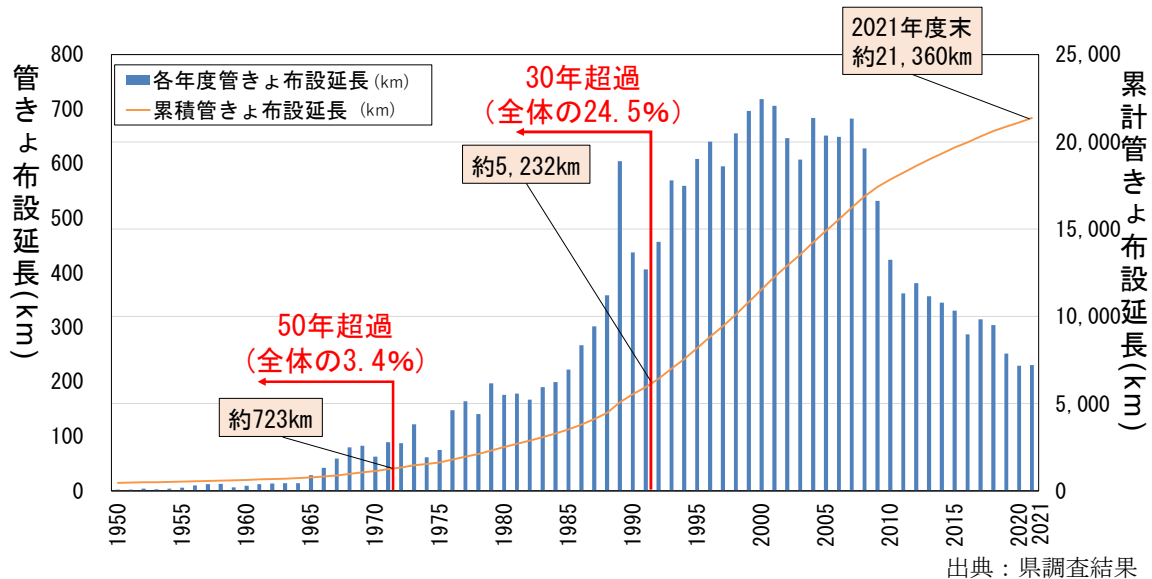


図 2-6 県内市町（名古屋を除く）の建設年度別管きよ延長

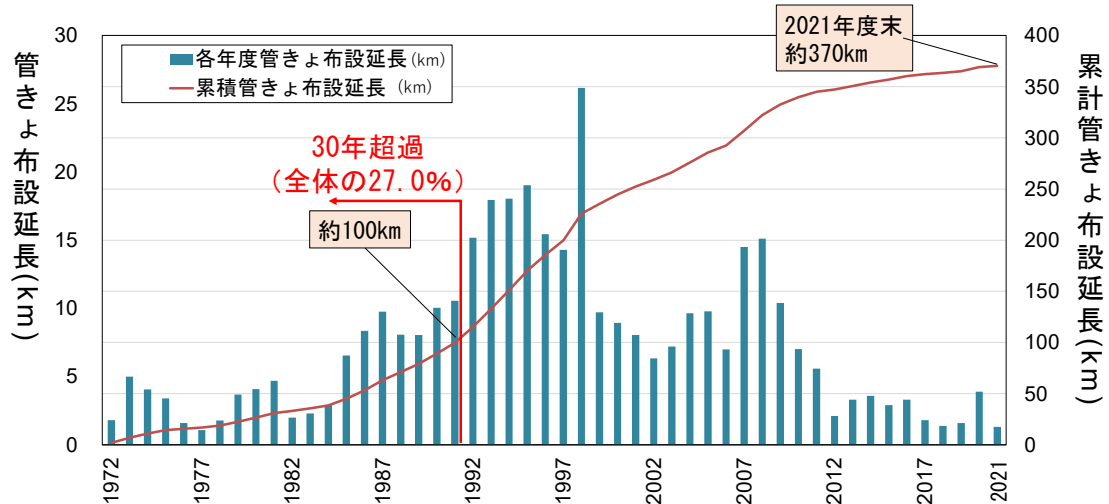


図 2-7 流域下水道の建設年度別管きよ延長

下水道の処理場施設の建設からの経過年数をみると、2021年度末時点で、建設から50年を経過している処理場が県全体（流域下水道含む）の26.3%を占めており、これが今後20年間で、約2.5倍となる（図2-8）。

処理場の土木構造物には、供用当初から建設されているものも多く、管きょ施設と同様、今後、老朽化した施設（土木構造物）の数が急激に増加することになり、増大する改築更新費が課題となってくる。

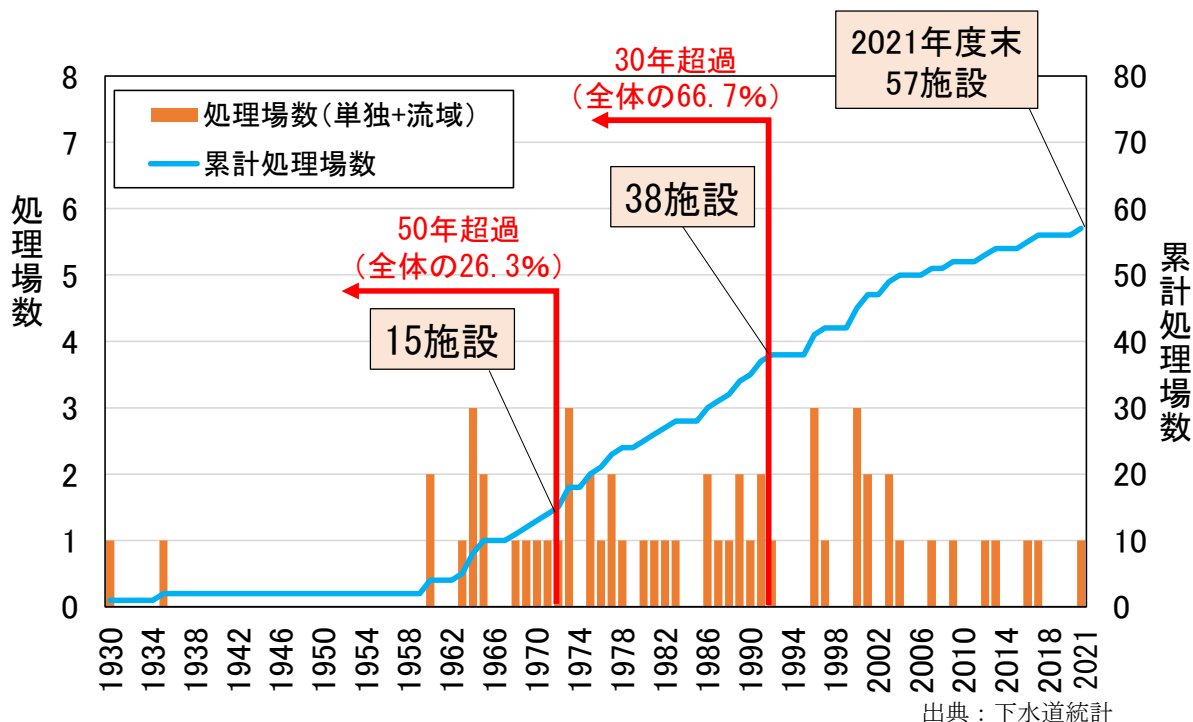


図2-8 下水道（単独公共下水道+流域下水道）の建設年度別処理場数

本県の集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、概ね1995年から2006年頃に供用開始した施設が多く、下水道と比べ、比較的新しいものが多いものの、供用開始から機械・電気設備の更新の目安である15年以上が経過し、すでに9割以上の施設が改築更新等の対策を必要とする時期に達している（図2-9）。

老朽化を原因とした施設の故障による機械・電気設備停止等のリスクを回避するには、早期に施設を改築更新していくことが重要であるが、供用開始から15年以上を経過した施設のうち、改築更新対策が行われたのは、2021年度末時点で全体の4割程度であり、今後も増大する老朽化施設（機械・電気設備）の改築更新費が課題となっている。

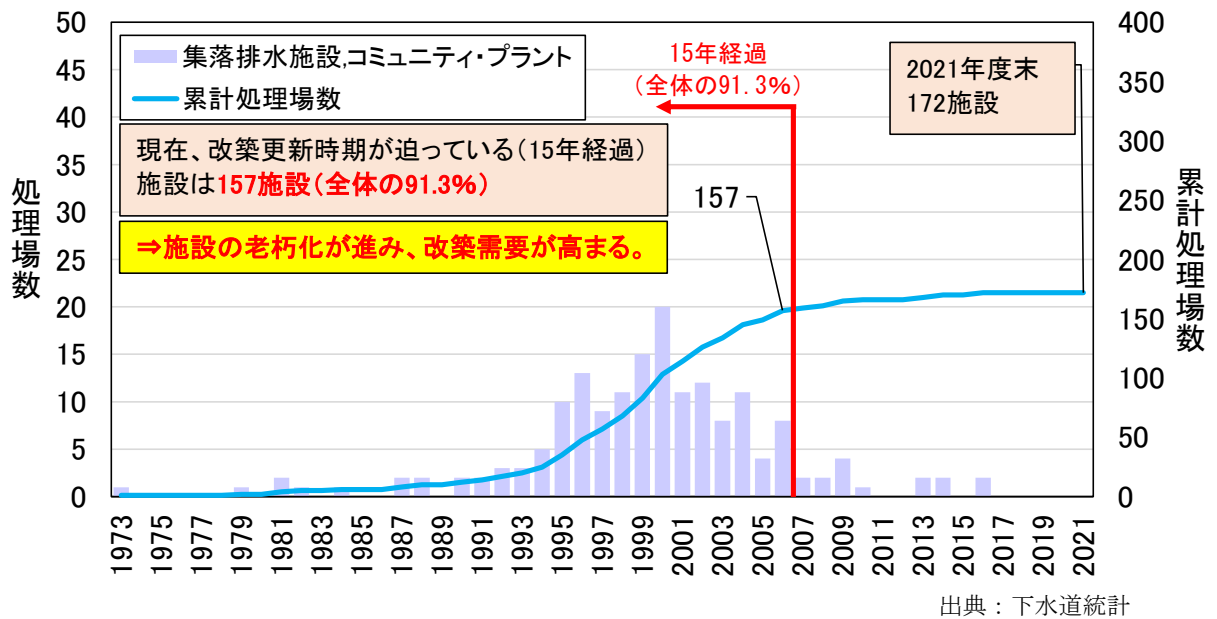
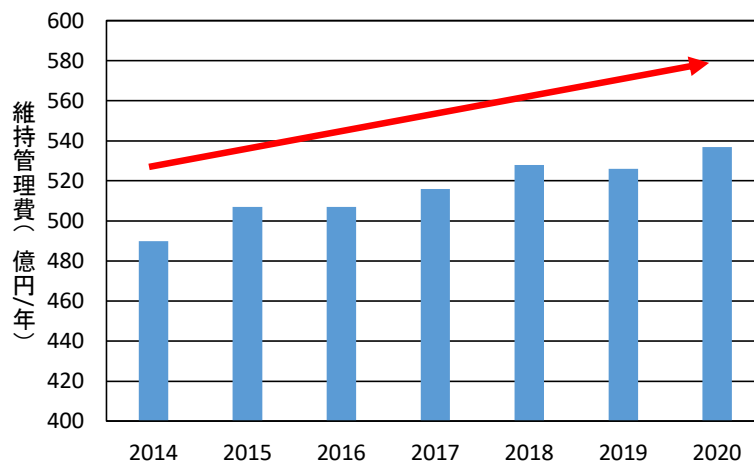


図2-9 集落排水施設, コミュニティ・プラントの建設年度別処理場数

県内の下水道の管理運営費の実績では、過去7年、維持管理費は増加の傾向となっている（図2-10）。供用開始から長い年数を経過した処理場等では、老朽化施設の増加に併せて、維持管理費のうち、修繕費が増加する傾向にあるため、これをいかに抑制していくかが重要な課題となっている。



出典：地方公営企業年鑑（2014年～2020年）

図2-10 県内下水道事業の維持管理費の推移

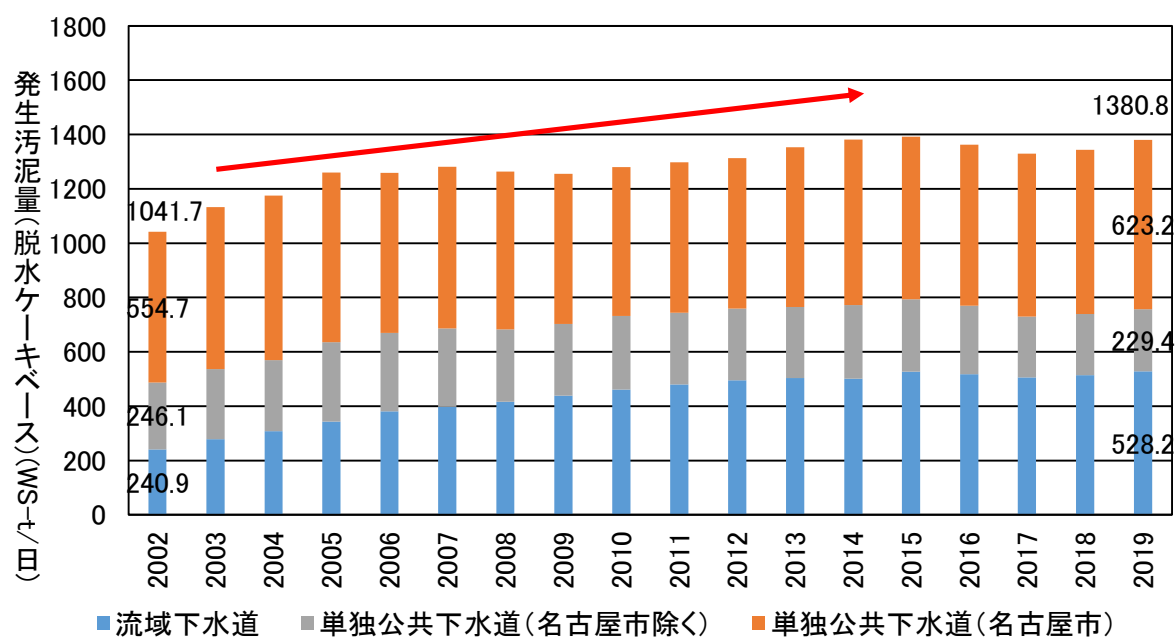
(2) 発生汚泥量の増加

本県では、下水道の普及拡大などにより、発生する下水汚泥は年々増加しており、2019年度は、脱水ケーキベースで1日当たり約1,400トで、2002年度と比べて約1.3倍にまで増加している。名古屋市を含む単独公共下水道から発生する下水汚泥の量は概ね横ばいであるが、流域下水道から発生する汚泥量の増加は顕著となっており、2002年度と比べて約2.2倍にまで増加している（図2-11）。

このような中、名古屋市では既に市内の各処理場から発生する汚泥を3つの汚泥処理場で集約処理することにより、発生する汚泥の全量を焼却や燃料化している。

一方、流域下水道では、11流域のうち減量化施設を有しているのは5流域であり、流域下水道全体で発生する汚泥量に対し、全量処理できる施設能力を保有していない状況にある。今後も増加する汚泥に対し、焼却や燃料化などの汚泥減量化施設を建設し、効率的に処理していくことが必要となる。

汚泥減量化施設の建設には、多額の建設費が必要となるため、今後、自治体間（流域間）の広域的な連携も含め、効率的で安定的な汚泥処理のための処分先をどう確保していくかが重要な課題となっている。



出典：下水道統計、県調査結果

図2-11 下水道（単独公共下水道+流域下水道）の発生汚泥量

3.2 人材面

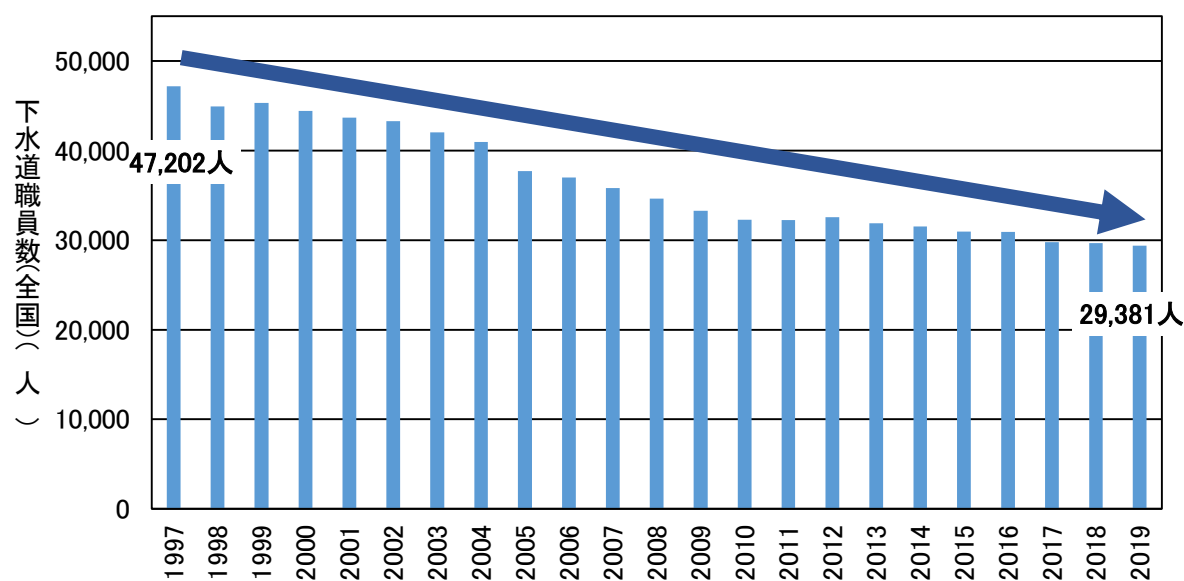
執行体制の確保

全国自治体の下水道職員数は、年々減少の傾向にあり、1997年度には約47,000人いた職員も2019年度には、6割程度にまで減少している（図2-12）。県内自治体においても、全国と同様、1997年度に約2,700人いた職員が2019年度には、7割程度にまで減少している（図2-13）。

これを都市規模別にみると特に、5万人未満都市では、1997年度から2019年度にかけて5割程度まで減少しており、その傾向が極めて顕著である。

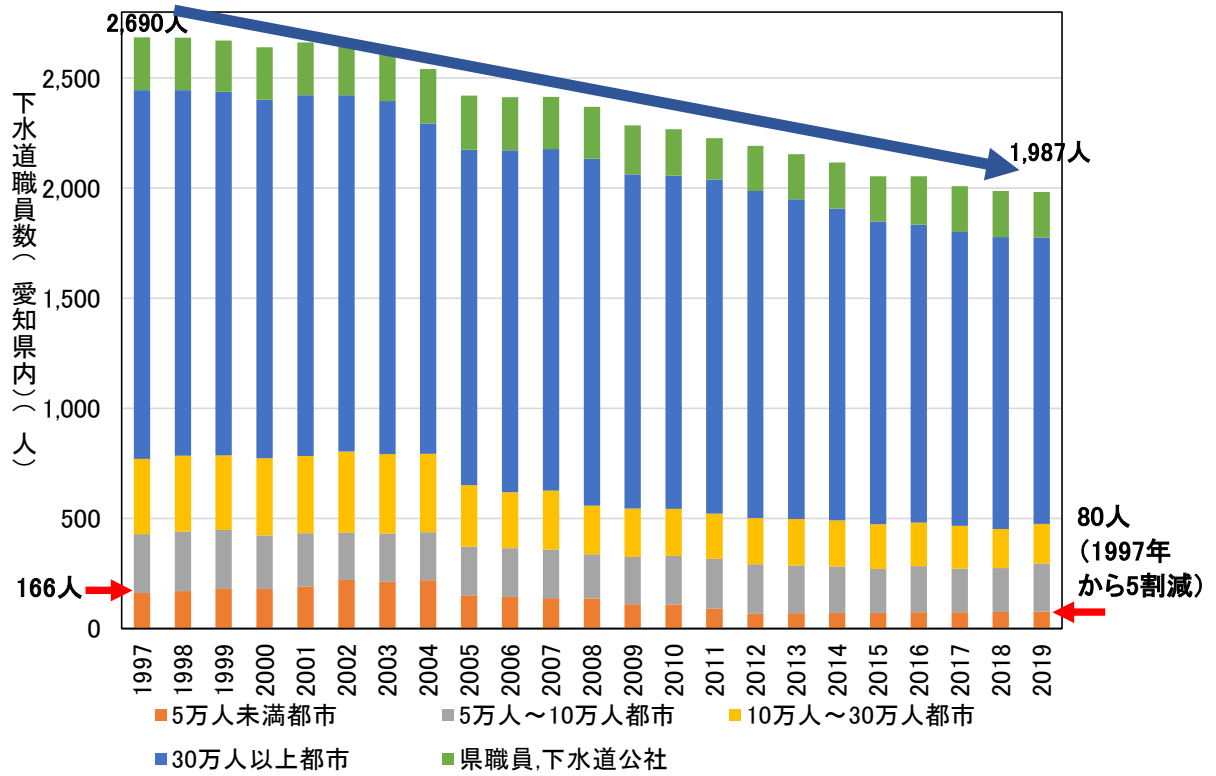
職員数減少の傾向は、各市町村の厳しい財政状況に加え、汚水処理施設の整備の進捗より、今まで建設事業に配置されていた人員の削減も要因の一つとして考えられることから、職員数の減少の傾向は、今後も継続することが推察される。

このような中、近年では、施設の老朽化に伴う大量改築更新期の到来、激甚化・頻発化する自然災害への対応による業務量の増加に加えて、熟練した職員の退職による技術力の低下などに対し、業務を適切に遂行するための執行体制を確保していくことは重要な課題となっている。



出典：下水道統計

図2-12 下水道職員数（全国）の推移



出典：下水道統計

図 2-13 下水道職員数（愛知県内）の推移

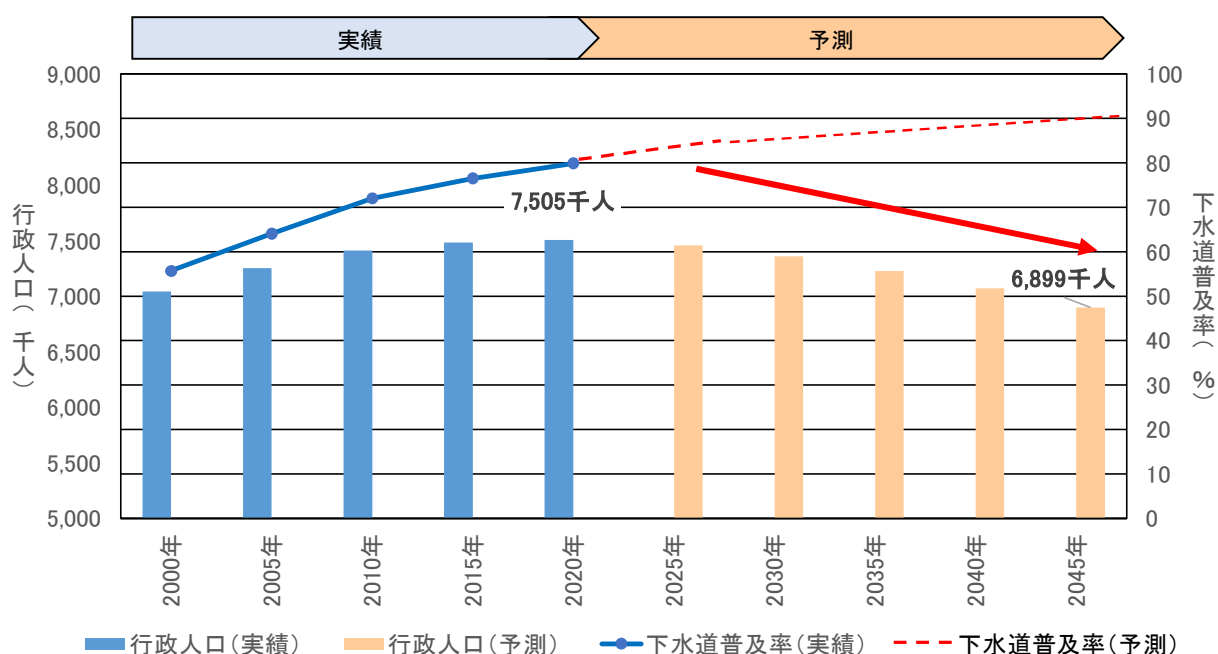
3.3 財政面

(1) 下水道使用料収入の減少

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口予測によると、本県の行政人口は、2020年度をピークに減少傾向となっており、2045年度には、2020年度比で91.9%（2020年度から約60万人減）まで減少する予測となっている（図2-14）。

ただし、本県では下水道は未だ整備途上であるため、当面の間は、下水道整備による処理人口の増加が人口減少を上回ることが見込まれ、現時点では、多くの市町では、下水道使用料収入の減少は顕著な課題となっていない。しかしながら地域ごとにみると、東三河、山間部等の地域では、既存の下水道処理区域内においても人口の減少がみられ、既に下水道使用料収入の減少の課題が表面化してきている。

加えて、近年では、下水道普及率の伸びも鈍化してきており、近い将来には、下水道処理区域内人口の減少が下水道整備による処理人口の増加を上回ることが見込まれるため、下水道使用料収入の減少は、今後、県全体の大きな課題となることが推察される。



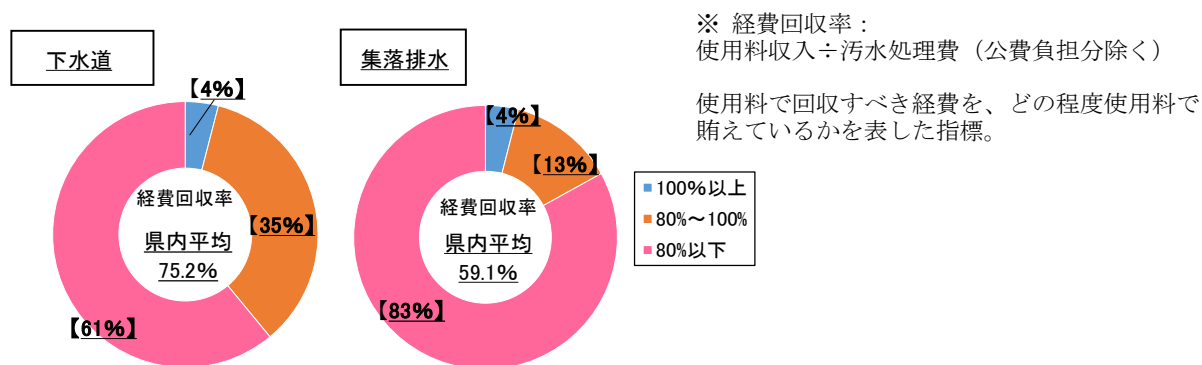
出典1：国立社会保障・人口問題研究所
出典2：県調査結果

図2-14 全県行政人口と下水道普及率の推移

(2) 経費回収率

下水道と集落排水について、県内市町村の経費回収率^{*}をみると、図 2-15 のとおり、下水道では、100%を超える市町はわずかとなっており、80%未満の市町が約 6 割を占めている。また、集落排水においても、100%を超える市町村はわずかであり、80%未満の市町村が約 8 割を占めている状況にある。

2020 年度の経費回収率の全国平均値は、下水道が 89.5%、集落排水は 60.8%となっている。これに対し、本県市町村の平均値は、下水道が 75.2%、集落排水が 59.1%と、下水道の経費回収率は全国平均値に比べ低い傾向にある。

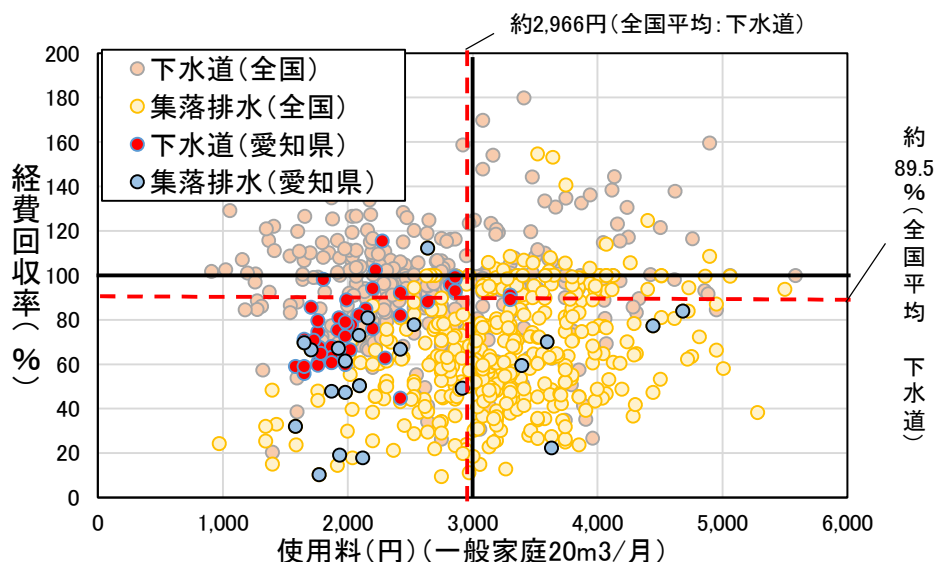


出典：総務省 経営比較分析表より集計

図 2-15 県内市町村の経費回収率（2020 年度実績）

加えて、経費回収率と使用料との関係では、2020 年度の使用料の全国平均値は、下水道が約 2,966 円、集落排水は約 3,285 円に対し、本県市町村の平均値は、下水道が約 2,103 円、集落排水は約 2,489 円であり、比較的安価に設定されている市町村が多く、これに比例して経費回収率が低い市町村も多い。

「経費回収率の改善」には、「収入」と「支出」の両面から対策を進める必要があるため、適正な料金設定による使用料収入の確保を図るとともに、広域化・共同化などによる、さらなる事業運営の効率化によるコスト削減を着実に進めていくことが求められる。



出典：地方公営企業年鑑（2020 年）

図 2-16 使用料水準と経費回収率の分布

第4章 これまでの広域化・共同化の取組

本県では、全国で2番目に多い11箇所の流域下水道の管理・運営を県内の広い範囲で行っており、すでにある程度の広域化が進んでいると言えるが、これまでもこの特徴・強みを生かし、流域下水道を核とした単独公共下水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの統合を中心に数多く進めてきた。

1993年度から2021年度にかけては、矢作川流域や境川流域などで23地区の統合を実施した。また、流域下水道への統合以外にも、単独公共下水道への統合を11地区で実施してきた（表2-2）。

表2-2 これまでの広域化・共同化の取組（1/2）

<流域下水道への統合>

番号	接続年度	種別	統合元(施設名等)		統合先(施設名)	
1	1993	単独公共下水道	豊明市	豊明終末処理場	愛知県	境川浄化センター
2	1994	コミュニティ・プラント	犬山市	城東地区	愛知県	五条川左岸浄化センター
3	1994	コミュニティ・プラント	阿久比町	宮津山田地区	愛知県	衣浦西部浄化センター
4	1997	コミュニティ・プラント	阿久比町	高根台地区	愛知県	衣浦西部浄化センター
5	1998	単独公共下水道	知立市	昭和処理区	愛知県	境川浄化センター
6	2000	コミュニティ・プラント	豊田市	双美地区	愛知県	矢作川浄化センター
7	2006	コミュニティ・プラント	犬山市	日の出住宅地区	愛知県	五条川左岸浄化センター
8	2008	単独公共下水道	みよし市	黒笹浄化センター	愛知県	境川浄化センター
9	2009	単独公共下水道	岡崎市	八帖処理場	愛知県	矢作川浄化センター
10	2010	コミュニティ・プラント	豊田市	畝部地区	愛知県	矢作川浄化センター
11	2011	単独公共下水道	みよし市	三好ヶ丘浄化センター	愛知県	境川浄化センター
12	2015	農業集落排水	岡崎市	竜泉寺地区	愛知県	矢作川浄化センター
13	2016	農業集落排水	豊田市	下伊保地区	愛知県	矢作川浄化センター
14	2016	農業集落排水	豊田市	配津地区	愛知県	矢作川浄化センター
15	2016	農業集落排水	豊田市	畝部上地区	愛知県	矢作川浄化センター
16	2019	農業集落排水	大口町	大口地区	愛知県	五条川右岸浄化センター
17	2019	コミュニティ・プラント	みよし市	平池地区	愛知県	境川浄化センター
18	2020	農業集落排水	大府市	木の山地区	愛知県	境川浄化センター
19	2020	農業集落排水	みよし市	東山地区	愛知県	境川浄化センター
20	2020	農業集落排水	武豊町	市原地区	愛知県	衣浦西部浄化センター
21	2020	農業集落排水	武豊町	原田地区	愛知県	衣浦西部浄化センター
22	2021	農業集落排水	豊明市	沓掛地区	愛知県	境川浄化センター
23	2021	単独公共下水道	豊橋市	中島処理区の一部	愛知県	豊川浄化センター

<単独公共下水道への統合>

番号	接続年度	種別	統合元(施設名等)		統合先(施設名)	
1	2009	コミュニティ・プラント	田原市	やぐま台汚水処理場	田原市	田原浄化センター
2	2011	コミュニティ・プラント	田原市	滝頭浄化センター	田原市	田原浄化センター
3	2011	農業集落排水	知多市	知多南部地区	知多市	知多市南部浄化センター
4	2017	農業集落排水	田原市	片浜地区	田原市	田原浄化センター
5	2018	農業集落排水	田原市	浦地区	田原市	田原浄化センター
6	2019	農業集落排水	田原市	吉胡地区	田原市	田原浄化センター
7	2019	農業集落排水	田原市	波瀬地区	田原市	田原浄化センター
8	2020	農業集落排水	常滑市	宮石地区	常滑市	常滑浄化センター
9	2020	農業集落排水	知多市	佐布里地区	知多市	知多市南部浄化センター
10	2021	農業集落排水	幸田町	逆川地区	蒲郡市	蒲郡市下水道浄化センター
11	2021	し尿処理施設	田原市	田原市衛生センター	田原市	赤羽根浄化センター

※集中浄化槽の統合は除く

施設の統合以外にも、し尿処理施設の下水道への接続を 11 施設で実施してきた。また、加えて汚泥処理の共同化にも取り組んできた実績を示す（表 2-3）。

表 2-3 これまでの広域化・共同化の取組（2/2）

<し尿処理施設の下水道への接続>

番号	接続年度	接続元		接続先	
		事業主体	施設名	事業主体	施設名
1	1987	小牧市	小牧市クリーンセンター	愛知県	五条川左岸浄化センター
2	2003	刈谷市	刈谷市環境センター	愛知県	境川浄化センター
3	2009	西尾市	西尾市浄化センター	愛知県	矢作川浄化センター
4	2009	蒲郡市幸田町衛生組合	清幸園	蒲郡市	蒲郡市下水道浄化センター
5	2012	東部知多衛生組合	東部知多浄化センター	愛知県	境川浄化センター
6	2012	衣浦衛生組合	衛生センター	愛知県	衣浦東部浄化センター
7	2013	愛北広域事務組合	愛北クリーンセンター	愛知県	五条川右岸浄化センター
8	2016	安城市	環境クリーンセンター	愛知県	衣浦東部浄化センター
9	2018	豊川市	アクアクリーン佐奈川	愛知県	豊川浄化センター
10	2019	新城市	新城市清掃センター	愛知県	豊川浄化センター
11	2021	岡崎市	八帖クリーンセンター	愛知県	矢作川浄化センター

<汚泥処理の共同化>

番号	接続年度	統合元		統合先	
		事業主体	施設名	事業主体	施設名
1	2017	豊橋市	豊橋市資源化センター (し尿・浄化槽汚泥処理施設) 中島処理場	豊橋市	バイオマス利活用センター (中島処理場の下水汚泥と、 し尿・浄化槽汚泥及び生ごみ を集約処理。メタン発酵により 発生したバイオガスを活用。)
2	2021	設楽町	田口浄化センター	北設広域 事務組合	田口クリーンセンター (各町村のし尿・浄化槽汚泥 及び田口浄化センターの下 水汚泥を集約処理)

※蒲郡市幸田町衛生組合：蒲郡市、幸田町
 東部知多衛生組合：大府市、豊明市、阿久比町、東浦町
 衣浦衛生組合：碧南市、高浜市
 愛北広域事務組合：犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
 北設広域事務組合：設楽町、東栄町、豊根村、根羽村（長野県）

第5章 計画の基本的事項

第3章で「施設面」「人材面」「財政面」の視点から整理した、本県の汚水処理が抱える課題に対し、本県が多数の流域下水道を管理・運営している特徴・強みを生かし、各市町村の意見を踏まえた上で、広域化・共同化に取り組むべき、計画の基本的事項を以下のとおり整理した。

【施設面】

- 今後の水需要の低下や老朽化施設の増大などを踏まえ、さらなる汚水処理の広域化（統廃合）に取り組み、改築更新費用の抑制やスケールメリットを生かした維持管理費（処理単価）の抑制を図る。
- 汚泥処理の共同化により、スケールメリットを生かした建設費・維持管理費の抑制と中長期的な汚泥処分先の確保による処理・処分の安定化を図る。

【人材面】

- 職員数の減少なども踏まえた業務の省力化を目指し、維持管理業務の共同化や下水道事務等の共同化に取り組み、さらなる業務の効率化や維持管理費等の抑制を図る。
- 危機管理体制の強化や非常時を含めた人材の確保・人材育成を図る。

【財政面】

- ここでは広域化・共同化の観点から、「施設面」「人材面」の取組の実施により、経営の安定化（支出の抑制）を図る。

本事項に基づく広域化・共同化の具体的な取組として、ハード面の連携では、市町村が実施する農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設の流域下水道への接続や各施設間の汚泥処理などの連携についての取組メニューを検討した。

また、ソフト面の連携については、市町村の効率的な事業運営が一層図られるよう、維持管理業務や下水道事務等の共同化などの取組メニューを検討した（図 2-17）。

区分	主な課題	広域化・共同化の取組
施設面	施設の老朽化	施設の統廃合
	汚泥処分先・有効利用先の確保	
	汚泥処理費の縮減	
人材面	維持管理費の増加	汚泥処理の共同化
	執行体制(職員数)の確保	維持管理業務の共同化
	技術力の継承	下水道事務等の共同化
財政面	危機管理体制の構築	人材育成の共同化
	下水道使用料収入の減少	災害訓練等の共同化
	経費回収率の改善	「広域化・共同化計画」では、各取組による支出抑制で対応

図 2-17 広域化・共同化の取組

なお、各メニューの検討にあたっては、愛知県内の全市町村が参画して効果的に進めるため、地域特性を踏まえ、県内を3つのブロックに分割して検討した（図 2-18）。

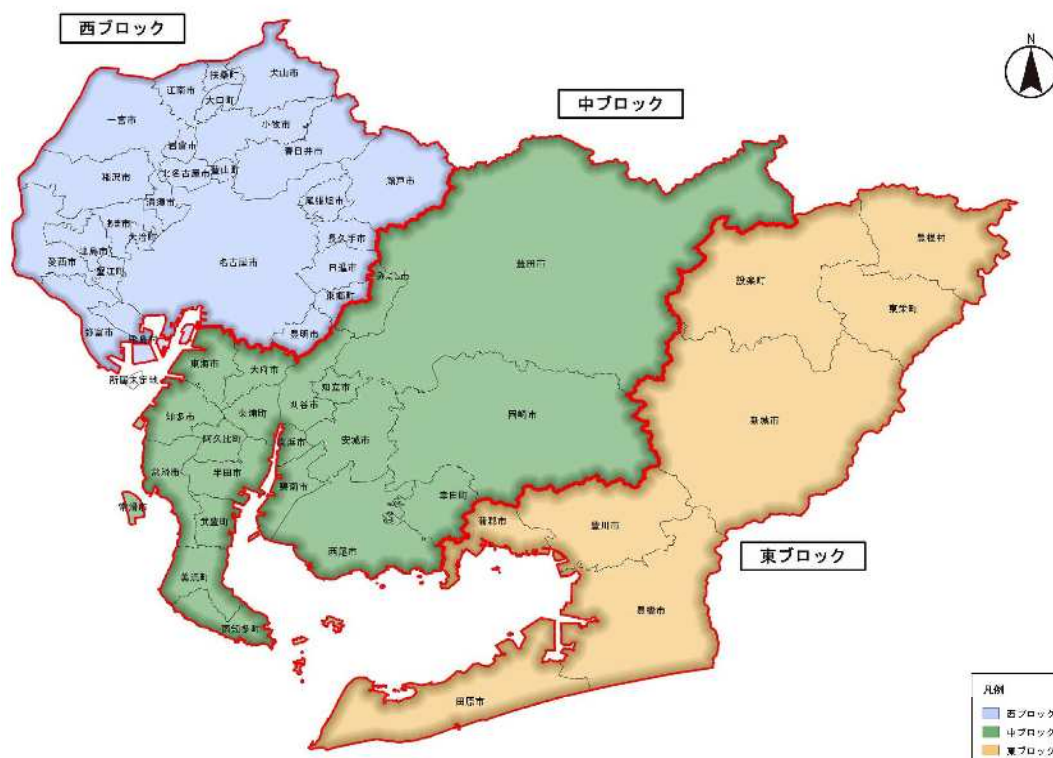


図 2-18 ブロック割図

第6章 広域化・共同化計画

本県の汚水処理が抱える主な課題である「施設の老朽化」、「維持管理費の増加」、「執行体制の確保」、「危機管理体制の構築」、「下水道使用料収入の減少」、「経費回収率の改善」に対し、ハード面の連携では「施設の統廃合」、「汚泥処理の共同化」、ソフト面の連携では、「維持管理業務の共同化」、「下水道事務等の共同化」、「災害訓練等の共同化」、「人材育成の共同化」などの取組を進めることで、さらなる効率化を図り、汚水処理の持続性の確保に努める。

ブロックごとに実施する取組メニューを示す（表 2-4）。

表 2-4 具体的な広域化・共同化メニュー

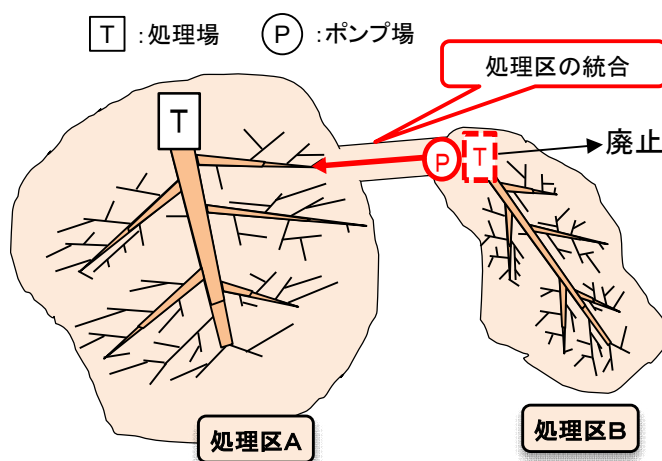
広域化・共同化の取組		具体的な広域化・共同化メニュー	ブロック割		
			西	中	東
ハード面	施設の統廃合	下水道の統合	○	○	○
		農業集落排水施設の下水道等への統合	○	○	○
		コミュニティ・プラントの下水道への統合	○	○	○
		し尿処理施設の統合（し尿処理施設の廃止）	○	○	○
	汚泥処理の共同化	汚泥処理の共同化	○		
	し尿処理施設の下水道への接続	し尿処理施設の下水道への接続	○	○	
	他処理区への編入	他処理区への編入	○		
ソフト面	維持管理業務の共同化	管路施設の点検・調査業務の共同化	○	○	
		不明水調査業務の共同化		○	
		ポンプ場施設の維持管理業務の共同化		○	
	下水道事務等の共同化	給排水設備指定業者登録等事務の共同化	○	○	○
		給排水工事オンライン申請システムの共同化	○		
	災害訓練等の共同化	災害訓練の共同開催等	○		
人材育成の共同化	研修等の共同開催	○			

6.1 取組内容

6.1.1 施設の統廃合（ハード面の連携）

（1）取組概要

人口減少による流入水量の低下や老朽化施設の増加により、今後、改築更新費の増大や維持管理費の増加などが課題として見込まれる公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラント等において、施設の改築更新のタイミングに合わせて流域下水道などへ接続することにより施設を統合し、施設の廃止による改築更新費の削減や統合後のスケールメリットを生かした維持管理費の低減を図る（図 2-19）。



出典：国土交通省 WEB

図 2-19 施設の統廃合（イメージ図）

（2）具体的な取組

1) 下水道の統合

一宮市、津島市、豊田市が管理する単独公共下水道 4 処理場において、流域下水道への統合に向けた取組を進める。

また、名古屋市、豊橋市、春日井市が管理する 5 処理場においては、同一市内の単独公共下水道への統合に向けた取組を進める（表 2-5）。

表 2-5 下水道の統廃合 処理区・施設一覧

統合元		統合先		
事業主体	処理区名等	事業主体	種別	施設名
名古屋市	堀留、熱田、伝馬町	名古屋市	公共下水道	山崎水処理センター
豊橋市	野田	豊橋市	公共下水道	中島処理場
一宮市	西部	愛知県	流域下水道	日光川上流浄化センター
	東部	愛知県	流域下水道	日光川上流浄化センター 五条川右岸浄化センター
春日井市	高蔵寺	春日井市	公共下水道	南部浄化センター
津島市	津島市	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
豊田市	鞍ヶ池	愛知県	流域下水道	矢作川浄化センター
計6市	計9処理区			

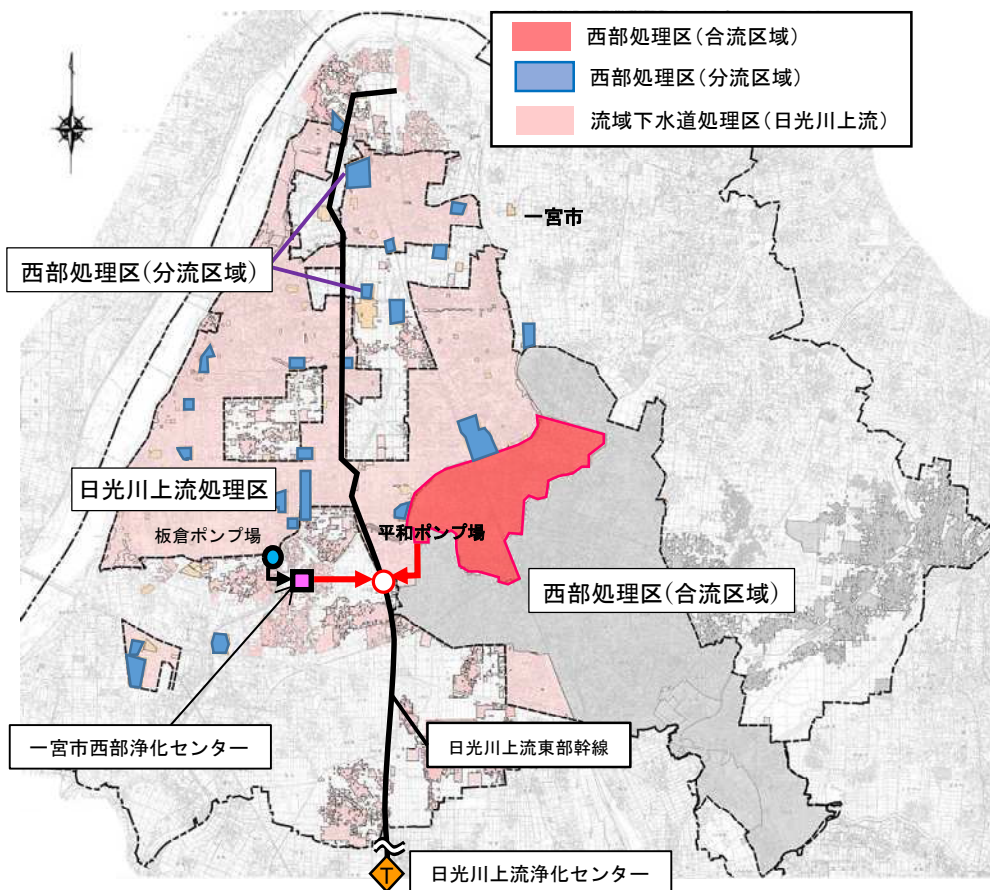
この内、一宮市、名古屋市、豊橋市、春日井市の具体的な取組内容について、以下に示す。

【一宮市】

一宮市単独公共下水道（西部浄化センター）を
日光川上流流域下水道（日光川上流浄化センター）へ統合

【取組内容】

一宮市が管理している一宮市西部浄化センターは、1963年度に供用開始し、既に50年以上が経過しているため施設の老朽化が著しく、増大する改築更新費の確保が課題となっている。一宮市には、市が管理する一宮市単独公共下水道（西部浄化センター）の他に日光川上流流域下水道の処理区があり、それぞれの処理区は近接していることから、一宮市西部浄化センターを廃止し、日光川上流流域下水道（日光川上流浄化センター）へ統合する取組を進めていく。この統合により、一宮市西部浄化センターでは改築更新費および維持管理費の削減、日光川上流浄化センターでは流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
 - ・統合による処理レベルの向上（放流水質レベルの向上）
 - ・スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
 - ・統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
 - ・カーボンニュートラルへの貢献
- （施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減）

【名古屋市】

名古屋市公共下水道の熱田水処理センター、堀留水処理センター、
伝馬町水処理センターを山崎水処理センターへ統合

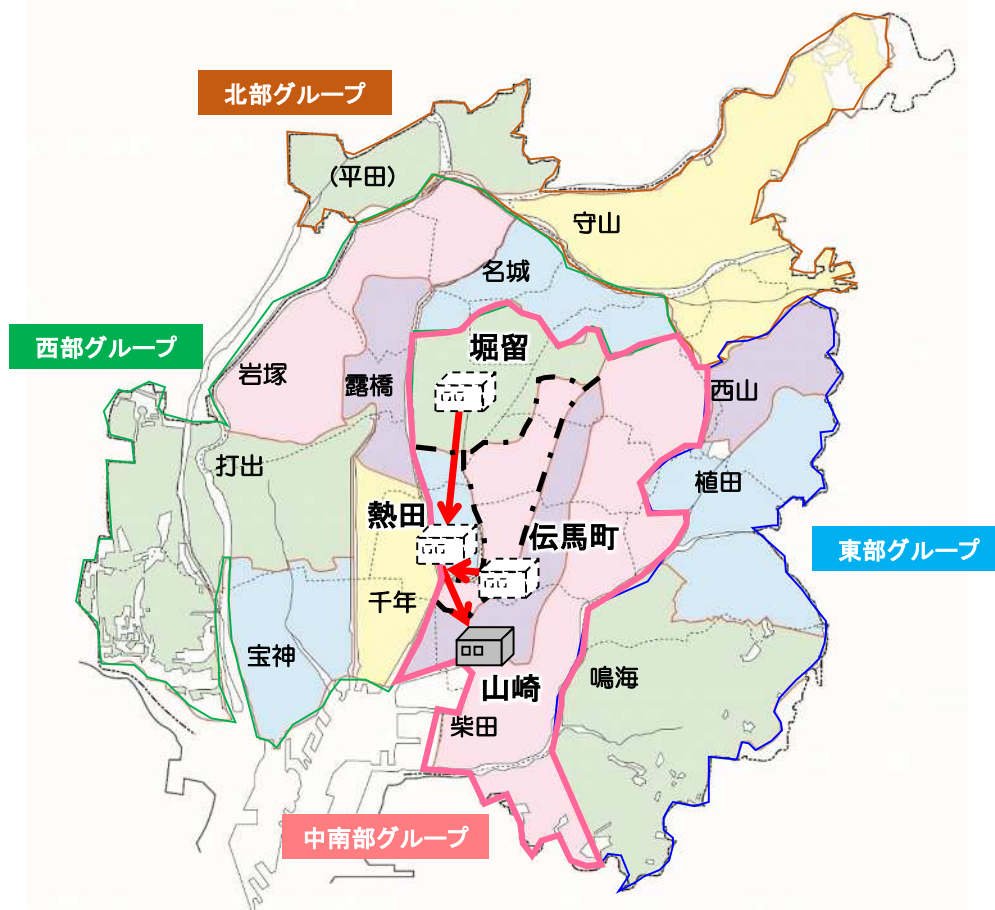
【取組内容】

名古屋市が管理している熱田水処理センターは1930年度に供用開始し、すでに90年以上経過している。また、他の施設においても1950～1970年代に集中的に整備を進めてきた結果、老朽化した施設は、今後一斉に改築時期を迎えることから、増大する改築更新費の確保が課題となっている。

名古屋市には市内に15カ所の水処理センターがあるため、地勢等を踏まえて4つのグループに分け、グループ内で処理区の広域化による水処理センターの集約を検討している。

その中の一つである中南部グループにおいて、熱田水処理センター、堀留水処理センター、伝馬町水処理センターを山崎水処理センターへ集約する取り組みを進めていく。

この統合により、熱田水処理センター、堀留水処理センター、伝馬町水処理センターでは改築更新費および維持管理費の削減、処理場廃止後の用地の活用、山崎水処理センターでは流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
 - ・ スケールメリットによる統合先の建設単価の低減、維持管理単価の低減
 - ・ 統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
 - ・ 施設廃止後の用地の有効活用
 - ・ カーボンニュートラルへの貢献
- （施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減）

【豊橋市】

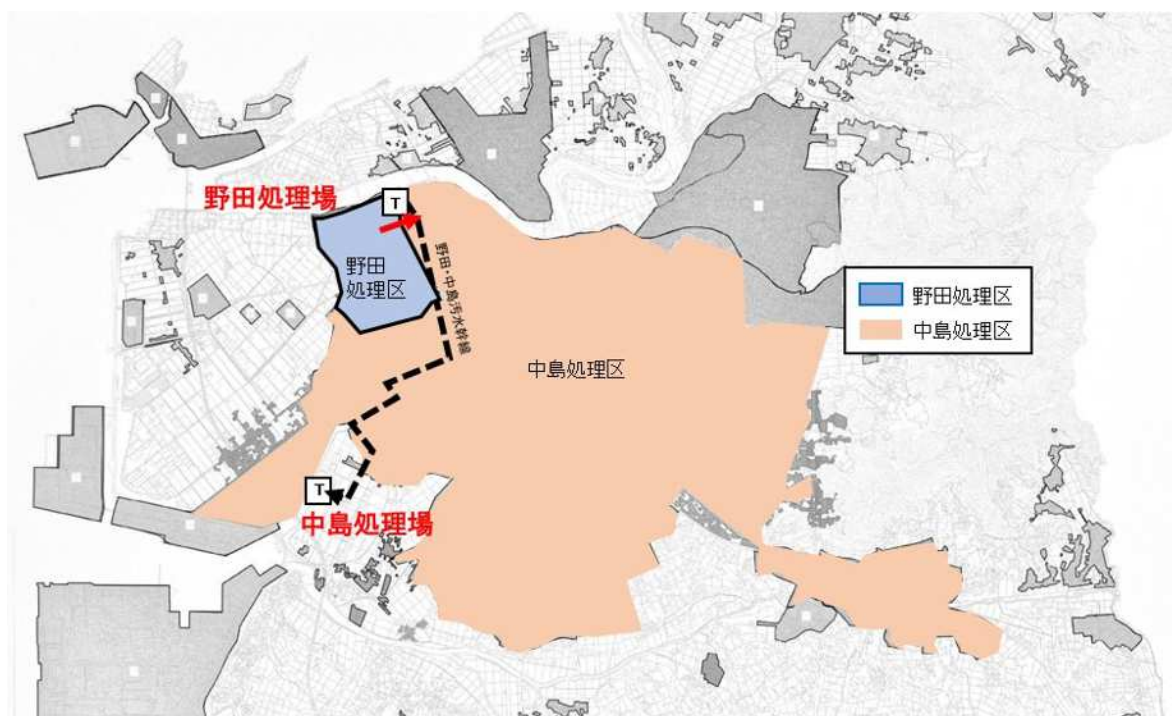
豊橋市公共下水道の野田処理場を中島処理場へ統合

【取組内容】

豊橋市が管理している野田処理場は、1935年度に供用開始し、既に80年以上が経過しているため施設の老朽化が著しく、増大する改築更新費の確保が課題となっている。

豊橋市には、野田処理区と近接して中島処理区があることから、これらを集約することにより、野田処理場を中島処理場へ統合する取組を進めていく。

この統合により、野田処理場では改築更新費および維持管理費の削減、中島処理場では流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
 - ・ スケールメリットによる統合先の建設単価の低減、維持管理単価の低減
 - ・ 統合先の流入水量増加による施設利用率の向上
 - ・ 統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
 - ・ 施設廃止後の用地の有効活用及び処理場廃止による周辺環境の改善
 - ・ カーボンニュートラルへの貢献
- （施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減）

【春日井市】

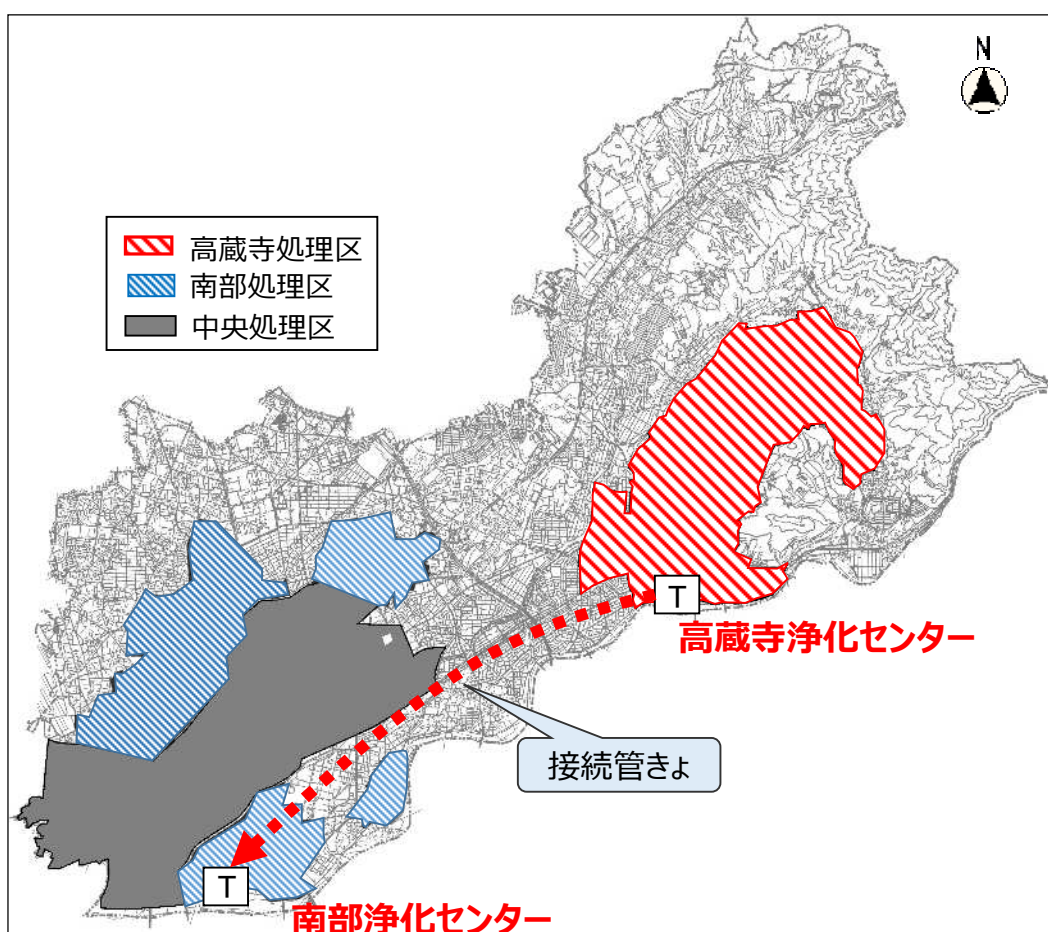
春日井市公共下水道の高蔵寺浄化センターを南部浄化センターへ統合

【取組内容】

春日井市が管理している高蔵寺浄化センターは、1968年度に供用開始し、既に50年以上が経過しているため、施設の老朽化が著しく、増大する改築更新費の確保が課題となっている。

春日井市には、市が管理する浄化センターとして、高蔵寺浄化センターのほかに南部浄化センターと勝西浄化センターがあるが、今後の処理水量の見込みや現状の施設配置等を踏まえ、高蔵寺浄化センターを南部浄化センターへ統合する取組を進めていく。

この統合により、高蔵寺浄化センターでは改築更新費および維持管理費の削減、南部浄化センターでは流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
- ・ 統合による処理レベルの向上（放流水質レベルの向上）
- ・ スケールメリットによる統合先の建設単価の低減、維持管理単価の低減
- ・ 統合先の流入水量増加による施設利用率の向上
- ・ 統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
- ・ 施設廃止後の用地の有効活用
- ・ カーボンニュートラルへの貢献

（施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減）

2) 農業集落排水施設の下水道等への統合

豊川市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、稲沢市、愛西市、弥富市、みよし市、幸田町が管理する農業集落排水施設 60 処理場において、流域下水道への統合に向けた取組を進める。

また、田原市の 4 処理場においては、同一市内の単独公共下水道への統合に向け、さらに、愛西市、田原市の 10 処理場においては、同一市内の農業集落排水施設への統合に向けた取組を進める（表 2-6）。

表 2-6 農業集落排水施設の統廃合 地区・施設一覧

統合元		統合先		
事業主体	地区名	事業主体	種別	施設名等
豊川市	正岡	愛知県	流域下水道	豊川浄化センター
豊田市	御船	愛知県	流域下水道	矢作川浄化センター
	高岡中部			境川浄化センター
安城市	福釜東部	愛知県	流域下水道	矢作川浄化センター
				衣浦東部浄化センター
西尾市	三和東部、駒場、室場中部、川崎、鳥羽、室場南部、平原、山口谷、福地西部、友国、洲崎、津平、小野ヶ谷、南中根、宮迫駁馬、吉良北部、八幡、鹿川、福地東部、福地中部	愛知県	流域下水道	矢作川浄化センター
犬山市	入鹿神尾	愛知県	流域下水道	五条川左岸浄化センター
稲沢市	天池、三宅、東城前浪、丸渚、牧川南部、長岡東部、千代、長岡西部、平和（城西嫁振）、六輪南部	愛知県	流域下水道	日光川上流浄化センター
田原市	谷熊六連、藤七原、百々	田原市	公共下水道	田原浄化センター
	向新			渥美浄化センター
	新美		農業集落排水	神戸
	宇津江			野田
	泉南部			泉北部
愛西市	西保、本部田・東條、佐屋中央	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
	鶺鴒多須、東川	愛西市	農業集落排水	二子
	山路			森川
	赤目、四会			早尾
	西鶺鴒戸			小茂井
	八開南部			八開中部
弥富市	十四山北部、弥富北西部、広大海、十四山東部、鍋田、十四山南部、十四山西部	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
みよし市	明知、福谷、新田根浦、福田、筋生、打越	愛知県	流域下水道	境川浄化センター
幸田町	高力、大草、荻、坂崎、長嶺久保田、野場、六栗、桐山、上六栗	愛知県	流域下水道	矢作川浄化センター
計11市町	計74地区			

この内、幸田町、安城市、豊川市の具体的な取組内容について、以下に示す。

【幸田町】

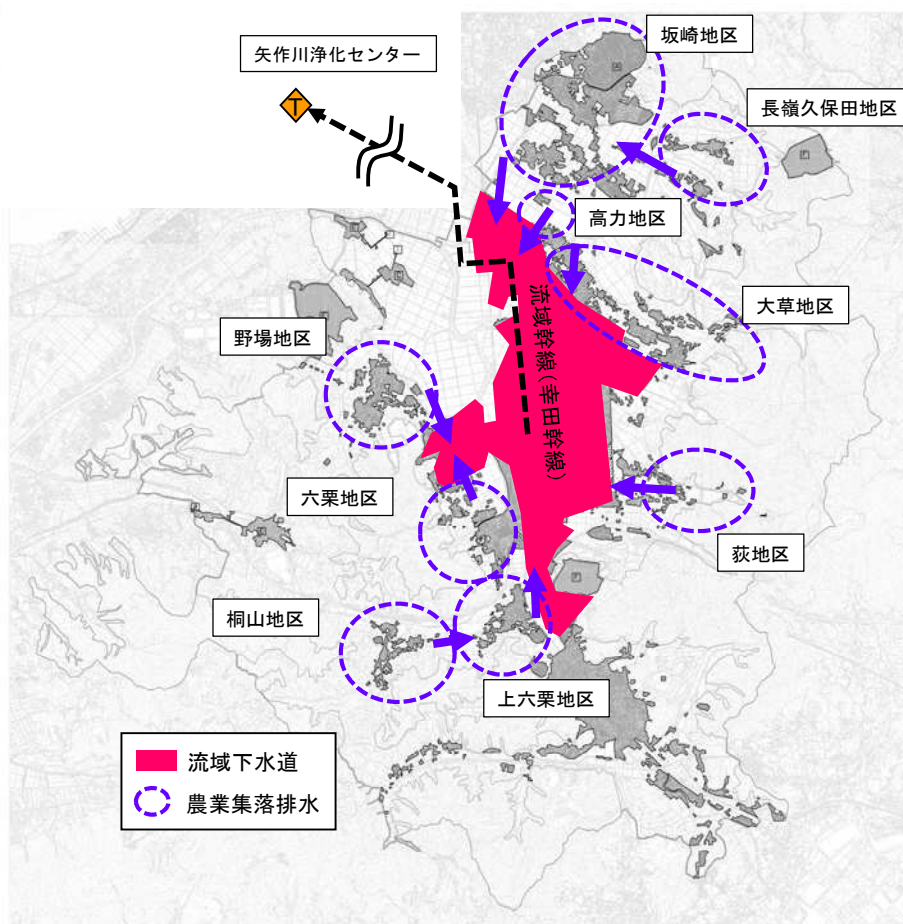
幸田町の農業集落排水施設（9施設）を 矢作川流域下水道（矢作川浄化センター）へ統合

【取組内容】

幸田町が管理している農業集落排水施設の9施設は1998年前後に供用開始し、既に20年程度経過しているため、設備の老朽化が進行し、維持管理費が増大、また、今後の改築更新費の確保が課題となっている。

幸田町には、町の中心部に流域下水道の処理区があり、それをとり囲むように農業集落排水の地区があることから、農業集落排水施設の9施設を廃止し、矢作川流域下水道（矢作川浄化センター）へ統合する取組を進めていく。

この統合により、農業集落排水施設の9施設では改築更新費及び維持管理費の削減、矢作川浄化センターでは流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
- ・統合による処理レベルの向上（放流水質レベルの向上）
- ・スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
- ・統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
- ・統合による人員・執行体制の維持・確保
- ・施設廃止後の用地の有効活用及び処理場廃止による生活環境の改善
- ・カーボンニュートラルへの貢献

（施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減）

【安城市】

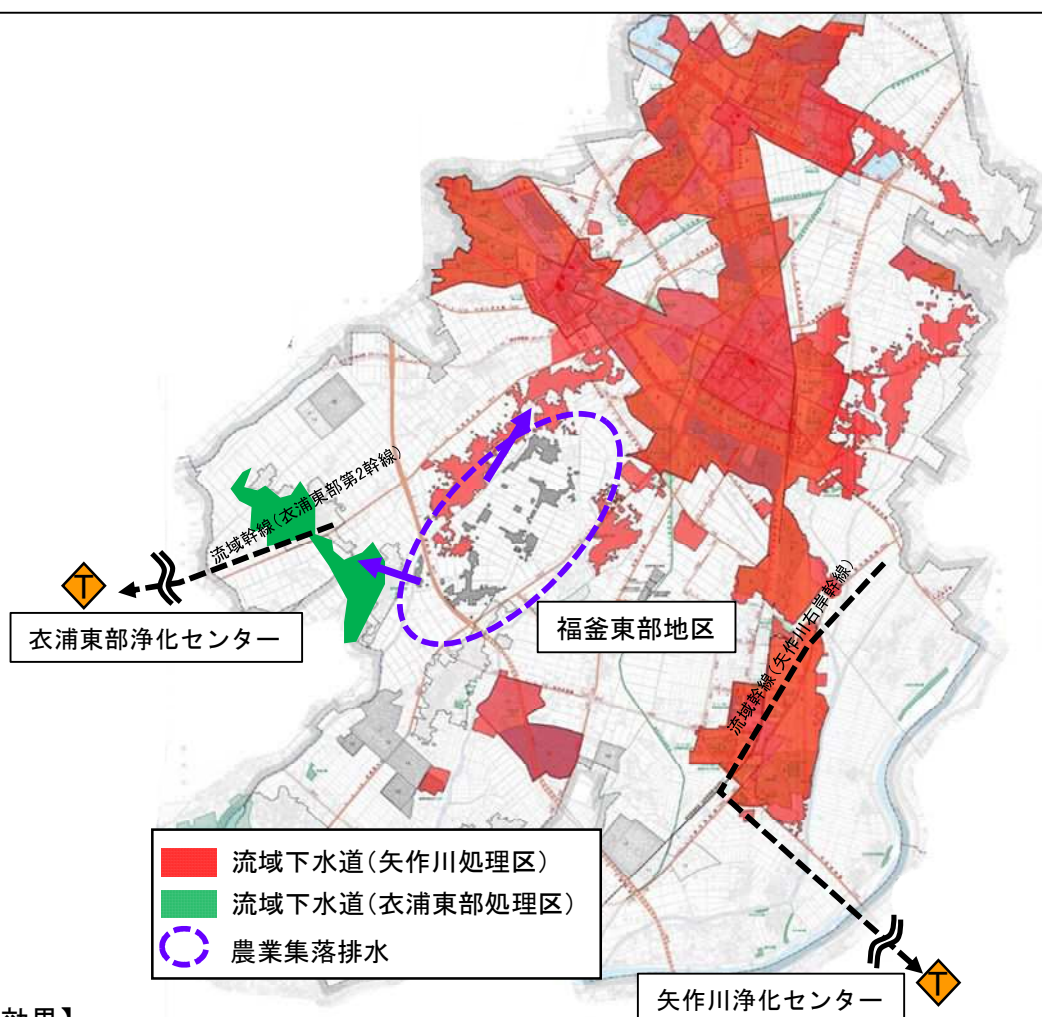
安城市の農業集落排水施設（福釜東部浄化センター）を
矢作川流域下水道（矢作川浄化センター）、
衣浦東部流域下水道（衣浦東部浄化センター）へ統合

【取組内容】

安城市が管理している福釜東部浄化センターは、1999年度に供用開始し、既に20年以上が経過しているため、設備の老朽化が進行し、維持管理費が増大、また、今後の改築更新費の確保が課題となっている。

農業集落排水の地区は、2つの流域下水道の処理区と近接していることから、地形条件等を考慮して地区を振り分けて、福釜東部浄化センターを廃止し、矢作川流域下水道（矢作川浄化センター）と衣浦東部流域下水道（衣浦東部浄化センター）へ統合する取組を進めていく。

この統合により、福釜東部浄化センターでは改築更新費及び維持管理費の削減、矢作川浄化センターおよび衣浦東部浄化センターでは流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
 - ・ 統合による処理レベルの向上（放流水質レベルの向上）
 - ・ スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
 - ・ 統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
 - ・ 統合による人員・執行体制の維持・確保
 - ・ 施設廃止後の用地の有効活用及び処理場廃止による生活環境の改善
 - ・ カーボンニュートラルへの貢献
- 〔 施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減） 〕

【豊川市】

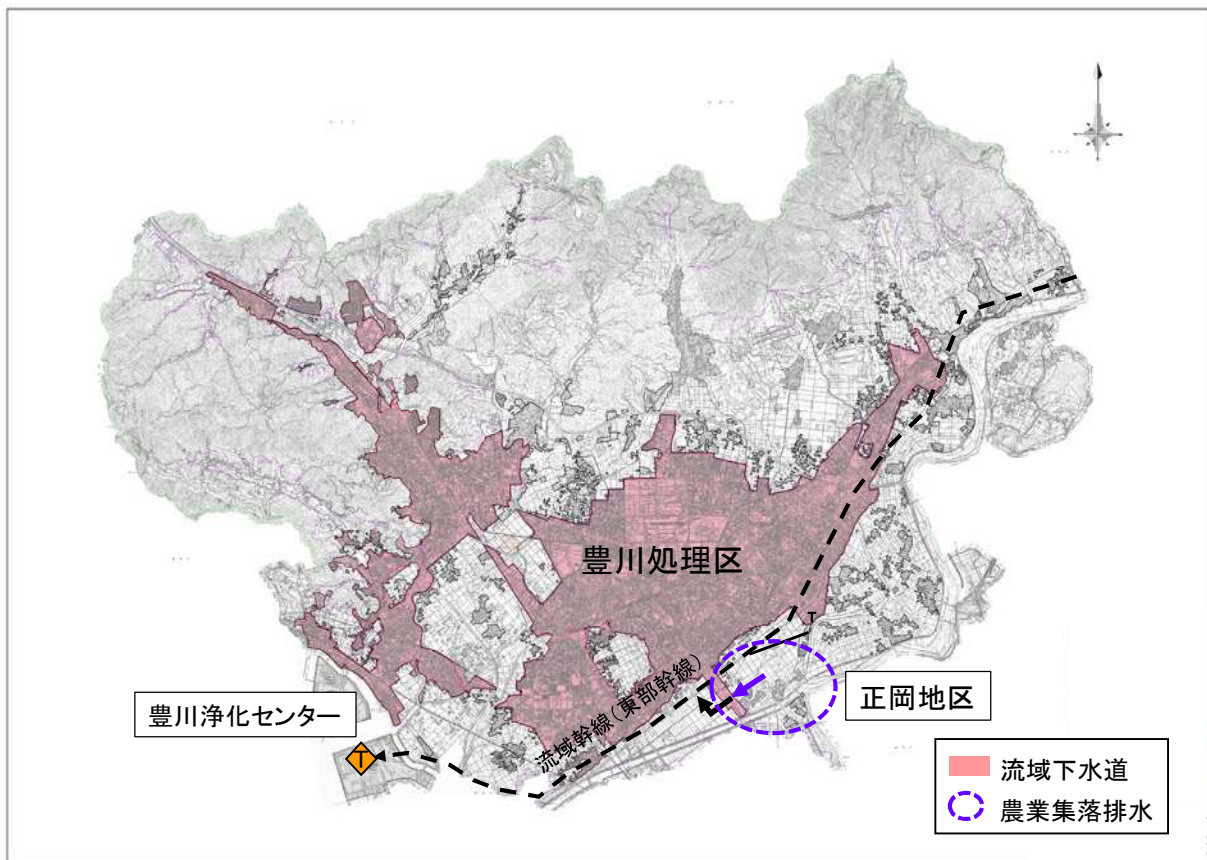
豊川市の農業集落排水施設（正岡処理場）を 豊川流域下水道（豊川浄化センター）へ統合

【取組内容】

豊川市が管理している正岡処理場は、1995年度に供用開始し、既に25年以上が経過しているため、設備の老朽化が進行し、維持管理費が増大、また、今後の改築更新費の確保が課題となっている。

農業集落排水の地区は県が管理する流域下水道の処理区に近接していることから、正岡処理場を廃止し、豊川流域下水道（豊川浄化センター）へ統合する取組を進めていく。

この統合により、正岡処理場では改築更新費および維持管理費の削減、豊川浄化センターでは流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
 - ・ 統合による処理レベルの向上（放流水質レベルの向上）
 - ・ スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
 - ・ 統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
 - ・ 統合による人員・執行体制の維持・確保
 - ・ 施設廃止後の用地の有効活用及び処理場廃止による生活環境の改善
 - ・ カーボンニュートラルへの貢献
- 〔 施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減（温室効果ガス排出量の削減） 〕

3) コミュニティ・プラントの下水道への統合

津島市、豊田市、稲沢市、愛西市、弥富市、みよし市、蟹江町が管理するコミュニティ・プラント 15 施設において、流域下水道への統合に向けた取組を進める。

また、豊橋市と田原市の 2 施設においては、同一市内の単独公共下水道への統合に向けた取組を進める（表 2-7）。

表 2-7 コミュニティ・プラントの統廃合 地区・施設一覧

統合元		統合先		
事業主体	地区名	事業主体	種別	施設名
豊橋市	天津	豊橋市	公共下水道	富士見台処理場
津島市	こがね、宇治、百島、青塚	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
豊田市	幸穂台	愛知県	流域下水道	矢作川浄化センター
稲沢市	平六	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
田原市	夕陽が浜	田原市	公共下水道	渥美浄化センター
愛西市	永和台、東八幡、西八幡団地、諸桑団地、佐屋中央	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
弥富市	楽荘	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
みよし市	明知上、南台	愛知県	流域下水道	境川浄化センター
蟹江町	蟹江南	愛知県	流域下水道	日光川下流浄化センター
計9市	計17地区			

この内、稲沢市の具体的な取組内容について、以下に示す。

【稲沢市】

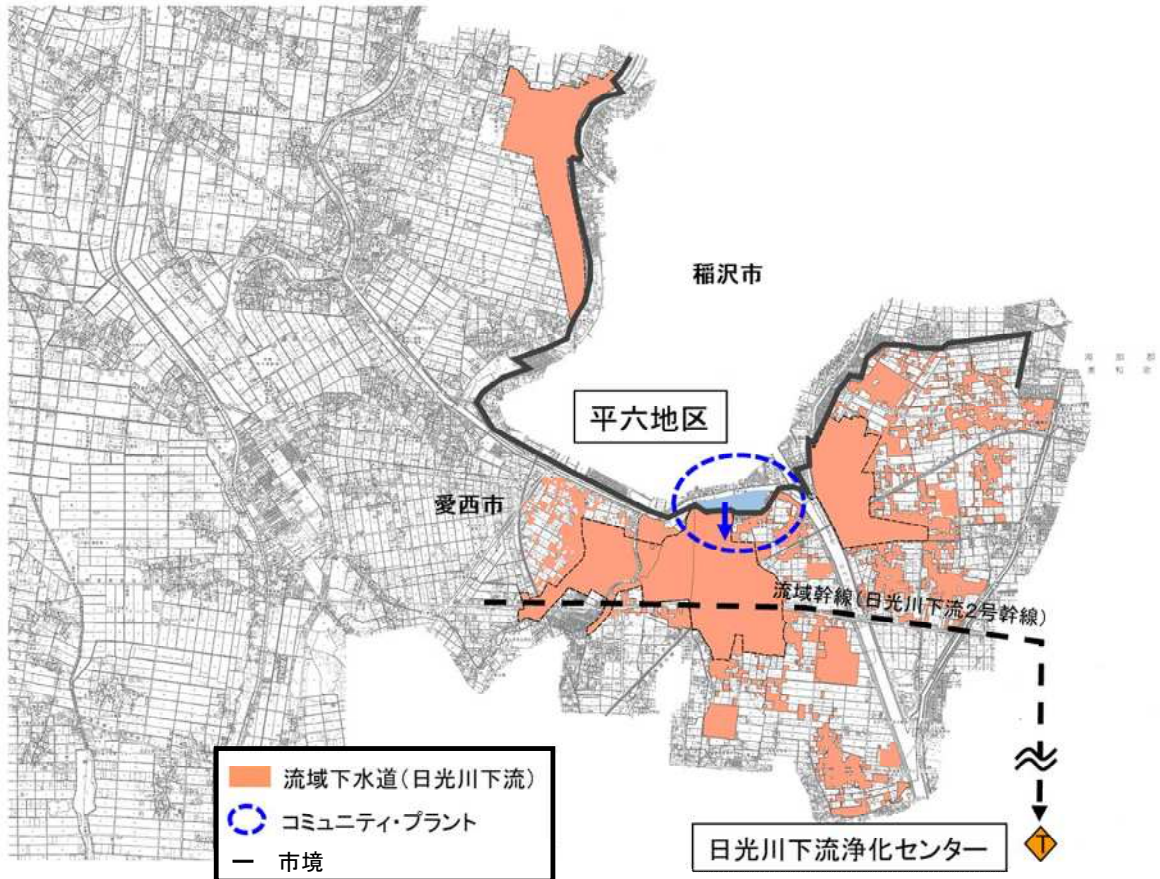
稲沢市のコミュニティ・プラント（平六コミプラ浄化センター）を
日光川下流流域下水道（日光川下流浄化センター）へ統合

【取組内容】

稲沢市が管理している平六コミプラ浄化センターは、2000年度に供用開始し、既に20年以上が経過しているため、設備の老朽化が進行し、維持管理費が増大、また、今後の改築更新費の確保が課題となっている。

平六地区は、稲沢市と愛西市の市境に立地しており、愛西市内は日光川下流流域下水道が供用されていることから、平六コミプラ浄化センターを廃止し、日光川下流流域下水道（日光川下流浄化センター）へ統合する取組を進めていく。

この統合により、平六コミプラ浄化センターでは改築更新費および維持管理費の削減、日光川下流浄化センターでは流入水量の増加に伴うスケールメリットを生かした汚水処理単価の低減を図る。



【取組効果】

- ・統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
 - ・統合による処理レベルの向上（放流水質レベルの向上）
 - ・スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
 - ・統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
 - ・統合による人員・執行体制の維持・確保
 - ・施設廃止後の用地の有効活用及び処理場廃止による生活環境の改善
 - ・カーボンニュートラルへの貢献
- （施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減）

4) し尿処理施設の統合（し尿処理施設の廃止）

蒲郡市幸田町衛生組合、日東衛生組合、尾張旭市長久手市衛生組合が管理するし尿処理施設3施設において、公共下水道への統合に向けた取組を進める（表2-8）。

表2-8 し尿処理施設の統廃合 施設一覧

統合元		統合先		
事業主体	施設名	事業主体	種別	施設名
蒲郡市幸田町衛生組合 (蒲郡市、幸田町)	清幸園	蒲郡市	公共下水道	蒲郡市下水道浄化センター
日東衛生組合 (日進市、東郷町)	日進美化センター	日進市	公共下水道	日進市南部浄化センター
尾張旭市長久手市衛生組合 (長久手市)	香流苑			
計5市町	計3施設			

この内、日東衛生組合、尾張旭市長久手市衛生組合の具体的な取組内容について、以下に示す。

【日東衛生組合、尾張旭市長久手市衛生組合】

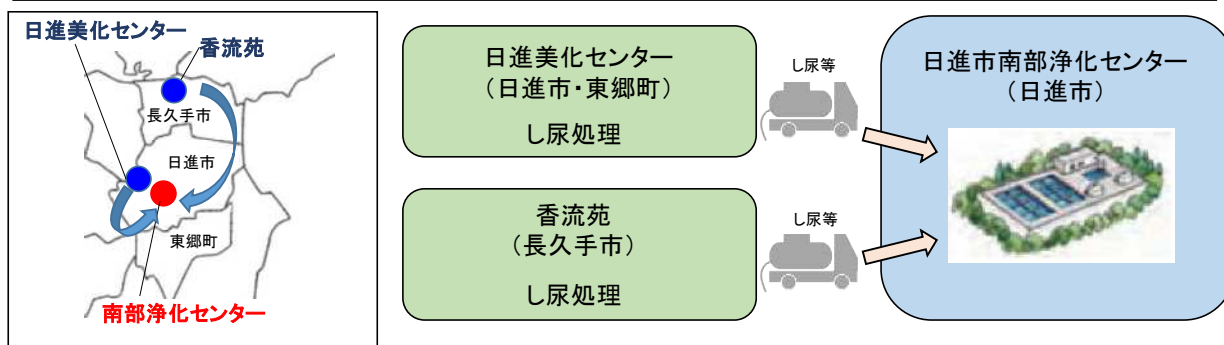
日東衛生組合、尾張旭市長久手市衛生組合のし尿処理施設を 日進市南部浄化センター（単独公共下水道）に統合

【取組内容】

日東衛生組合（日進市・東郷町）が管理している日進美化センターは、1978年度に供用開始し、既に40年以上が経過しているため、設備の老朽化が進行し、維持管理費が増大、また、今後の改築更新費の確保が課題である。また、尾張旭市長久手市衛生組合（長久手市）が管理している香流苑は、1975年度に供用開始し、既に45年以上が経過しているため、設備の老朽化が進行し、維持管理費の増大、また、今後の改築更新費の確保が課題となっている。

日進美化センター、香流苑を廃止し、両施設で処理していたし尿及び浄化槽汚泥を日進市南部浄化センターの汚泥処理施設へ受入れる取組を進めていく。

この統合により、日進美化センター、香流苑の改築更新費及び維持管理費の削減を図る。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減
- ・ スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
- ・ 統合による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
- ・ 統合による人員・執行体制の維持・確保
- ・ 施設廃止後の用地の有効活用及び処理場廃止による生活環境の改善
- ・ カーボンニュートラルへの貢献
 （施設管理の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
 （温室効果ガス排出量の削減）

6.1.2 汚泥処理の共同化（ハード面の連携）

（１）取組概要

下水処理場で発生する汚泥を、市町村を跨いで他自治体（流域下水道含む）の処理場や同一自治体内の他処理場などへ集約し、処理するなど、汚泥処理の共同化を進めることで、既存施設の改築更新費のみならず、新たな汚泥減量化施設の建設費や維持管理費の低減を図る。加えて、中長期的な汚泥処分先の確保、汚泥処理処分の安定化を図る。

なお、汚泥減量化施設の建設にあたっては、PPP/PFI 手法導入の可能性を検討し、積極的に活用する。

（２）具体的な取組

衣浦西部浄化センターでは、常滑市、東海市、知多市の単独公共下水道の汚泥を受け入れ、流域下水道と単独公共下水道の下水汚泥を共同で処理する取組を進めていく。

また、これに加えて流域下水道全体では、この衣浦西部浄化センターの取組をさらに発展させ、県内全 11 流域下水道が、共同で汚泥減量化施設の建設、管理・運営する体制を構築し、この共同汚泥処理体制のもと、衣浦西部浄化センターでの共同処理施設（共同炉）の建設から事業着手していく。

名古屋市においては、市内の山崎汚泥処理場の下水汚泥を空見スラッジリサイクルセンターに集約化する取組を進めていく。

表 2-9 汚泥処理の共同化 施設一覧

統合元			統合先		
事業主体	種別	施設名	事業主体	種別	施設名
常滑市	公共下水道	常滑浄化センター	愛知県	流域下水道	衣浦西部浄化センター
東海市	公共下水道	東海市浄化センター			
知多市	公共下水道	知多市南部浄化センター			
愛知県	流域下水道	豊川浄化センター 五条川左岸浄化センター 境川浄化センター 衣浦西部浄化センター 矢作川浄化センター 衣浦東部浄化センター 日光川上流浄化センター 五条川右岸浄化センター 新川東部浄化センター 日光川下流浄化センター 新川西部浄化センター	愛知県	流域下水道	豊川浄化センター 五条川左岸浄化センター 境川浄化センター 衣浦西部浄化センター 矢作川浄化センター 衣浦東部浄化センター 日光川上流浄化センター 五条川右岸浄化センター 新川東部浄化センター 日光川下流浄化センター 新川西部浄化センター ※共同1号炉:衣浦西部浄化センター 共同2号炉以降の設置場所は、 今後検討して決定する。
名古屋市	公共下水道	山崎汚泥処理場	名古屋市	公共下水道	空見スラッジリサイクルセンター

この内、常滑市・東海市・知多市及び愛知県の実組、県内全 11 流域下水道の実組について、以下に示す。

【常滑市・東海市・知多市及び愛知県】

常滑市、東海市、知多市の下水処理場から発生する汚泥
を衣浦西部浄化センターで共同処理

【取組内容】

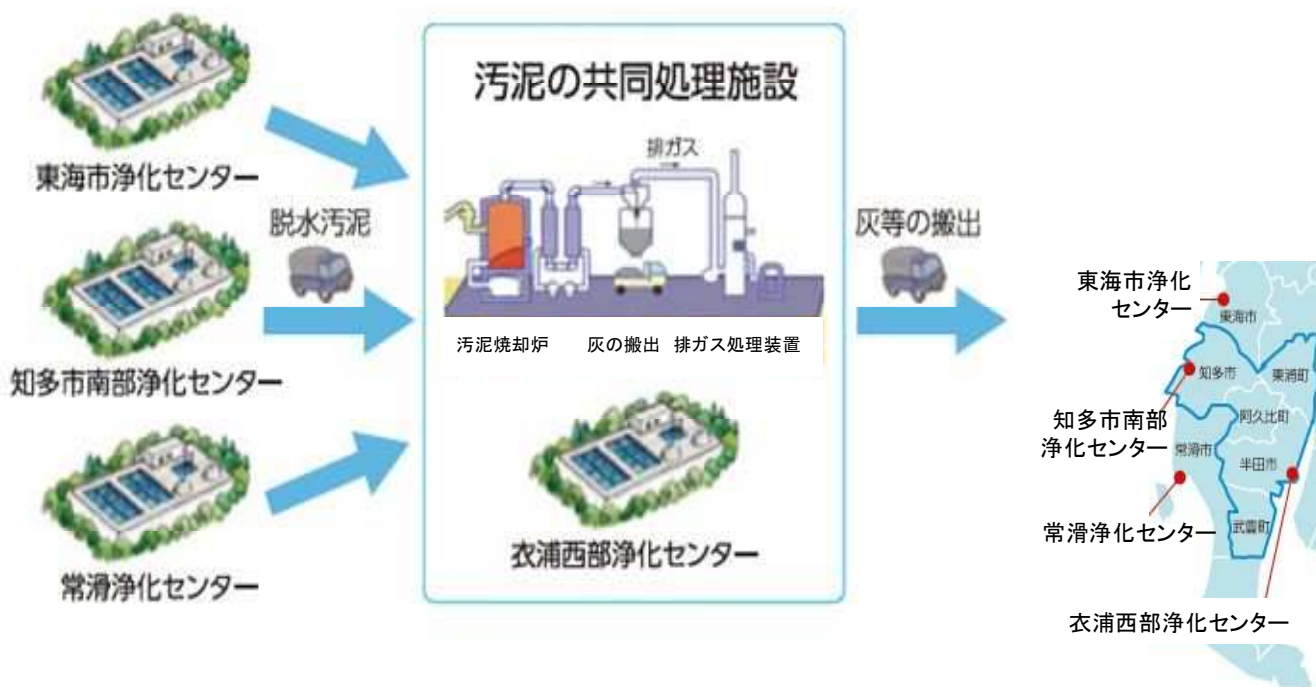
知多地域には、常滑市、東海市、知多市の浄化センターと県が管理する衣浦西部浄化センターがある。

知多市が管理している知多市南部浄化センターは、1994年度に供用開始した汚泥減量化施設がすでに25年以上経過し、施設の老朽化が進行しているため、今後の改築更新費の確保が課題となっている。

常滑市が管理している常滑浄化センター、東海市が管理している東海市浄化センターでは、汚泥量の増加に対応するため、汚泥減量化施設の建設が必要となっている。

これらの課題を解決するために、衣浦西部浄化センターの汚泥減量化施設の改築更新にあわせて3市の汚泥を受け入れることにより、汚泥を共同処理する取組を進めていく。

この共同処理により、スケールメリットを生かした建設単価、汚泥処理単価の低減を図る。汚泥減量化施設の建設にあたってはPPP/PFI手法を活用する。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、新設費、維持管理費の削減
- ・ スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
- ・ 共同で施設管理を行うことによる維持管理業務等の省力化
- ・ 管理する施設の集約化による施設管理・運営の効率化
- ・ 共同で施設管理を行うことによる人員・執行体制の維持・確保
- ・ 共同処理を行うことによる汚泥処理先の確保
- ・ 共同処理を行うことによる汚泥処理の安定化
- ・ カーボンニュートラルへの貢献（温室効果ガス排出量の削減）
 - 施設管理の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
 - 焼却廃熱を有効利用した燃焼方式による燃料使用量の削減
 - 新技術を取り入れた焼却による温室効果の高い一酸化二窒素の削減

【愛知県】

県内全11流域下水道の共同汚泥処理体制の構築

【取組内容】

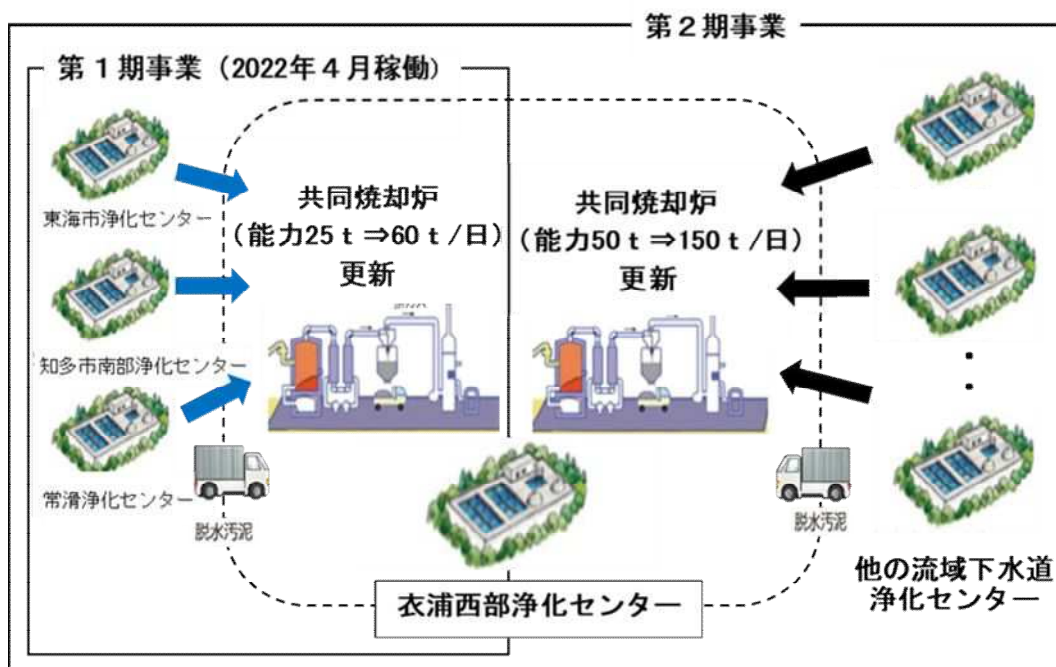
全11流域下水道の内、5流域下水道にある汚泥減量化施設7基(520t)の内、3基が供用開始から15年以上を経過しており、老朽化に伴う施設の改築更新が必要となっている。

また、汚泥減量化施設が配置されていない6流域下水道においては、汚泥量の増加に対応するため、汚泥減量化施設の建設が必要となっている。

こうしたことから、本県では、衣浦西部浄化センターにおいて常滑市、東海市、知多市と進めてきた共同汚泥処理の取組をさらに発展させ、全流域下水道が共同で汚泥減量化施設を建設、維持管理する体制を構築し、共同汚泥処理の取組を進めていく。

なお、衣浦西部浄化センターでの共同炉建設後も、流域下水道全体の施設能力が十分ではないことから、県内に分散して施設の改築更新時期等に合わせて大型化して設置していく。

この共同汚泥処理により、スケールメリットを生かした建設単価、汚泥処理単価の削減を図る。汚泥減量化施設の建設にあたっては、PPP/PFI手法を活用する。



【取組効果】

- ・ 統合される施設の改築更新費、新設費、維持管理費の削減
- ・ スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
- ・ 共同で施設管理を行うことによる維持管理業務等の省力化
- ・ 管理する施設の集約化による施設管理・運営の効率化
- ・ 共同で施設管理を行うことによる人員・執行体制の維持・確保
- ・ 共同処理を行うことによる汚泥処理先の確保
- ・ 共同処理を行うことによる汚泥処理の安定化
- ・ カーボンニュートラルへの貢献（温室効果ガス排出量の削減）
 - 施設管理の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
 - 焼却廃熱を有効利用した燃焼方式による燃料使用量の削減
 - 焼却廃熱を有効利用し発電することによる購入電力の削減
 - 新技術を取り入れた焼却による温室効果の高い一酸化二窒素の削減

6.1.3 し尿処理施設の下水道への接続（ハード面の連携）

（1）取組概要

施設の老朽化に伴い、改築更新費の増大などが課題となっているし尿処理施設において、改築更新のタイミングに合わせて、し尿処理施設の水処理機能の一部を廃止し、排水を流域下水道へ接続することにより、し尿処理場の改築更新費や維持管理費の削減を図る。

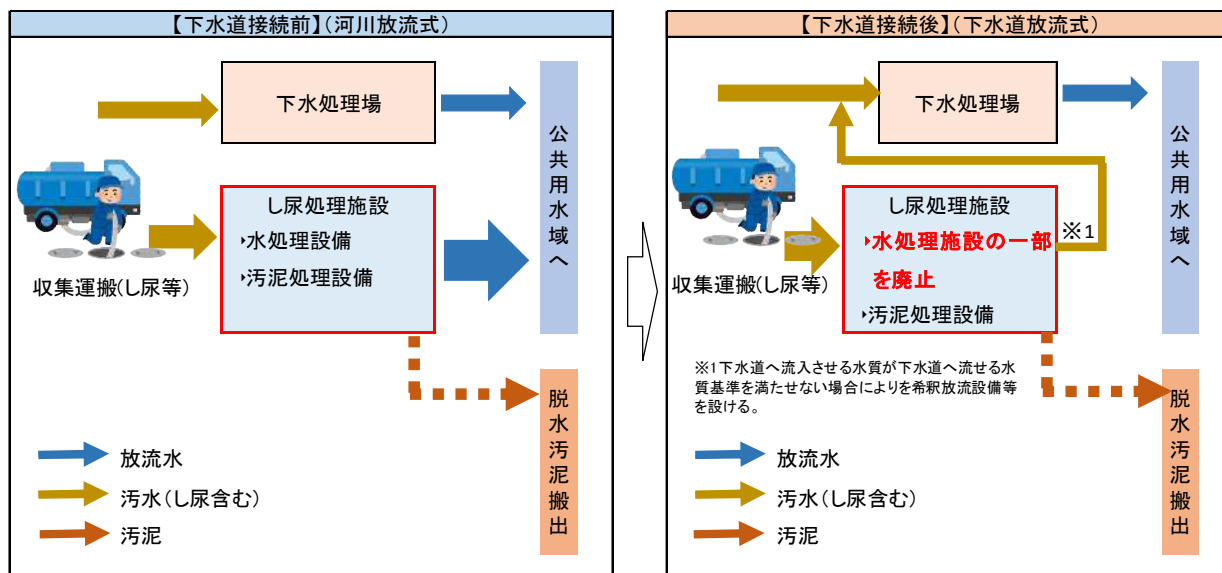


図 2-20 し尿処理の共同化（イメージ図）

（2）具体的な取組

稲沢市、中部知多衛生組合、北名古屋衛生組合の管理するし尿処理施設において、流域下水道への接続に向けた取組を進める。

取組一覧を以下に示す（表 2-10）。

表 2-10 し尿処理施設の下水道接続 施設一覧

接続元			接続先		
事業主体	種別	施設名	事業主体	種別	施設名
稲沢市	し尿処理施設	平和浄化センター	愛知県	下水道	日光川上流浄化センター
中部知多衛生組合 (半田市、常滑市、武豊町)	し尿処理施設	中部知多衛生組合 し尿処理施設	愛知県	下水道	衣浦西部浄化センター
北名古屋衛生組合 (北名古屋市、豊山町)	し尿処理施設	鴨田エコパーク	愛知県	下水道	新川東部浄化センター
計6市町	3施設				

【取組効果】

- ・ 接続する施設の改築更新費、維持管理費の削減
- ・ スケールメリットによる接続先の増設施設の建設単価の低減、維持管理単価の低減
- ・ 下水道への接続による維持管理業務の省力化及び施設管理・運営の効率化
- ・ 下水道接続による人員・執行体制の維持・確保
- ・ カーボンニュートラルへの貢献
 - （施設管理の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減）
 - （温室効果ガス排出量の削減）

6.1.4 他処理区への編入（ハード面の連携）

（1）取組概要

行政界に位置する一部の区域において、行政界を跨ぎ流下先を隣接市の処理区へ見直すことにより、この地域の管きょ整備（マンホールポンプ含む）に係る建設費と維持管理費の低減を図る。

（2）具体的な取組

1）境川流域下水道処理区（東郷町）から単独公共下水道処理区（日進市）への編入

東郷町がマンホールポンプを設置し、ポンプアップして境川流域下水道へ流入させている区域について、隣接する日進市の単独公共下水道側へ自然流下で接続することに見直し、汚水処理は日進市南部浄化センターにて行う。

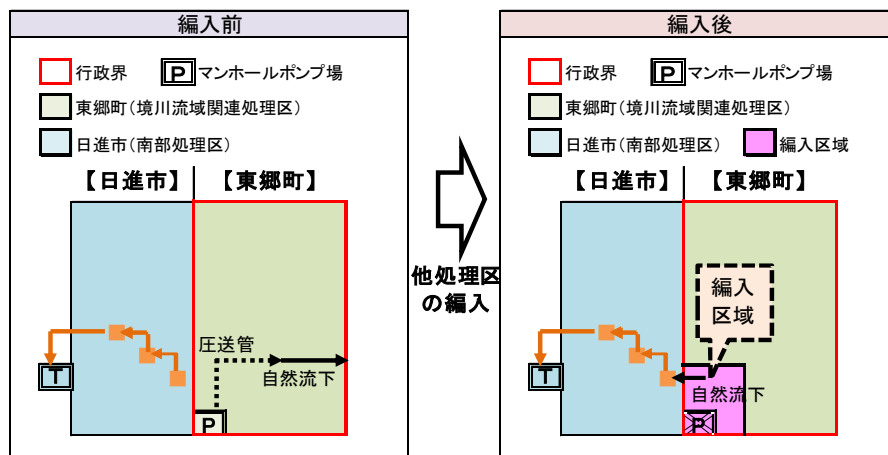


図 2-21 他処理区の編入（東郷町と日進市事例イメージ図）

2）日光川下流流域下水道処理区（愛西市）と日光川下流流域下水道処理区（蟹江町）の編入

愛西市と蟹江町の行政界に位置する両市町の一部の地域において、効率的な管きょ整備を行うため、愛西市は隣接する蟹江町の区域へ、蟹江町は隣接する愛西市の区域へそれぞれ接続し、他市の管きょを経由して、日光川下流流域下水道へ流下させる。

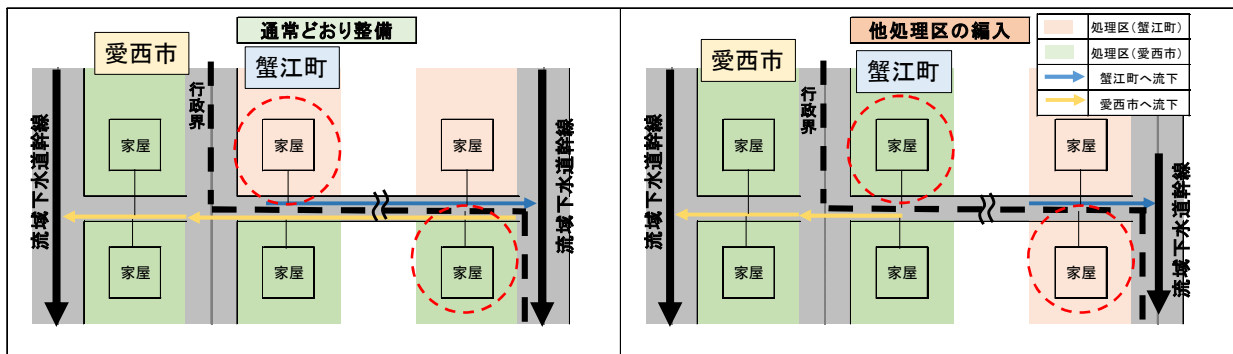


図 2-22 他処理区の編入（愛西市と蟹江町イメージ図）

【取組効果】

- ・ 効率的な整備による建設費、維持管理費の削減
- ・ カーボンニュートラルへの貢献
 - 〔 施設管理の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減
（温室効果ガス排出量の削減） 〕

6.1.5 維持管理業務の共同化（ソフト面の連携）

（1）取組概要

各市町村の日常業務であり、共通する業務も多く含まれている下水道施設の点検業務などの維持管理業務を複数の市町村が共同発注することにより、業務の効率化と業務コストの削減を図りつつ、適切かつ計画的な維持管理の実現、加えて、共同化による市町村を越えた技術的な情報やノウハウの共有により、技術力の向上及び継承を図る。

なお、市町村ごとの業務量や業務範囲の実情を踏まえ、複数のグループにより実施する。

（2）具体的な取組

1) 管路施設の点検・調査業務の共同化

- ・ スtockマネジメント計画に基づく、管路施設の点検業務を複数の市町村で共同発注する。
- ・ 共同発注にあたり、発注仕様の標準化、報告書様式の統一を図る。
- ・ 発注は、代表する市町が業務をとりまとめ、契約・支払手続きや履行監視を実施する。

表 2-11 参画市町村

グループ	参画市町村
1	瀬戸市、春日井市、尾張旭市、日進市、長久手市
2	小牧市、清須市、北名古屋市、豊山町
3	豊明市、東郷町
4	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
5	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町
6	半田市、常滑市、東海市、阿久比町、東浦町

【取組効果】

- ・ 共同発注のスケールメリットによる委託費の削減
- ・ 共同発注することによる業務の効率化
- ・ 共同発注することによる事務等の省力化及び執行体制の維持・確保
- ・ 技術的な情報やノウハウの共有
- ・ 技術力の向上・継承

2) 不明水調査業務の共同化

- ・ 下水道経営を悪化させる要因である管路施設の不明水調査業務を複数の市町村で共同発注する。
- ・ 主な内容は、現地観測、原因把握調査（TVカメラ調査含む）。
- ・ 共同発注にあたり、発注仕様の標準化、報告書様式の統一を図る。
- ・ 発注は、代表する市町村が業務をとりまとめ、契約・支払手続きや履行監視を実施する。

表 2-12 参画市町村

グループ	参画市町村
1	岡崎市、安城市、幸田町、西尾市
2	刈谷市、知立市

【取組効果】

- ・ 共同発注のスケールメリットによる委託費の削減
- ・ 共同発注することによる業務の効率化
- ・ 共同発注することによる事務等の省力化及び執行体制の維持・確保
- ・ 技術的な情報やノウハウの共有
- ・ 技術力の向上・継承

3) ポンプ場施設の維持管理業務の共同化

- ・ 各市町村が管理する中継ポンプ場、マンホールポンプ（宅内マンホールポンプ含む）の保守点検業務を複数の市町村で共同発注する。
- ・ 共同発注にあたり、発注仕様の標準化、管理基準の統一を図る。
- ・ 発注は、代表する市町村が業務をとりまとめ、契約・支払手続きや履行監視を実施する。

表 2-13 参画市町村

グループ	参画市町村
1	碧南市、高浜市

【取組効果】

- ・ 共同発注のスケールメリットによる委託費の削減
- ・ 共同発注することによる業務の効率化
- ・ 共同発注することによる事務等の省力化及び執行体制の維持・確保
- ・ 技術的な情報やノウハウの共有
- ・ 技術力の向上・継承

6.1.6 下水道事務等の共同化（ソフト面の連携）

（１）取組概要

各市町村の日常の窓口業務である給排水設備指定業者登録等事務は、共通的な業務であるため、複数の市町で事務の一部を一元化（集約化）することにより、業務の効率化及び事務等の省力化を図る。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、給排水設備工事申請業務の効率化・省力化を図るために申請手続きをオンライン化する。また、システム整備を複数の市町村で共同発注することにより、システム導入費や各市町村のシステム維持費負担額の低減を図る。

（２）具体的な取組

１）給排水設備指定業者登録等事務の共同化

- ・ 各市町村が行う窓口業務である給排水設備指定業者の新規・変更登録等に係る受付事務を窓口となる市町村に一元化（集約化）する。
- ・ 申請受付、書類審査の事務手続きは窓口となる市町村で実施する。
- ・ 共同化にあたり、申請書類の統一化を図る。
- ・ 共同化の対象は、給水・排水設備指定業者の多くは重複しているため、給排水の設備指定業者とする。

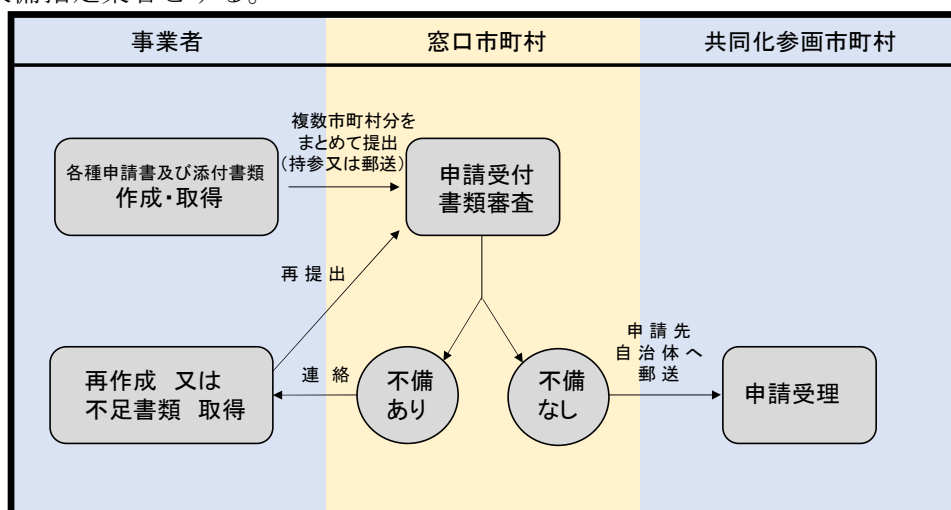


図 2-23 給排水設備指定業者登録等事務の共同化の事務フロー（イメージ）

表 2-14 参画市町村

グループ	参画市町村
1	名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊明市、尾張旭市、日進市、清須市、長久手市、一宮市、江南市、岩倉市、扶桑町、愛西市、あま市、蟹江町、常滑市、大府市、東浦町、武豊町 ※上記参画市町は、排水設備指定業者登録等事務におけるもの。
2	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町 ※上記参画市町は、排水設備指定業者登録等事務におけるもの。

【取組効果】

- ・登録事務作業の軽減による人件費の削減
- ・一元化（集約化）することによる業務の効率化
- ・一元化（集約化）することによる事務等の省力化及び執行体制の維持・確保

2) 給排水工事オンライン申請システムの共同化

- ・ 各市町村が行う窓口業務である給排水設備の工事申請から完了までの各種手続きをオンライン化する。
- ・ オンライン化するためのシステム導入の業務を複数の市町村で共同発注する。
- ・ システムの管理運営にあたっては、協議会の設立を想定している。
- ・ 共同化の対象となるシステム仕様については、給水と排水の設備指定業者の多くは重複しているため、給排水設備の両手続きを対象とする。

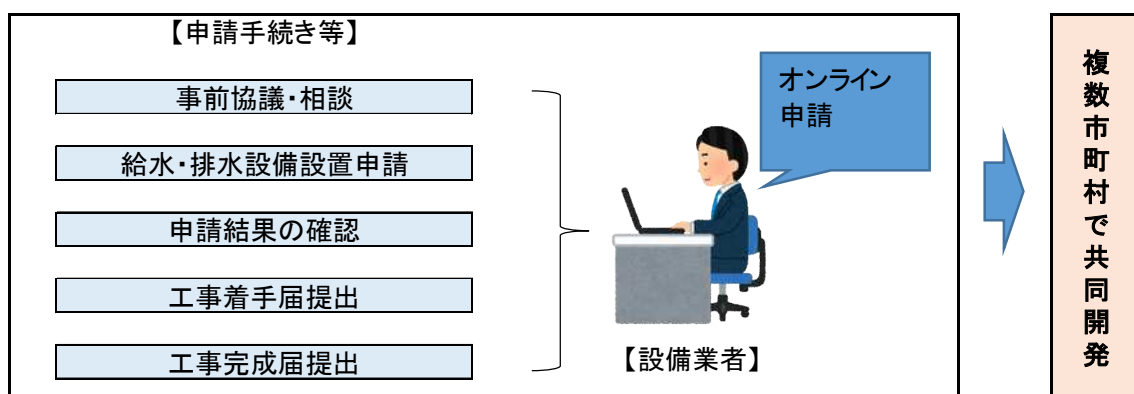


図 2-24 給排水工事オンライン申請システムの共同化（イメージ図）

表 2-15 参画市町村

グループ	参画市町村
1	豊田市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、東海市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、武豊町

【取組効果】

- ・ オンライン化による人件費の削減
- ・ 共同発注することによるシステム導入費や各市町のシステム維持費負担額の低減
- ・ オンライン化による業務の効率化
- ・ オンライン化による事務等の省力化及び執行体制の維持・確保

6.1.7 災害訓練等の共同化（ソフト面の連携）

（1）取組概要

職員数の減少や技術レベルの低下など、災害時の危機管理体制を含む「執行体制の確保」という課題に対し、県、市町村及び関係団体等が災害訓練を実施するなど、組織の枠を越えた共同体制を構築することで、災害時における迅速な応急活動や復旧活動を実現するための災害時対応の強化を図る。

（2）具体的な取組

1) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理にかかる相互応援

【概要】 災害時における一般廃棄物処理業務と下水処理業務の相互応援体制を構築することで、被災により各施設での処理が不能となるような不測の事態に対応する。

【対象団体】 県及び全市町村

【取組効果】 危機管理体制の強化
災害対応能力の向上
被災した自治体への支援の迅速化
被災自治体の負担の軽減

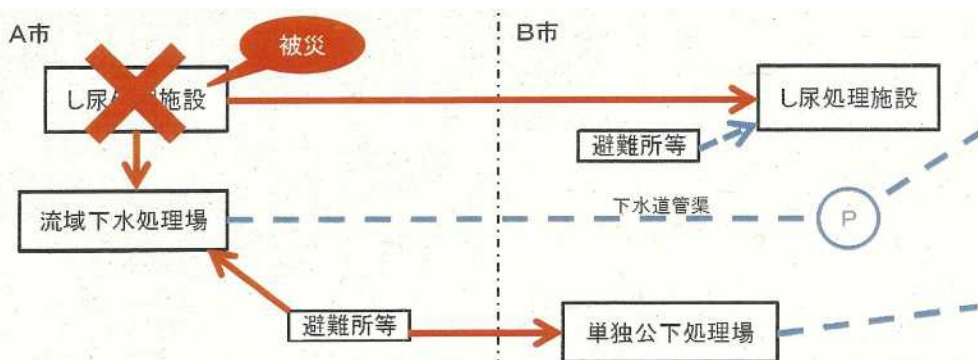


図 2-25 被災時の応援体制（イメージ図）

2) 保有する資機材の相互融通

【概要】 災害時の早急応急復旧のため、応急復旧資機材の保有状況等の情報共有と相互融通できる仕組みを整備する。

（保有資機材）

・排水機材、管きょ作業機材、作業車両、保安機材、測量器具等

【対象団体】 県及び全市町村

【取組効果】 危機管理体制の強化
災害対応能力の向上
被災した自治体への支援の迅速化
被災自治体の負担の軽減

3) 災害訓練の共同化

【 概要 】 県、市町村、関係団体参加のもと、合同で災害訓練を実施する。

(訓練内容)

- ・ 電話、メールを用いた情報伝達訓練
- ・ 災害時の現地調査を想定した実地訓練等
- ・ 下水道BCPに基づく図上訓練等

【対象団体】 県、全市町村及び愛知水と緑の公社

【取組効果】 危機管理体制の強化
災害対応能力の向上
技術力の向上・継承
下水道BCPの改善

4) 災害時支援協定の締結

【概要】 災害時の迅速な応急活動や復旧を行う体制を構築するため、関係団体等と災害時支援協定を締結することにより、協力体制を構築する。全国上下水道コンサルタント協会とは、県と市町村が一括で協定を締結し、協力体制を構築する。その他の団体についても、必要に応じて、協定を締結していない市町村が今後協定を締結し、対象施設を拡大することで、災害時対応力を強化する。

(関係団体)

- ・公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
- ・地方共同法人 日本下水道事業団
- ・公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
- ・一般社団法人 日本下水道施設業協会
- ・一般社団法人 地域環境資源センター

【対象団体】 県及び全市町村

【取組効果】 危機管理体制の強化
 災害対応能力の向上
 被災した自治体への支援の迅速化
 被災自治体の負担の軽減

【協定内容】

関係団体	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	地方共同法人 日本下水道事業団	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
支援事業	下水道	下水道	下水道 農業集落排水
支援対象	管路施設 処理場 ポンプ場	処理場 ポンプ場	管路施設
主な支援内容	・被害状況現地調査 ・災害査定資料の作成支援	・被害状況現地調査 ・災害報告資料作成 ・応急復旧工事 ・災害査定資料の作成支援	・被害状況現地調査 ・緊急点検 ・清掃、汚水搬送 ・応急復旧工事 ・資機材の調達・提供
参画市町村	【共同化】 県及び市町村(一括協定)	県及び市町村	県及び市町村

関係団体	一般社団法人 日本下水道施設業協会	一般社団法人 地域環境資源センター
支援事業	下水道	農業集落排水
支援対象	機械・電気設備	管路施設 処理場 ポンプ場
主な支援内容	・被害状況現地調査 ・緊急点検 ・応急復旧工事	・被害状況現地調査 ・災害査定資料の作成支援 ・資機材の調達・提供
参画市町村	県及び市町村	市町村

6.1.8 人材育成の共同化（ソフト面の連携）

（１）取組概要

自治体職員の技術的知識の取得・継承を目的に、県、市町村及び関係団体等で組織の枠を越えた下水道関係職員の交流や研修等を共同で開催するなど、次世代を担う人材の育成を目指した取組の強化を図る。

（２）具体的な取組

下水道研修

【 概要 】 ①下水道研修

下水道行政に関する基礎的知識の習得

②あいち心の浄化センター（愛知県版下水道場）

下水道に関する課題に対するディスカッションと解決策の発表

③下水道出前講座勉強会

自治体が開催する小学生向け出前講座の講習会

④下水道研究報告会

下水道に関する知識や体験、研究成果の発表

⑤みずからまもる雨水塾

浸水対策に関する情報提供や勉強会

【対象団体】 県、全市町村及び愛知水と緑の公社

【取組効果】 下水道に関する基礎的知識の習得

技術力の向上

若手職員への技術力及びノウハウの継承

情報共有と人的ネットワークの形成

企画立案能力、プレゼンテーション能力の向上



6.2 スケジュール

広域化・共同化の取組のスケジュールを、短期（5年程度）、中期（10年程度）、長期的な方針（概ね20～30年）に分類し、ハード面の連携、ソフト面の連携ともに整理した。

なお、今後の調整等により、内容やスケジュールが変更となる場合がある。

市町村、流域等	連携に関わる施設名等	スケジュール		
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期的な方針 (概ね20～30年)
(施設の統廃合)				
名古屋市	下水道(堀留、熱田、伝馬町) ➡ 下水道(山崎)	地元調整等、法手続き、設計、事業実施		事業実施
豊橋市	下水道(野田) ➡ 下水道(中島)	地元調整等、法手続き、事業実施		
	コミプラ(天津) ➡ 下水道(富士見台)	詳細検討 地元調整等	設計 事業実施	
一宮市 日光川上流流域下水道 五条川右岸流域下水道	下水道(西部) ➡ 下水道(日光川上流流域)	設計、事業実施	事業実施	事業実施
	下水道(東部) ➡ 下水道(五条川右岸流域) ➡ 下水道(日光川上流流域)	詳細検討 法手続き	設計	事業実施
春日井市	下水道(高蔵寺) ➡ 下水道(南部)	地元調整等 法手続き、設計	事業実施	事業実施
豊川市 豊川流域下水道	農業集落排水(正岡) ➡ 下水道(豊川流域)	設計、地元調整等 事業実施		
津島市 日光川下流流域下水道	下水道(津島市) ➡ 下水道(日光川下流流域)			詳細検討、設計 事業実施
	コミプラ(こがね) ➡ 下水道(日光川下流流域)	設計、地元調整等 事業実施		
	コミプラ(宇治) ➡ 下水道(日光川下流流域)		詳細検討、設計 地元調整等	事業実施
豊田市 矢作川流域下水道	下水道(鞍ヶ池) ➡ 下水道(矢作川流域)	地元調整等、法手続き、設計、事業実施	事業実施	
	農業集落排水(御船) ➡ 下水道(矢作川流域) コミプラ(幸穂台) ➡ 下水道(矢作川流域)	地元調整等、法手続き、設計、事業実施 地元調整等	事業実施 法手続き、設計 事業実施	
豊田市 境川流域下水道	農業集落排水(高岡中部) ➡ 下水道(境川流域)	地元調整等、法手続き、設計、事業実施	事業実施	
安城市 矢作川流域下水道 衣浦東部流域下水道	農業集落排水(福釜東部) ➡ 下水道(矢作川、衣浦東部流域)	法手続き、設計 事業実施	事業実施	
西尾市 矢作川流域下水道	農業集落排水(三和東部、駒場) ➡ 下水道(矢作川流域)	詳細検討、法手続き 地元調整等	設計、事業実施	事業実施
	農業集落排水(室場中部、川崎、鳥羽、室場南部、平原、山口谷、福地西部、友国) ➡ 下水道(矢作川流域)	詳細検討 地元調整等	法手続き	設計 事業実施
	農業集落排水(洲崎、津平、小野ヶ谷、南中根、宮迫駿馬、吉良北部、八幡、鹿川、福地東部、福地中部) ➡ 下水道(矢作川流域)			詳細検討、設計 事業実施
犬山市 五条川左岸流域下水道	農業集落排水(入鹿神尾) ➡ 下水道(五条川左岸流域)	詳細検討	設計、地元調整等 事業実施	事業実施
稲沢市 日光川上流流域下水道	農業集落排水(天池、三宅、東城前浪) ➡ 下水道(日光川上流流域)	法手続き、設計 地元調整等	事業実施	
	農業集落排水(丸渕) ➡ 下水道(日光川上流流域)	地元調整等、法手続き	設計、事業実施	

市町村、流域等	連携に関わる施設名等	スケジュール		
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期的な方針 (概ね20～30年)
稲沢市 日光川上流流域下水道	農業集落排水(牧川南部) ⇒ 下水道(日光川上流流域)	地元調整等、法手続き	設計、事業実施	事業実施
	農業集落排水(長岡東部、千代) ⇒ 下水道(日光川上流流域)	詳細検討	地元調整等、 法手続き	設計、事業実施
	農業集落排水(長岡西部) ⇒ 下水道(日光川上流流域)		詳細検討	法手続き、設計、 地元調整等、事業実施
	農業集落排水(平和(城西嫁振)、 六輪南部) ⇒ 下水道(日光川上流流域)			詳細検討、法手続き、 設計、地元調整等、 事業実施
稲沢市 日光川下流流域下水道	コミプラ(平六) ⇒ 下水道(日光川下流流域)	設計、地元調整等 法手続き	事業実施	
	農業集落排水(谷熊六連、藤七原) ⇒ 下水道(田原)	詳細検討、設計 地元調整等	事業実施	
田原市	農業集落排水(百々) ⇒ 下水道(田原)		詳細検討、設計 地元調整等	事業実施
	農業集落排水(向新) ⇒ 下水道(渥美)	詳細検討	設計、地元調整等 法手続き	事業実施
	農業集落排水(新美) ⇒ 農業集落排水(神戸)	詳細検討、設計 地元調整等	事業実施	
	農業集落排水(宇津江) ⇒ 農業集落排水(野田)	詳細検討	設計、地元調整等 事業実施	事業実施
	農業集落排水(泉南部) ⇒ 農業集落排水(泉北部)	詳細検討	設計、地元調整等 法手続き	事業実施
	コミプラ(夕陽が浜) ⇒ 下水道(渥美)	詳細検討	設計、地元調整等 法手続き、事業実施	
	農業集落排水(本部田・東條、佐屋 中央、西保) ⇒ 下水道(日光川下流流域)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
	コミプラ(永和台、東八幡、西八幡 団地、諸桑団地) ⇒ 下水道(日光川下流流域)	詳細検討	設計、地元調整等 事業実施	
愛西市 日光川下流流域下水道	コミプラ(佐屋中央) ⇒ 下水道(日光川下流流域)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
	農業集落排水(鶴多須、東川) ⇒ 農業集落排水(二子)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
愛西市	農業集落排水(山路) ⇒ 農業集落排水(森川)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
	農業集落排水(赤目、四会) ⇒ 農業集落排水(早尾)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
	農業集落排水(西鶴戸) ⇒ 農業集落排水(小茂井)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
	農業集落排水(八開南部) ⇒ 農業集落排水(八開中部)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
	農業集落排水(十四山北部、弥富 北西部、広大海、十四山東部、鍋 田、十四山南部、十四山西部) ⇒ 下水道(日光川下流流域)		詳細検討	設計、地元調整等 事業実施
	コミプラ(楽荘) ⇒ 下水道(日光川下流流域)	地元調整等 法手続き	設計、事業実施	
みよし市 境川流域下水道	農業集落排水(明知、福谷) ⇒ 下水道(境川流域)	設計、法手続き 事業実施	事業実施	
	農業集落排水(新田根浦、福田) ⇒ 下水道(境川流域)	設計、法手続き	事業実施	
	農業集落排水(打越、筋生) ⇒ 下水道(境川流域)	法手続き	設計	事業実施
	コミプラ(明知上) ⇒ 下水道(境川流域)	設計、法手続き	事業実施	
	コミプラ(南台) ⇒ 下水道(境川流域)	法手続き	設計	事業実施
	蟹江町 日光川下流流域下水道	コミプラ(蟹江南) ⇒ 下水道(日光川下流流域)	詳細検討	

市町村、流域等	連携に関わる施設名等	スケジュール		
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期的な方針 (概ね20~30年)
		幸田町 矢作川流域下水道	農業集落排水(高力、大草、荻、坂崎) ➡ 下水道(矢作川流域)	事業実施
	農業集落排水(長嶺久保田、野場、六栗) ➡ 下水道(矢作川流域)	設計 事業実施		
	農業集落排水(桐山、上六栗) ➡ 下水道(矢作川流域)	設計 事業実施	事業実施	
蒲郡市幸田町衛生組合 (蒲郡市、幸田町) 蒲郡市	し尿処理(清幸園) ➡ 下水道(蒲郡市)	詳細検討、設計	設計、事業実施	
日進市、長久手市、東郷町	し尿処理(日進美化、香流苑) ➡ 下水道(日進市南部)	事業実施		
(汚泥処理の共同化)				
名古屋市	下水道(山崎) ➡ 下水道(空見)	設計、事業実施		
常滑市、東海市、知多市 衣浦西部流域下水道	下水道(常滑市、東海市、知多市(南部)) ➡ 下水道(衣浦西部流域)	事業実施		
11流域下水道 矢作川、境川、衣浦西部、衣浦東部、豊川、五条川左岸、日光川上流、五条川右岸、新川東部、日光川下流、新川西部流域下水道	11流域下水道 矢作川、境川、衣浦西部、衣浦東部、豊川、五条川左岸、日光川上流、五条川右岸、新川東部、日光川下流、新川西部浄化センター	設計、事業実施		
(し尿処理施設の下水道への接続)				
稲沢市 日光川上流流域下水道	し尿処理(平和) ➡ 下水道(日光川上流流域)	設計 事業実施		
中部知多衛生組合(半田市、常滑市、武豊町) 衣浦西部流域下水道	し尿処理(中部知多) ➡ 下水道(衣浦西部流域)	事業実施		
北名古屋衛生組合(北名古屋市、豊山町) 新川東部流域下水道	し尿処理(鴨田) ➡ 下水道(新川東部流域)	地元調整等	設計、事業実施	
(他処理区への編入)				
日進市、東郷町	下水道(東郷町) ➡ 下水道(日進市)			設計 事業実施
愛西市、蟹江町	下水道(愛西市、蟹江町)	事業実施		

市町村	取組メニュー	スケジュール		
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期的な方針 (概ね20～30年)
(維持管理業務の共同化)				
瀬戸市、春日井市、尾張旭市、日進市、長久手市	管路施設の点検・調査の共同化	事業実施		
小牧市、清須市、北名古屋市、豊山町	管路施設の点検・調査の共同化	調整、準備等 事業実施		
豊明市、東郷町	管路施設の点検・調査の共同化	調整、準備等 事業実施		
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	管路施設の点検・調査の共同化	調整、準備等 事業実施		
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町	管路施設の点検・調査の共同化	調整、準備等 事業実施		
半田市、常滑市、東海市、阿久比町、東浦町	管路施設の点検・調査の共同化	調整、準備等 事業実施		
岡崎市、安城市、幸田町、西尾市	不明水調査の共同化	調整、準備等 事業実施		
刈谷市、知立市	不明水調査の共同化	調整、準備等 事業実施		
碧南市、高浜市	ポンプ場施設の維持管理業務の共同化	調整、準備等 事業実施		
(下水道事務等の共同化)				
名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊明市、尾張旭市、日進市、清須市、長久手市、一宮市、江南市、岩倉市、扶桑町、愛西市、あま市、蟹江町、常滑市、大府市、東浦町、武豊町	給排水設備指定業者の登録等事務の共同化	調整、準備等 事業実施		
豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	給排水設備指定業者の登録等事務の共同化	調整、準備等 事業実施		
豊田市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、東海市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、武豊町	給排水工事オンライン申請システムの共同化	調整、準備等 事業実施		
(災害訓練等の共同化)				
愛知県、県内市町村	災害時の一般廃棄物処理及び下水道処理にかかる相互応援保有する資機材の相互融通 災害訓練の共同化 災害時支援協定の締結	調整、準備等 事業実施		
(人材育成の共同化)				
愛知県、県内市町村	下水道研修 あいち心の浄化センター 下水道出前講座勉強会 下水道研究報告会	調整、準備等 事業実施		

【詳細検討】：事業実施可否の検討も含めた詳細な検討

【地元調整等】：地元や関係団体等との調整

【法手続き】：各種計画変更手続き等

【設計】：基本設計、詳細設計等

【事業実施】：建設工事着手～完了・供用開始まで

6.3 まとめ

本県では、県内の汚水処理の抱える課題として整理した「施設の老朽化」、「執行体制の確保」等に対し、汚水処理の持続性の確保を図るために、複数のハード面の連携、ソフト面の連携の取組を実施する。

ハード面の連携では、「施設の統廃合」「汚泥処理の共同化」「し尿処理施設の下水道接続」「他処理区への編入」のメニューを実施し、ソフト面の連携では「維持管理業務の共同化」「下水道事務等の共同化」「災害訓練等の共同化」「人材育成の共同化」の4つのメニューを実施する（表2-16）。

特に「施設の統廃合」は県内全247施設の内103施設で統廃合を実施することにより、現状の施設の約42%を削減する（表2-17）。

表2-16 取組のまとめ

メニュー		取組概要	取組数等	
ハード面	施設の統廃合	単独公共下水道 9施設 農業集落排水施設 74施設 コミュニティ・プラント 17施設 し尿処理施設 3施設	103 施設	県、21市町 (表2-17)
	汚泥処理の共同化	下水処理場で発生する汚泥を集約化・共同処理	3 箇所	県、4市
	し尿処理施設の下水道への接続	し尿処理施設を下水道へ接続	3 施設	県、6市町
	他処理区への編入	行政界に位置する区域同士の接続	2 箇所	4市町
ソフト面	維持管理業務の共同化	管路施設の点検・調査、不明水調査業務 ポンプ施設維持管理業務	9 グループ	37市町
	下水道事務等の共同化	給排水設備指定業者登録等事務 給排水工事オンライン申請システム	3 グループ	40市町
	災害訓練等の共同化	災害訓練の共同開催等		県、54市町村
	人材育成の共同化	研修等の共同開催		県、54市町村

表2-17 施設の統廃合による取組

種 別	全施設数 (2022)	統廃合施設数			統廃合後の施設数	施設の削減効果	
		短期 (5年程度)	中期 (10年程度)	長期 (概ね20~30年)			
下水道（単独公共）	46	9	2	1	6	37	約20%削減
農業集落排水施設	154	74	8	16	50	80	約48%削減
コミュニティ・プラント	18	17	1	10	6	1	約94%削減
し尿処理施設※	29	3	2	1	0	26	約10%削減
全 体	247	103	13	28	62	144	約42%削減

※し尿処理施設29施設の内、11施設は水処理施設の一部を廃止し下水道へ接続済

広域化・共同化の取組効果について、ハード面の連携、ソフト面の連携に分けて、以下にとりまとめた（表 2-18、表 2-19）。

ハード面の連携については、統合される施設の改築更新費・維持管理費の削減、スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価・維持管理単価の低減といった支出の抑制を図る効果が得られる。同時に、波及的効果として、放流水質レベルの向上、施設管理・運営の省力化、人員・執行体制の維持・確保、カーボンニュートラルへの貢献なども期待できる。

表 2-18 ハード面の連携の主な効果

取組	取組メニュー	主な効果
施設の統廃合	下水道の統合	<ul style="list-style-type: none"> ・統合される施設の改築更新費、維持管理費の削減 ・統合による処理レベルの向上（放流水質レベルの向上） ・スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減 ・スケールメリットによる統合先の維持管理単価の低減 ・統合先の流入水量増加による施設利用率の向上 ・共同で施設管理を行うことによる維持管理業務等の省力化 ・管理する施設の集約化（減少）による 施設管理・運営の効率化 ・施設廃止後の用地の有効活用 ・処理場廃止による周辺環境の改善 ・統合による人員・執行体制の維持・確保 ・カーボンニュートラルへの貢献 施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減（温室効果ガス排出量の削減）
	農業集落排水施設の下水道等への廃合	
	コミュニティプラントの下水道への廃合	
	し尿処理施設の統合（し尿処理施設の廃止）	
汚泥処理の共同化		<ul style="list-style-type: none"> ・統合される施設の改築更新費、新設費、維持管理費の削減 ・スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減 ・スケールメリットによる統合先の維持管理単価の低減 ・共同で施設管理を行うことによる維持管理業務等の省力化 ・管理する施設の集約化による 施設管理・運営の効率化 ・共同で施設管理を行うことによる人員・執行体制の維持・確保 ・共同処理を行うことによる汚泥処理先の確保 ・共同処理を行うことによる汚泥処理の安定化 ・カーボンニュートラルへの貢献（温室効果ガス排出量の削減） <ul style="list-style-type: none"> ◦ 施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減 ◦ 焼却廃熱を有効利用した燃焼方式による燃料使用量の削減 ◦ 焼却廃熱を有効利用し発電することによる購入電力の削減 ◦ 新技術を取り入れた焼却による温室効果の高い一酸化二窒素の削減
し尿処理施設の下水道への接続		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道へ接続する施設の改築更新費、維持管理費の削減 ・スケールメリットによる統合先の増設施設の建設単価の低減 ・スケールメリットによる統合先の維持管理単価の低減 ・下水道への接続による維持管理業務等の省力化 ・下水道への接続による施設管理・運営の効率化 ・下水道接続による人員・執行体制の維持・確保 ・カーボンニュートラルへの貢献 施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減（温室効果ガス排出量の削減）
他処理区への編入		<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な整備による建設費、維持管理費の削減 ・カーボンニュートラルへの貢献 施設の集約化による運営の効率化に伴うエネルギー（燃油・電力）使用量の削減（温室効果ガス排出量の削減）

ソフト面の連携の内、維持管理業務や下水道等事務の共同化については、共同化による委託費・人件費の削減といった支出の抑制を図る効果が得られる。同時に、波及的効果として、業務の効率化、事務等の省力化、人員・執行体制の維持・確保、技術力の向上・継承なども期待できる。

災害訓練等の共同化については、危機管理体制の強化、災害対応能力の向上などの効果が得られる。

人材育成の共同化については、下水道に関する基礎知識の習得、技術力の向上などの効果が得られる。

表 2-19 ソフト面の連携の主な効果

取組	取組メニュー	主な効果
維持管理業務の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設の点検・調査業務の共同化 ・不明水調査業務の共同化 ・ポンプ場施設の維持管理業務の共同化 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発注のスケールメリットによる委託費の削減 ・共同発注することによる業務の効率化 ・共同発注することによる事務等の省力化 ・共同発注することによる人員・執行体制の維持・確保 ・技術的な情報やノウハウの共有 ・技術力の向上・継承
下水道事務等の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備指定業者登録等事務の共同化 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事務作業の軽減による人件費の削減 ・一元化(集約化)することによる業務の効率化 ・一元化(集約化)することによる事務等の省力化 ・一元化(集約化)することによる執行体制の維持・確保
	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水工事オンライン申請システムの共同化 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化による人件費の削減 ・共同発注することによるシステム導入費や各市町のシステム維持費負担額の低減 ・オンライン化による業務の効率化 ・オンライン化による事務等の省力化 ・オンライン化による執行体制の維持・確保
災害訓練等の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の一般廃棄物処理及び下水処理にかかる相互応援 ・保有する資機材の相互融通 ・災害訓練の共同化 ・災害時支援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制の強化 ・災害対応能力の向上 ・被災した市町村への支援の迅速化 ・被災した市町村の負担軽減 ・技術力の向上・継承 ・下水道BCPの改善
人材育成の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道研修 ・あいち心の浄化センター ・下水道出前講座勉強会 ・下水道研究報告会 ・みずからまもる雨水塾 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道に関する基礎知識の習得 ・技術力の向上 ・若手職員への技術力及びノウハウの継承 ・情報共有と人的ネットワークの形成 ・企画立案能力、プレゼンテーション能力の向上

第7章 進捗管理

広域化・共同化の取組を着実に実行するため、PDCAサイクルによるマネジメントを行う。

- 県及び市町村が参加する会議を開催し、取組の点検や進捗確認を行う。
- 各取組は、概略検討により実現可能性があるものとして、とりまとめたものを含んでおり、事業の実施にあたっては、引き続き詳細な検討を行った上で取組の点検を行い、差異が生じれば、適宜計画に反映する。
- 各取組の進行状況や実行する中で生じた課題等を整理し、各自治体間で情報共有する。
- 新たな取組についても積極的に検討や調整を進めていくこととし、必要に応じて、新たなメニューとして計画に追加する。
- 本計画を含む全県域汚水適正処理構想の見直しについては、社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、概ね5年に1回程度を目安に実施する。

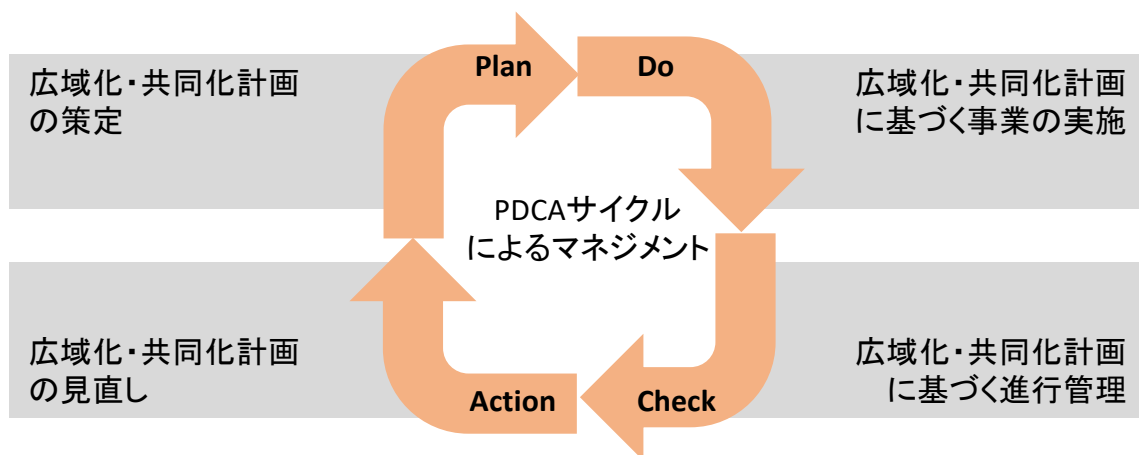


図 2-26 PDCA サイクルによるマネジメント